

設置の趣旨等を記載した書類

《 目 次 》

ア 設置の趣旨および必要性	1
イ 研究科・専攻の名称および学位の名称	5
ウ 教育課程の編成の考え方およびその特色	5
エ 教員組織の編成の考え方および特色	9
オ 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件	11
カ 施設・設備等の整備計画	15
キ 基礎となる学部（又は修士課程）との関係	17
ク 入学者選抜の概要	18
ケ 大学院設置基準第2条の2または第14条による教育方法の実施	21
コ 管理運営	22
サ 自己点検・評価	23
シ 情報の公表	24
ス 教育内容等の改善のための組織的な研修等	34

設置の趣旨等を記載した書類

ア. 設置の趣旨および必要性

(1) 設置の基本方針

<設置に至る経緯>

同志社女子大学は、新島襄の先駆的な女子教育への情熱に基づいて設立された「女子塾」を起源とする。明治9（1876）年の創立以来、「キリスト教主義」、「国際主義」、「リベラル・アーツ」を基本的な教育理念として、円満な人格を涵養し、国際的視野に立って建設的にかつ責任をもって生活し得る女性の育成に努めてきた。

「キリスト教主義」とは、キリストの教えに基づく自由と愛の精神を尊重する人格教育を実践することである。「国際主義」とは、新島襄の欧米における研鑽体験に基づき、国際的視野に立って世界を理解し、言語・宗教・文化等の違いを超えて、共生を目指す精神をもって国際社会に貢献しうる能力を養う教育を行うことである。「リベラル・アーツ」とは、「人間とは何か、いかに生きべきか」という根源的な問いについて多様な視点から考察する精神を涵養する教育を展開することである。とくに、今日のように学問領域が広がりを見せ、高度化・専門化が著しく進む学問状況にあっては、ともすれば人間そのものが見失われてしまう危険性があるだけに、豊かな知性と高貴な人格を兼ね備えた人間教育が求められている。

新島襄は、新しい世の中にふさわしい医療人を養成したいという強い理想のもと、明治19（1886）年、同志社病院・京都看病婦学校での診療と看護教育を開始した。新島の死後、学校は同志社の手を離れたが、医師 佐伯理一郎により引き継がれ、第二次世界大戦後、看護の新制度になるまで続いた。そうした経緯を経て、看護学部は、平成27（2015）年に本学6番目の学部として開設、同年4月に1期生を迎えた。平成31（2019）年3月には、初めての卒業生を輩出する。看護学部は、時代を越えて新島や佐伯の医療・看護に対する志を受け継ぎ、現代の多様化した看護ニーズに対応できる看護職者の育成に取り組んでいる。

日本は現在、世界に類をみない少子高齢化が進展し、医療・医学のめざましい進歩と医療技術の高度化、人々の医療に対するニーズの多様化等、社会・医療をめぐる環境は大きく変化している。そのような中で、看護職者においては、看護業務の複雑化・高度化、活動の場の拡大等に伴い、質の高い看護実践の提供が必要となっている。特に、看護の対象となる人の健康を生活環境や社会とのつながりの中で広域にとらえ、その人の状況に対応した看護をしっかりと考え、実践する能力が求められている。本学が平成27（2015）年度に看護学部看護学科を開設し、看護基礎教育の充実と発展に努力しているのは、こうした背景からである。加えて、今後さらに、看護支援方法の研究開発や、看護実践の質向上に寄与する看護学研究者、看護学の教育者に対するニーズがますます増加していくことをふまえて、看護学部設置認可申請時より、看護学部の完成年度を待つことなく大学院修士課程を設置することを想定したうえで、教員の質を考慮するとともに、教室等施設も研究科設

置に対応できるように整備してきた。そして、看護学部開設から4年目を迎えた平成30(2018)年4月に、大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を開設した。

本専攻修士課程では、リサーチマインドを有し臨床における判断力や指導力、専門的知識と技術の向上・開発を目指す看護職者、より精深な学識と研究能力を修得し教育研究者を目指す看護職者の育成、また、時代の流れに沿った医療環境の大きな変化に対応できる高度な助産学の知識・技術を有した助産師の育成に取り組んでいる。まだ、修了生は輩出していないが、修了後の進路として、看護・助産の現場や教育機関等を希望している。中には、設置されれば、いずれは本学の博士課程で学びたいと希望している者もいる。修士課程に続いて博士課程(後期)を設置することで、修士課程で培ってきた内容をさらに発展、深化させていくことができることから、博士課程(後期)の開設に期待が寄せられている。

<設置の必要性>

日本は、1990年代から大学院重点化政策により大学院教育改革が進展してきた。平成27(2015)年には、中央教育審議会大学分科会より「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～(審議まとめ)」が発表された。そのなかで、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる人材である高度な知のプロフェッショナル育成のための大学院教育改革の推進の重要性を示している。

現在、本専攻修士課程において、精深な学識と研究能力を修得し教育研究者を目指す看護職者の育成および高度な助産学の知識・技術を有した助産師の育成に取り組んでいる。続いて博士課程(後期)を設置し、修士課程で培った内容をさらに発展、深化させていくことにより、看護学の教育研究者として科学的な思考に基づいた高度な教育研究力を有した人材を輩出することは、国が進める大学院教育改革の方向性に沿っており、設置の意義があると考えられる。

また、近年、全国の看護系大学数は急増しており、平成30(2018)年には265校にもものぼり、平成3(1991)年の11校に対し約24倍となっており、そのうち176校が修士課程を、95校が博士後期課程を有している。このような状況の下、看護系大学教員の量的かつ質的な不足が指摘され、大学院博士後期課程修了者には、高度看護実践者や研究者だけでなく大学教育に携わる教育者としての役割が求められるようになってきた。日本看護系大学協議会が実施した「看護系大学の教育等に関する実態調査(2016年度状況調査)」によると、回答した250校の国公私立の看護系大学において、7,772名の教員のうち、博士学位を保有する教員は2,491名(32.1%)に留まっている。【資料1】少子高齢化の進展や高度化・多様化する医療ニーズに対応できる質の高い看護系人材の育成の場である看護系大学の教員には、看護教育の質保証を担える人材が求められており、その量的な不足とともに喫緊の

課題となっている。中でも、看護基礎教育の中核である臨地実習での教育は、実践と教育研究の有機的な連携が求められ、高度な教育研究力と臨床や教育における実践知の構造化や言語化の能力をもつ看護系教員の育成は急務である。急速な少子・高齢化、多様な健康観や格差社会・国際化社会、そして高度先進医療などを背景に、健康に関する課題は多様化し、様々なニーズを抱えた人々への看護ケアの質的向上が要請され、看護教育の現場は、ますます質の高い看護系人材の養成を期待されている。看護学領域における学術研究の質的向上とともに、看護教育の質的向上が求められており、その実現に向けて、今以上に看護教育の担い手となる看護系大学院の博士後期課程修了者を輩出することが必要であると考える。

しかし、本学が所在する京都府を含む近畿地区（2府4県）の看護系大学においては、博士後期課程まで開設している大学院は、平成30（2018）年度時点で国公立大学あわせて15校であり、入学定員は合計104名である。入学定員充足状況は、平成30（2018）年度では、104名の入学定員に対し、入学者は128名となっている。入学者数が入学定員を下回る大学院は4校であるが、近畿地区15校の平均入学定員充足率は116.8%で、全体としては入学定員を上回る入学者を確保している。そのなかで京都府に限れば、看護系大学院の博士後期課程は3校で合計21名の定員に対し、31名の入学者数である。3校すべてが入学定員を上回る入学者を確保しており、3校の平均入学定員充足率は140.0%となっている。したがって、近畿地区そのなかでも京都府において、看護系大学院の博士後期課程は十分に整備されているとはいえない状況にある。【資料2】

人々の健康と医療を担う看護系大学にとって、教育研究におけるニーズを学際的に探究し、臨床現場、地域包括ケアなどの多様な場で活躍する高い能力と高度な専門性を有した人材の育成は急務であり、その研鑽の場としての博士課程（後期）の設置は喫緊の課題である。

（2）設置の理念と目的

同志社女子大学は、看護学部看護学科、学芸学部音楽学科・メディア創造学科・国際教養学科、現代社会学部社会システム学科・現代こども学科、薬学部医療薬学科、表象文化学部英語英文学科・日本語日本文学科、生活科学部人間生活学科・食物栄養科学科の6学部11学科から成り、収容定員は計5,820名である。同志社女子大学大学院においては、文学研究科は、英語英文学専攻（博士課程）・日本語日本文化専攻（博士課程）・情報文化専攻（修士課程）の3専攻、国際社会システム研究科国際社会システム専攻（修士課程）、薬学研究科医療薬学専攻（博士課程）、生活科学研究科は、生活デザイン専攻（修士課程）・食物栄養科学専攻（修士課程）の2専攻、平成30年に看護学研究科看護学専攻（修士課程）が開設し、5研究科8専攻で収容定員は修士課程（博士課程（前期）を含む）104名、博士課程（後期）40名である。

本学の教育研究は、創立以来の教育理念である、良心教育を柱とする「キリスト教主義

教育」、「国際主義教育」、「リベラル・アーツ教育」の3つの柱によって実践され、大学院にも継承されており、同志社女子大学大学院学則の第1条に「同志社女子大学大学院は、立学の精神に基づき学部の教育の基礎のうえに、学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与する女性の育成を目的とする。」と規定されている。また、この教育研究上の理念に基づき、大学院学則の第2条には「本大学院に修士課程及び博士課程を置く。修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と規定されている。

創立以来、永年にわたって教育研究を展開してきた同志社女子大学には、高度な専門知識を磨くとともに、倫理観、使命感を持ち、幅広く精深な教養を有する豊かな人間性を持った人材育成にふさわしい環境が整っている。

このような環境のもとで、看護学研究科の修士課程では、看護実践能力を備えた質の高い看護職者の養成を行う看護学部を母体として、看護理論と実践に基づいた研究能力やエビデンスとナラティブを統合できる看護実践能力を備え、看護現象を探究できる人材育成を目指している。

看護学研究科の博士課程（後期）においては、博士課程（前期）（現修士課程）での教育・研究をさらに深化させ、看護学の研究者として自立した研究活動を行うのに必要な高度な研究力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを基本的な理念として、看護実践に活用可能な理論の構築や方法の開発を目指し、科学的な思考に基づいた高度な研究・教育・実践活動を推進することのできる女性を育成する。これらの人材を社会に輩出することで、看護学の発展と健康・福祉の向上に寄与することを目的とする。【資料3】

看護学研究科に博士課程が設置されれば、学士課程、博士課程（前期）（現修士課程）、さらに博士課程（後期）へと至る高等看護学教育における9年間の総合的な教育課程となる。また、看護学の知識の創出および実践者育成の博士課程（前期）と、看護学の理論構築などの研究者や教育者育成の博士課程（後期）による一貫した人材育成と学修環境を整えることができる。高度な「知のプロフェッショナル」として、研究・教育・実践活動を推進し、看護学の発展や健康・福祉の向上に寄与できる人材を育成するための生涯教育の拠点となりうる。

（3）養成する人材像と修了後の進路

博士課程（後期）においては、その教育理念・目的に基づいて養成する人材は、「新時代の大学院教育」（平成17（2005）年9月 中央教育審議会答申）が提唱するところの、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」、「知

識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」の機能を担うものであり、少子高齢社会の高度化・多様化する保健・医療の動向をみすえて、実践的で応用可能な看護学の理論の構築や方法を探究できる教育研究力を備え、指導的役割を担うことのできる人材を育成する。修了後に、教育研究、臨床や地域など多様なフィールドで活躍し、看護継続教育や学生の臨地実習に携わる看護職者、看護系大学教員等の次世代育成や看護学の発展に寄与できる女性の育成を図る。さらに、平成 27 年 9 月中央教育審議会大学分科会によりまとめられた「未来を牽引する大学院教育改革」における「知のプロフェッショナル」、すなわち高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、幅広く活躍できる人材の育成を目指す。

イ. 研究科・専攻の名称および学位の名称

同志社女子大学では、平成 27（2015）年に看護学部看護学科を設置し、同学科を基盤として平成 30（2018）年に看護学研究科看護学専攻修士課程（入学定員 6 名）を開設した。この教育研究の実績を基盤として、このたび博士課程（後期）を設置する。入学定員は 3 名とする。現在修士課程は、「看護学研究分野」と「助産学実践分野」の 2 分野から構成されている。この修士課程の上位に位置する博士課程（後期）は、看護学の教育研究・実践が発展していくことに寄与する人材育成を目指し、「看護学研究分野」の 1 分野で構成する。また、本課程の設置に合わせ、既存の修士課程を博士課程（前期）に名称変更し、前期 2 年・後期 3 年の区分制の博士課程とする。本研究科、専攻及び課程は、看護学を中心とした教育研究を推進する教育課程であるため、本研究科、専攻の名称及び学位の名称は以下の通りとする。また、英訳名称についても、国際的な通用性に留意し、以下の通りとする。

(1) 研究科の名称：看護学研究科

英訳名称：Graduate School of Nursing Science

(2) 専攻の名称：看護学専攻

英訳名称：Nursing Science

(3) 学位の名称：博士（看護学）

英訳名称：Doctor of Nursing Science

なお、博士課程（前期）については、従前どおり、修士（看護学）、
英訳名称：Master of Nursing Science とする。

ウ. 教育課程の編成の考え方およびその特色

「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」（平成 17（2005）年 9 月 中央教育審議会答申）では、博士課程について「研究者として自立して研究活動を行うに足る、または高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う」課程と定義されている。本学の博士課程（後期）

では、看護学の専門性を生かした体系的な教育を行うことで、変革する社会や保健・医療の課題解決に向けて、リーダーシップを発揮できる卓越した教育研究力を備えた高度な専門性を有する人材の育成を目指す。

なお、博士課程（後期）では、健康と福祉の向上並びに看護学の進展に貢献できる高度な専門性を有し、指導的役割を担うことのできる教育研究力を備えた人材を育成することを目的としていることから、その研究対象の分野は「保健衛生学関係（看護学関係）」となる。

（1）ディプロマ・ポリシー

本課程においては、全学共通の学位授与の方針に基づき、知識・理解、関心・意欲・態度、表現・技能・能力に関して、次の基準に達している者に博士（看護学）の学位を授与する。

【知識・理解】

- ・医療の高度化、複雑化・社会構造の変化や国際化などに伴う健康課題の多様化に対応した研究・教育の遂行に必要な広範かつ深い学識と理解力を修得している。

【関心・意欲・態度】

- ・看護学の発展と探究や健康・福祉の向上のために、自ら課題を発見し、主体的かつ継続的に課題解決に取り組む態度を有している。
- ・看護学の学識者としての倫理観を有し、独創的で高度な研究活動を持続する意思を有している。

【表現・技能・能力】

- ・広い視野と豊かな学識を基盤として、卓越性と独創性を発揮しうる看護学の研究力を有している。
- ・看護学の発展に寄与する研究を自立して推進する能力を有している
- ・研究的手法を用いて、新たな看護方法やヘルスケアシステムを構築し、評価できる能力を有している。
- ・看護学の研究成果やその応用を社会に発信できる能力を有している。

（2）教育課程の編成の考え方

教育課程は、上記のディプロマ・ポリシーを達成できるよう、看護学の研究推進に必要な高い倫理観を修得し、高度な専門的知識と実践を統合して、専門性を生かした体系的な教育を行うことで、変革する社会や医療の課題解決にリーダーシップを発揮できる卓越した教育研究力を備えた高度な専門性を有する人材の育成を目指す。【資料4】

以下、カリキュラム・ポリシーを示し、各科目の教育方法について示す。

(3) カリキュラム・ポリシー

本研究科のカリキュラム・ポリシーを以下のように定める。

【体系性】

- ・教育課程は、共通科目、専門科目、特別研究の3つの科目群から編成される。共通科目は専門科目の研究を深める上で基盤となる科目や看護学の発展の基礎となる科目群である。専門科目は専門分野における知識を習得する科目群、特別研究は専門科目の履修で明確になった研究課題を、研究のプロセスを経て研究論文としてまとめる科目である。
- ・専門科目は、特講科目を配置し、専門領域における最新の知見や動向に関する理解を深める。これらの専門領域は選択制とし、各自の研究志向に沿った専門的履修を可能とする。各自の専攻する看護学の特講科目に加え、研究課題に関連性の高い看護学の特講科目をあわせて履修することで、研究の遂行に必要な広範かつ深い学識と理解力を修得する。

【教育内容】

- ・共通科目では、看護学の研究・教育・実践活動の推進に必要な理論開発および研究方法を修得するとともに、倫理観を高める。
- ・専門科目では、各分野において看護現象を科学的かつ専門的な視点からエビデンスを活用・分析し、理論を生成・検証できる能力を醸成する。
- ・特別研究では、自立して高度な研究活動を行うために、研究倫理に関する理解を深め、自律的な研究過程を通じ、幅広い視野と深い学識を基盤とした、国際的に通用する独創的で卓越した研究能力を養う。

【教育方法】

- ・初年次より各人に指導教員が付き、博士論文を見据えたきめ細かな指導を行う。また、研究概要や進捗状況を公開して研究精度を高める。

【学修成果の測定方法】

- ・講義形式の授業においては、課題レポートおよび討議参加度等から到達目標の達成度を評価する。
- ・博士論文については、主査1名と副査2名により構成する審査委員会が最終試験である口頭試問を行ったうえで評価する。

(4) 教育課程の特色と編成

本課程の教育課程は、博士課程（後期）での基盤的な能力を養う「共通科目」、各専門領域に対応した講義を行う「専門科目」、学位論文の研究指導を行う「特別研究」の3つの科目区分により構成する。

1) 共通科目

共通科目について、必修科目として「看護教育特講」「看護研究特講」の2科目と、選択科目として「看護研究方法特講Ⅰ（質的研究）」「看護研究方法特講Ⅱ（量的研究）」の2科

目を配置する。「看護教育特講」では、看護の高等教育化の進展や国際的な動向を踏まえ、今後の看護教育の在り方を展望し、自身の教育的役割遂行のための課題を探究する。「看護研究特講」では、看護学の理論構築における概念分析の方法論を理解するとともに、研究プロセスに内包する倫理的課題と対応について考察する。「看護研究方法特講Ⅰ・Ⅱ」では、それぞれ看護現象を探究する研究のアプローチについて理解を深め、課題解決に向けての研究方法を修得する。

2) 専門科目

専門分野は、主に、健康レベルや発達段階、生活の場など様々な視点から対象を理解し、その理解に応じて看護上の研究課題に取り組むことを目的としており、「臨床看護学領域」と「広域看護学領域」を配置する。

「臨床看護学領域」は、医療機関などで療養生活を営む人とその家族の健康課題と援助方法について探究する領域としている。現在、看護職者の多くが病院や診療所などで勤務している状況では、医療施設を中心とした臨床現場における看護研究ニーズが高く、かつ重要であるとの観点から、「臨床看護学領域」を設定した。「臨床看護学領域」は、生命の危機及び回復過程にある人とその家族、慢性疾患やがんとともに生活する人とその家族への健康課題と援助方法を探究する「成人看護学」、周産期の母子や、女性の生殖に関する健康課題と援助方法を探究する「ウイメンズヘルス」によって構成している。そのための専門科目として、「成人看護学特講」、「ウイメンズヘルス特講」を編成し、周産期、健康障害の治療・療養中の急性期・慢性期、そして、回復期・リハビリテーション期にある人とその家族への看護について考察する。

次に、「広域看護学領域」は、急速な少子超高齢化や、保健・医療・福祉に対する社会的ニーズの多様化など、人々の健康を取り巻く状況が複雑化する中、生活の場が病院から在宅、そして地域へと移行している高齢者とその家族の健康課題と援助方法を探究する領域としている。また、組織活動等の集団を対象として、ヘルスプロモーションの視点からの健康課題や支援方法についても探究する。保健・医療・福祉の各施策が、これからの長寿社会を見据え、地域や在宅をベースにした包括的ケアに大きくシフトしている現在、自宅や介護保険関連施設での看護や疾病予防、介護予防のためには、健康増進・回復・維持といった広域かつ多様な健康課題への看護研究の蓄積が必要かつ重要であるとの観点から

「広域看護学領域」を設定した。「広域看護学領域」では、疾患や加齢による生活機能低下がもたらす日常生活において、様々なライフステージや健康レベルにある在宅療養者とその家族への健康課題と支援方法を探究する「高齢者・在宅看護学」、個人、家族、集団、地域を対象に公衆衛生看護の課題と援助方法を探究する「公衆衛生看護学」によって構成している。そのための専門科目として、「高齢者・在宅看護学特講」、「公衆衛生看護学特講」を編成し、在宅や介護保険関連施設などで生活する人や、健康増進・回復・維持を要する人とその家族への看護について考察する。

本課程においては、専門科目の特講によって、高度な専門的知識を修得し、看護学にお

けるエビデンスを活用し、理論を生成・検証できる力を養うこととしている。専門科目は、2科目以上を選択し履修するが、1つは各自の研究志向により専攻する看護学の特講科目を必ず履修する。それに加えて、学生個々が研究課題を焦点化する過程において、専攻する看護学の特講科目とは別に、取り組もうとする研究課題に関連性の高い看護学の特講科目を選択し、専攻する看護学の特講科目とあわせて履修することとする。これにより、それぞれで最新の知見や動向などの理解を深め、研究課題に対して、より幅広い視野とより深い学識に基づいて検討することができる。履修する専門科目の組み合わせは、様々なケースが考えられる。そのため、学生各自が専攻する看護学の特講科目を履修することは必須となるが、専攻する看護学以外の特講科目については、専攻する看護学が属する領域に関わらず、「臨床看護学領域」、「広域看護学領域」のどちらに属する特講科目であっても選択可能とする。そして、これら専門科目で学修した知識をもとに、学生個々が見いだした研究課題に取り組むために、「特別研究」へ繋げていくこととしている。専門科目の履修選択については、学生それぞれに適した特講科目の選択ができるよう、指導教員は、学生の研究課題、研究計画、修了後の進路等も配慮しながら、履修指導を行う。

3) 特別研究

学位論文の研究指導のための「看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を配置し、研究計画に基づく一連の自律的な研究過程を通じ、自立して高度な研究活動を行うことで、幅広い視野と深い学識を基盤とした、国際的に通用する独創的で卓越した研究力を養うことを目指す。

エ. 教員組織の編成の考え方および特色

(1) 教員組織編成の考え方

博士課程（後期）の教員組織は、教授8名、准教授6名の計14名の専任教員で編成する。本課程の開設年度である平成32（2020）年度から就任する教授3名を含めて、全員が博士学位取得者であり、各専門において卓越した教育研究力を持つ教員で構成する。

本課程の共通科目、専門科目、特別研究は、基本的に専任教員が担当し、各科目に関連した豊富な教育研究業績を有する教授・准教授を配置する。共通科目においては、各科目の特性に応じて、複数の教員がオムニバス方式で、それぞれの専門性や教育研究業績を活かした講義を担当する。ただし、一部の科目においては、教育研究業績を十分に持つ非常勤講師をオムニバス方式の一部担当者として加える。専門科目においては、「臨床看護学領域」と「広域看護学領域」の2領域からなる4科目について、それぞれに専門性の高い複数の専任教員をオムニバス方式で有効に配置することによって、広く深く教育・研究することが可能となる。研究指導については、各専門において十分な教育研究業績を蓄積した専任教員が担当し、学生が希望する研究活動において、専門的かつ幅広い視野で研究指導が行えるように複数の指導教員を配置する。

本課程を担当する専任教員は、全員が本研究科の基礎となる看護学部及び本専攻博士課程（前期）を兼務する。この編成により、学士課程から博士課程（前期）、博士課程（後期）

の教育研究指導体制としても連携しやすい環境となる。具体的には、本課程の在學生における教育研究活動において、学部や博士課程（前期）の科目履修を有効に活用すること等の適切な指導が可能である。また、学部授業におけるTA（ティーチング・アシスタント）制度の活用により、授業における教育効果だけでなく、本課程在學生の教育力を涵養することにもつながる。

（2）教員の年齢構成

本課程の専任教員は、教授が8名、准教授が6名で編成するが、開設時における年齢構成は、40歳代が1名、50歳代が7名、60歳代が5名、70歳代が1名となる。本学の教員の定年に関する規程は、【資料5】に示すとおり同志社就業規則第10条において満65歳をもって定年退職するものとしているが、同志社女子大学特別任用教授規程【資料6】を制定しており、本学の教育・研究の充実および発展のため教学上特に必要と認められる教授については、満65歳以上で雇用契約期間5年を限度として特別任用教授として任用することができる。また、新設の研究科の場合には当該研究科の完成年度を限度として、満70歳を超えての任用を認めている。本課程完成時には、教授5名が満65歳を超えているが、同志社女子大学特別任用教授規程に基づき、本課程の完成年度までの雇用は機関決定している。

本課程完成年度までの教員組織については、学内規程に基づいた再任用を行うこととしており、完成年度以降も段階的に退職していくため、教員組織の配置計画に支障はないが、将来的には対応が求められる。本学には本課程の専任教員14名以外に、現段階では本研究科の基礎となる看護学部の教育のみを担当する教員で、博士号の学位を有する准教授や専任講師が各専門領域に所属している。設置時には本研究科の教員組織には加えなかったが、これらの専任教員に対しては、教育研究の更なる実績を積むことによって教育力の向上と研究業績の追加がはかれるよう、教育研究者の計画的な育成に努め、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障をきたさぬように配慮する。そのためには、豊富な教育研究業績や看護職者としての臨床実務経験を有している研究科教員の指導の下、各専門領域における教育研究業績を積み上げ、将来的に大学院担当者として登用をはかっていく必要がある。更に、博士号の学位を取得していない学部所属の若手教員に対しては、学位の取得や教育研究業績を重ねる活動を奨励し、将来的に大学院担当者となるための教育力、研究力の向上や研究指導等につながる研修も実施し、中堅・若手の専任教員からの後継者育成を継続的に行っていく。また、教員の年齢構成や専門領域などでバランスのとれた配置に留意しながら、本課程完成後に退職する教授の後任には、他大学や臨床現場から人材を補充することも検討していく必要がある。質の高い教育研究を担保し、より活性化していくための教員組織の維持・向上に継続して努めていく。

オ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件

(1) 教育方法

授業科目は、共通科目及び専門科目、特別研究から指定された履修方法で単位を修得しなければならない。具体的には、共通科目の4科目・4単位のうちから必修2科目・2単位を含む3科目・3単位以上、専門科目からは選択の4科目・4単位から2科目・2単位以上、特別研究は「看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の必修3科目・各2単位計6単位の合計8科目・11単位以上を修得しなければならない。

授業は、セメスター制により学期を春学期（前期）、秋学期（後期）に分けて実施する。授業の進行として、共通科目は1年次の春学期（前期）と秋学期（後期）に、専門科目は1年次の春学期（前期）科目として、特別研究は1～3年次にそれぞれ通年科目として配置する。

なお、開講形態と時間割の配慮により、職業等を有していても3年間での修了が可能なように配慮していくが、就業状況などにより3年間での修了が難しい場合は4年間もしくは5年間、最長では6年間の長期履修学生制度を活用することができる。いずれの場合も、出願前の丁寧な相談・説明を実施し、入学後においても履修指導、相談を細やかにを行い、学生が支障なく履修が可能になるよう配慮するものとする。【資料7】【資料8】

(2) 履修指導の方法

新入生および在学生に対する履修ガイダンスは、入学時およびセメスター開始時等にオリエンテーションとして実施し、教育課程、履修方法、研究指導の進め方等について説明する。また、学生個々への履修指導については、それぞれの指導教員が行う。指導教員は、学生の修了後の進路や課題意識、就業状況など個々の状況に配慮しながら履修計画が作成できるよう、具体的な履修方法、標準的な履修モデル、時間割、研究指導の進め方及びスケジュールについて個別に指導・助言する。学生の履修計画支援のために、全科目についてのシラバスを作成し、授業概要・到達目標・具体的な内容・成績評価基準を明らかにする。

(3) 研究指導

① 指導教員の決定

本課程の受験希望者は、出願前に、主として選択しようとする研究領域の教員と相談する。教員は、研究内容の相談を受ける中で、教育課程や履修方法、研究指導の進め方等を具体的に例示しながら、受験希望者自身が本課程における学修イメージを描けるように方向づけを行う。当初の教員との相談により、研究内容等がその教員の専門とマッチしないことが予想、判断された場合は、他の教員を紹介するなど柔軟に対応することとする。受験希望者は、そうしたプロセスを十分に理解したうえで、本課程に出願する際に希望する研究領域と研究計画を申告することになり、入学後に開催される研究科委員会において指

指導教員が決定され通知される。主たる指導教員1人は、研究プロセス及び論文の公表までを全般的に指導・支援する。

② 指導体制

指導体制は、学生が専門的かつ幅広い視野で研究活動が行えるよう、指導教員1名、副指導教員1名であたる。2名はともに特別研究を担当する教員であり、副指導教員においては研究科委員会で協議の上選出する。副指導教員は、研究計画および論文全般についての助言を行い、指導教員に協力して指導する。

なお、長期履修を希望した学生の研究指導については、その修業年数で所定の科目を履修させながら随時研究指導にあたることになるが、各種申請時期、報告時期など主たる内容については、基本的に標準修業年限（3年）で修了する学生の年次計画と同様とする。

③ 論文作成スケジュールとプロセス【資料9】

学生は、1年次に履修する専門科目において、専門領域に関する知識を修得するとともに、その実際や国内外の文献の検討やクリティーク、プレゼンテーション、ディスカッションを通じて、自らの研究課題や研究方法の明確化を進める。同時に特別研究において、研究指導を受けながら、研究計画を立案し、1年次の12月までに研究計画書を作成する。1月に研究計画報告会を行い、研究指導教員を中心に本課程の教員から指導・助言を受けたいえで、研究計画書のブラッシュアップを図る。

研究計画書を完成し、研究科委員会において必要があると判断された場合には、「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の審査を経て、研究を開始する。

2年次の10月頃には、研究成果を基に、「看護学特別研究Ⅱ」の授業や学会等での発表及びアドバイスを踏まえ、学術論文をまとめる。そして、1月頃には、その成果を査読及び英文抄録付きの学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲する。このプロセスを通じて、査読の意義を理解したうえで論文を推敲する等、主体的に取り組めるよう、指導教員からも指導・支援を受ける。

2年次の2月に中間報告会で研究活動の進捗状況の報告をし、指導教員を中心に本課程の教員から指導・助言を受ける。

引き続き、3年次の5月頃まで研究を継続し、研究計画に基づくデータ分析等を行い、必要に応じてデータの補完や分析精度を高める。また、中間報告会での指導・助言や、投稿論文の推敲等を踏まえて、博士論文の作成を開始する。そして、特別研究において、文献検討・研究計画、研究実施、研究結果の考察等を踏まえ、定期的な研究指導を受けながら、3年次1月までに博士論文を提出する。

本課程の論文作成のプロセスにおいて、査読及び英文抄録付きの学術雑誌へ学術論文を投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲することは、最終的に作成する博士論文の完成度をより高めるための手段であると考え。そのため、本課程においては、

学術雑誌へ投稿した論文が査読を経て掲載あるいは受理されることを博士論文提出の要件等にはしていない。投稿した学術論文は、博士論文の基礎となる論文と捉え、それを推敲していくことは、博士論文のブラッシュアップにも繋がる。

2月に開催される博士論文の審査委員会において研究成果の発表を行い、最終試験（口頭試問）を受ける。その際の審査委員会における質疑や意見を踏まえ、指導教員からの指導・助言を受けながら、博士論文の最終的な修正を行い、完成させる。

④ 論文の審査および最終試験等

同志社女子大学学位規則の規定により本研究科における学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員会が行うこととなる。審査委員会は、主査1名と副査2名をもって構成する。また、研究科委員会は、審査のため必要と認めるときは、本研究科教員以外の教員または学外の大学院・研究所等の教員等を審査委員とすることができる。

学位論文の審査委員会の主査及び副査の決定方法について、研究科委員会は、学生の博士論文の提出を受けて、主査1名と副査2名を決定し、学生に通知する。なお、本課程では、論文審査の公平性を確保する観点から、審査を受ける学生の指導教員は、当該学位論文審査の主査には任命せず、当該教員が論文審査委員になる場合は、副査として審査にあたる。審査委員会は、履修要項等に明示した学位論文審査基準【資料10】に基づき審査を行う。

また、「看護学特別研究Ⅲ」の成績評価（単位認定）については、博士論文の審査委員会及び最終試験（口頭試問）の結果も踏まえながら、シラバス記載の成績評価基準に基づき科目担当者である指導教員が評価する。

博士の学位の授与に係る最終試験は、論文内容及び研究領域に関する口頭試問とし、本課程の学位授与の方針に基づき判定する。研究科委員会は、本大学院学則の定めるところにより、課程修了認定の可否、論文審査および最終試験の可否について議決する。そして前述の議決をしたときは、研究科長は、学位論文の内容、最終試験の結果、学位授与の可否についての意見を添えて学長に報告し、学長は、この報告に基づいて大学院委員会を招集し、博士の学位の授与についてその審議を経て可否を決定する。

学位授与の審議において「可」となった場合は、学生の研究成果の公表の場として、公開論文発表会を開催する。学生は指導教員の指導のもと発表内容をまとめ、公開論文発表会で研究成果の発表と質疑応答を行う。

⑤ 修了の要件

本課程の修了要件は、3年以上在学し、所定の単位（11単位）を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。

⑥ 倫理審査体制

本学では、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準を「同志社女子大学研究倫理規準」として定めている。【資料11】これに基づき、「同志社女子大学研究倫理委員会規程」【資料12】を制定し、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、同志社女子大学研究倫理委員会を設置して、厳格な研究の倫理審査体制を確立している。

また、人を直接の対象とする研究を行う場合、「同志社女子大学「人を対象とする研究」倫理規準」【資料13】に従って、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行することを定めている。本研究科においては、研究科委員会が必要と判断した場合は、「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会による研究計画等の審査を受けることとする。

なお、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応については、「同志社女子大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程」【資料14】を定めている。

（４）成績評価体制

各科目の成績評価は、それぞれの授業担当者が、事前に設定し、シラバスをとおして学生に明示している成績評価基準によって厳格に行われる。なお、オムニバス科目等、複数の教員が担当する科目には、科目責任者を置き、授業運営や成績評価を統括する。研究指導科目である「看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の成績評価は、指導教員及び副指導教員が行い、指導教員が科目責任者となる。成績評価基準は、他科目同様、評価項目と評価割合を設定しておりシラバスによって学生に明示することで、学生の計画的な学修を促進し、成績評価における透明性を確保している。

（５）学位論文の公表方法等

本学では、博士の学位を授与した時の学位論文の公表方法等を「同志社女子大学学位規則」【資料15】に規定しており、本課程において博士の学位を授与した場合も同規則に基づき取り扱うこととする。

①博士論文要旨等の公表

本学は、博士の学位を授与したときは、論文の作成者が博士論文の内容の趣旨を簡潔にまとめた「論文の内容の要旨」等を公表することを定めている。当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする。

②博士論文の公表

博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博

士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用（同志社女子大学学術リポジトリを利用）により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。なお、例えば、インターネット公表ができない内容を含む場合や契約等により不利益が生じる場合等、やむを得ない事由がある場合には、当該箇所を解消し、大学院委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る「論文の全文に代えてその内容を要約したもの」をインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

カ. 施設・設備等の整備計画

(1) 校地・校舎・設備等の整備計画

本課程は、京田辺キャンパスに設置する。この校地内に、既設の看護学部と看護学研究科（修士課程）が使用する蒼苑館があり、本課程の教育・研究も、そこに備えられた各種施設・設備を共用して行うことになる。

蒼苑館は、看護学部及び看護学研究科の教育研究の中枢を担う建物であり、1階には、既設の薬学部におけるOSCE関連施設が、2階には、血圧測定モデル、フィジカルアセスメントモデル、心肺蘇生モデルなどを常設して自己学習のできる環境を整備したプラクティカルサポートセンター（スキルスラボ）が設置されている。プラクティカルサポートセンター（スキルスラボ）では、薬学部とのコラボレーションによるチーム医療を学修する場所としても活用している。また、3・4階には、成人看護学実習室、基礎看護学実習室、ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室、高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室を、5階には、教員の個人研究室を整備している。各実習室の主な設備については、【資料16】、各階の概要は【資料17】のとおりであり、機器・備品等の設備は看護学部と共用する。施設・設備については、看護学部開設時から本研究科設置を想定し十分に整備しており、本研究科の教育・研究に関しても既存施設・設備の配備で支障なく運営できる。なお、本課程開設以降については、必要に応じて研究科に配分する予算で設備等の充実を図る。講義室や演習室は、共用校舎である知徳館や聡恵館の教室を使用するため、本課程の講義・演習等で使用可能な講義室、演習室は十分に確保されている。また、大学院学生の自学自習は、研究指導を受けるにあたって極めて重要と考えており、大学院学生の研究が円滑に進められるよう、蒼苑館内の指導教員研究室でのスペースとは別に、文献調査や学術情報の入手に加えてグループ討議にも対応できるように、4階に看護学研究科共同研究室1室（49.25 m²）を専用で確保している。【資料18】 看護学研究科共同研究室の備品等は、本研究科（修士課程）開設時に整備を行ったが、今後も必要に応じて充実を図る。

また、図書館、ラーニングcommons、情報処理室、AV教室等は、すべての学部・研究科学生と共用することになるが、本研究科における研究に必要な図書等は十分に整備され、学習環境は整っている。特に平成30（2018）年に、聡恵館の図書館内に開設されたラーニングcommonsは、情報検索やレポート作成のためのパソコンやプリンターが設置されたり

サーチエリアや、グループワークにも対応したエリア等、自主学習環境として十分な設備が整備されている。開講期間中は、平日(9:00~20:00)だけでなく、土曜日(10:00~17:00)の利用も可能である。

(2) 図書

本学では、京田辺図書館に 360,622 冊、今出川図書館に 199,804 冊を所蔵している。看護学部専門図書は 7,221 冊(臨床医学・看護学分野 2,879 冊、内科学分野 1,173 冊、衛生学・公衆衛生・予防医学分野 714 冊、基礎医学分野 443 冊、外科学分野 374 冊等)所蔵している。また、看護学部関連の学術雑誌について、和雑誌は「Clinical Study」、「エキスパートナース」等冊子体 30 タイトル、洋雑誌は、「Journal of Pediatric Nursing」「Nursing Outlook」等 66 タイトル(冊子体 3 タイトル、電子ジャーナル 63 タイトル)を所蔵している。【資料 19】

また、上記のほか既存の薬学関連および生活科学関連図書(薬学関連：図書 37,919 冊・雑誌 24,277 冊、生活科学関連：図書 26,642 冊・雑誌 12,275 冊)については、看護学の学問領域における関連図書としての利用が可能である。京田辺・今出川両キャンパス間は、運送業者による定期便が 1 日 2 便あり、これを利用してキャンパス間の資料取り寄せが可能である。このことにより、本研究科の所在しない今出川図書館の資料も広く利用することができる。

学術情報の電子化が進む中で、図書等の紙媒体だけでなく、データベース、電子ジャーナル等最新の電子資料の整備・充実に努めている。また、データベースでは、看護医療系データベース「CINAHL」のほか、従来から科学技術文献データベース「JDreamⅢ」、朝日新聞等の新聞データベース、「magazineplus」等の雑誌記事データベース、「JapanKnowledge Lib」等の辞書データベース等を契約し、学生・教職員の利用に供している。これらの電子資料は、学内ネットワークに接続されたパソコンから 24 時間利用することができる。さらに、本研究科修士課程の設置にあたり、開設年度の平成 30(2018)年度に【資料 20】のとおり、主に助産学実践分野に関わる図書資料、視聴覚資料等を整備した。既設分をあわせると、本研究科に関連する図書資料等は十分に整備できている。なお、本研究科博士課程(後期)開設年度に整備する図書等については【資料 21】のとおりであり、それ以降の年度については、研究科に配分する予算において充実を図る。

電子ジャーナル等の契約においては、平成 17(2005)年度より私立大学図書館コンソーシアム[現、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)]および、日本薬学図書館協議会(JPLA)に加盟した。洋雑誌の価格高騰に対処するため、国内外の出版社、学協会等とコンソーシアム契約の交渉をこれらの団体を通して行い、図書館にとって有利な購読条件を引き出し、安価に学術情報を手に入れるべく協力を行っている。

図書館内の座席数は、京田辺図書館に 663 席(キャレル席・テーブル席等：590 席、グループスタディールーム：36 席、AV 資料閲覧席：34 席、音楽文献室：3 席)、今出川図書館に

236 席を整備している。両キャンパスの図書館とも開講期間中の平日は 8 時 50 分から 20 時 00 分まで、土曜日は 9 時 50 分から 17 時まで開館している。

利用者サービスについて、図書館システムにおいては、OPAC を公開しているほか、Web サービスを提供している。この Web サービスでは貸出更新、予約、予約取消、予約図書の到着等の通知、利用状況照会、相互利用サービス（複写・貸借）依頼、新着アラート等の機能を提供しており、これらはインターネットに接続されたパソコンの他、スマートフォンからも利用もできる。また、国会図書館関西館へも至近距離にあり、同志社大学図書館とも隣接しており、非常に恵まれた教育環境となっている。

図書館の相互利用においては、隣接する同志社大学図書館との相互利用が可能となっている。両大学に所属する者は所定の手続きをすることで他方の大学図書館に入館でき、蔵書を閲覧・貸出利用することができる。このほか、他大学については、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会にて加盟大学の図書館での自由な閲覧を可能にする共通閲覧証を発行している。この共通閲覧証を提示することで、本学の学生・教職員が特別な手続きをすることなく加盟大学の図書館に入館し、学術資料を閲覧利用することができる。このことにより、本学所属学生・教職員の学術情報へのアクセスの機会は大きく増えている。

文献貸借・複写においては、国公私立大学図書館間文献複写に関する協定に基づき、NACSIS-ILL を利用して全国の大学図書館と協力し学術資料の相互利用を行っている。これにより、全国の大学図書館の所蔵する学術資料の利用が可能となっている。NACSIS-ILL については前述の Web サービスを通じ、利用者自身がパソコン等から依頼を行うことができる。このほか、各種 DDS（ドキュメント・デリバリー・サービス）にも対応しており、主として海外文献の入手に便宜を図っている。

キ. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

本学看護学部看護学科では、高い倫理観、人に寄り添う姿勢に基づく看護を実践する能力、状況を見極め、的確に判断する力に基づく看護を実践する能力、高いコミュニケーション力、対人形成力に基づく看護を実践する能力、健康の保持増進、健康回復への理解に基づく看護を実践する能力、他職種間の関係調整力と社会資源の活用力に基づく看護を実践する能力を備えた「質の高い看護職者」を育成することを目指している。そのため、看護学部看護学科の教育課程は、「全学共通科目」と「学科科目」により構成、「学科科目」は、「専門基礎科目」、「専門科目」の科目区分を設定、「専門科目」では、専門的な技術・知識・態度はもとより、「専門基礎科目」で学んだ知識・技術を礎に看護職者として、総合的なヒューマンケアに基づく看護実践力を修得することを目的に各看護学領域の科目を系統的に配置、講義、演習と臨地実習の授業形態により体系的につながり、より確実な看護実践能力が養われるよう工夫している。

看護学研究科博士課程（前期）（現修士課程）では、「質の高い看護職者」の養成を行う看護学部を母体とし、看護実践の場で生じている課題について論理的思考に基づいた解決

方法を探究でき、教育・研究活動に対して積極的に取り組み、継続的な自己研鑽ができる看護実践者、教育・研究者、そして他の専門職種との協働など高度な専門職として創造的な助産活動ができる助産師を育成することを目指して、「看護学研究分野」と「助産学実践分野」の2分野を設定している。

博士課程（後期）では、博士課程（前期）（現修士課程）での教育・研究をさらに深化させ、看護学の研究者として自立した研究活動を行うのに必要な高度な研究力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを基本的な理念として、看護実践に活用可能な理論の構築や方法の開発を目指し、科学的な思考に基づいた高度な研究・教育・実践活動を推進することのできる女性を育成することを目的に、教育課程を編成した。博士課程（前期）を通して修得した能力を基盤に、研究を自律的に継続し、自身が所属する組織や地域といった枠組みを超えて質の高い看護を提供するために、学術的基盤に基づく教育・研究、実践の視点から看護機能を発展させることに貢献できる人材育成を目指している。

本課程と、基礎となる看護学部看護学科および看護学研究科博士課程（前期）（現修士課程）の3課程は、それぞれの入学者像、教育目的、教育課程、養成する人材像を掲げつつも、相互に有機的に結びつくことで、共通となる教育理念の基盤の上に立ち、全体として統合された看護教育研究機関として構築されている。【資料 22】

本博士課程（後期）の専任教員は、全員が博士課程（前期）および看護学部看護学科の教員も兼ねている。従って、各専門領域を担当する専任教員は、博士課程（前期）および看護学部看護学科においても関連する専門科目を担当しているケースが多く、学士課程から博士課程（前期）、博士課程（前期）から博士課程（後期）への教育研究体制の一貫性・連携を保つことができる。

ク. 入学者選抜の概要

（1）基本指針

看護学研究科看護学専攻博士課程（後期）は、少子高齢社会の高度化・多様化する保健・医療の動向をみすえて、実践的で応用可能な看護学の理論の構築や方法を探究できる教育研究力を備え、研究推進に必要な高い倫理観を修得し、指導的役割を担うことのできる人材として、修了後に、教育研究、臨床や地域など多様なフィールドで活躍する女性の育成を目指す。

従って、以下のとおりアドミッション・ポリシーを定め、入学者選抜を実施することとしている。

（2）アドミッション・ポリシー

看護学研究科看護学専攻博士課程（後期）のアドミッション・ポリシーを以下のように定める。

① 教育・研究目的

本課程は、博士課程（前期）での教育・研究をさらに深化させ、看護学の研究者として自立した研究活動を行うのに必要な高度な研究力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを基本的な理念として、看護実践に活用可能な理論の構築や方法の開発を目指し、科学的な思考に基づいた高度な研究・教育・実践活動を推進することのできる女性を育成する。これらの人材を社会に輩出することで、看護学の発展と健康・福祉の向上に寄与することを目的とする。

② 人材養成の指針

本課程では、実践的で応用可能な看護学の理論の構築や方法を探究できる教育研究力を備え、指導的役割を担うことのできる人材として、教育研究、臨床や地域など多様なフィールドで活躍し、看護継続教育や学生の臨地実習に携わる看護職者、看護系大学教員等の次世代育成や看護学の発展に寄与できる女性を育成する。

③ 求める学生像

本課程では、上記の目的を達成するために以下のような人物を求める。

1. 看護学を研究する者として、倫理観を備え、看護学研究の進展に貢献したいという情熱を有し、新たな看護の開発に向けた研究に強い意欲のある者
2. 看護学に関連する基礎的な研究能力を有し、自立して学修に取り組む姿勢を備えている者
3. 保健・医療・福祉をめぐる環境が大きく変化する中、そうした環境を取り巻く様々な課題解決のための看護実践に関連する理論の構築や方法の開発など、研究、教育、実践において、社会に貢献しようとする強い意欲を持つ者

（3）入試制度

上記のアドミッション・ポリシーに基づき、開設年度の入試制度は以下のとおりである。

①一般入学試験

・募集人員

一般入学試験・社会人入学試験と合わせて3名

・出願資格

看護師免許を取得している者で、以下のいずれかに該当する女子。

1. 修士の学位または専門職学位を得た者、および2020年3月取得見込みの者。
2. 外国において修士の学位に相当する学位を得た者、および2020年3月取得見込みの者。
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を得た者、および2020年3月取得見込みの者。

4. 文部科学大臣の指定した者。
5. 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2020年4月1日現在において満24歳以上のもの。

・選考方法

「英語」(50点)および「口述試験」(100点)により選考を行う。

②社会人入学試験

・募集人員

一般入学試験・社会人入学試験と合わせて3名

・出願資格

看護師免許を取得している者で、以下のいずれかに該当する女子。

1. 修士の学位または専門職学位を取得後、入学時において2年以上の看護職(看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を必要とする看護職)としての実務経験を有する者。
2. 社会人入試で修士課程または、博士課程(前期)に入学し、修士の学位または専門職学位を得た者および2020年3月に取得見込みの者。
3. 本学大学院において、前記1または2と同等以上の資格を有すると認められた者

・選考方法

「英語」(30点)および「口述試験」(120点)により選考を行う。

*社会人入学試験の「口述試験」においては、受験者の実務経験に基づく看護実践活動や教育・研究活動に関する質疑応答を含む。

※いずれの入学試験においても、出願に先立ち、自身の希望する研究指導教員と研究分野に関する事前相談を行う必要がある。

一般入学試験及び社会人入学試験の選考方法について、「英語」においては、看護学に関する英文読解の設問により、アドミッション・ポリシーの「求める学生像」における「2. 看護学に関連する基礎的な研究能力を有し、自立して学修に取り組む姿勢を備えている者」の看護学に関連する基礎的な研究能力等を評価する。

「口述試験」においては、受験者の希望する研究分野に関する理論・知識や、修士論文に関わる研究活動、今後の研究計画等に関する質疑応答を通して、アドミッション・ポリシーの「求める学生像」における各要素「1. 看護学を研究する者として、倫理観を備え、看護学研究の進展に貢献したいという情熱を有し、新たな看護の開発に向けた研究に強い意欲のある者」、「2. 看護学に関連する基礎的な研究能力を有し、自立して学修に取り組む

姿勢を備えている者」、「3. 保健・医療・福祉をめぐる環境が大きく変化する中、そうした環境を取り巻く様々な課題解決のための看護実践に関連する理論の構築や方法の開発など、研究、教育、実践において、社会に貢献しようとする強い意欲を持つ者」に基づき多角的・総合的に評価する。

特に社会人入学試験の口述試験においては、受験者の実務経験に基づく看護実践活動や教育・研究活動に関する質疑応答を評価の対象に加え、アドミッション・ポリシーの「求める学生像」の各要素に基づき評価する。受験者のこれまでの実務経験を踏まえて、「新たな看護の開発に向けた研究」への視点や、「自立して学修に取り組む姿勢」、「課題解決のための看護実践に関連する理論の構築や方法の開発」による社会貢献への意欲等を評価することを、社会人入学試験の口述試験の選考内容として設定する。

ケ. 大学院設置基準第2条の2または第14条による教育方法の実施

本課程では、保健・医療・福祉の現場で就労している看護職者や看護系大学の教員等を社会人学生として受け入れるため、職業を有する社会人学生が勤務を継続しながら、本課程において研究を行える環境の整備を積極的に行いたいと考えている。そして、社会人学生の勉学と就労の両立を容易にするために、大学院設置基準第14条の教育方法の特例を実施し、平日の特定の時間帯等を利用した教育・研究を行うこととする。

なお、京田辺キャンパスは大阪、京都、奈良の中心に位置し、社会人学生にとっては通学面で利便性の高い場所となっている。

(1) 修業年限

標準修業年限は3年（長期履修学生制度を適用した場合の修業年限は4年から6年）とし、修業年限の上限は6年とする。

(2) 履修指導および研究指導の方法

本課程に在籍する社会人学生が、学修、研究と職務の両立を果たすことができるように、入学後に決定する指導教員と副指導教員は、履修モデルを活用しながら、学生の職場での勤務体制や休暇、個々の背景等を考慮するとともに、指導教員、副指導教員の負担にも配慮した履修計画を作成する。また、学生の学修準備状態を見極めながら、学修、研究時間が十分確保できるように電子メール等を活用する。個別の履修指導および研究指導の相談に応じるなど配慮する。

(3) 授業の実施方法

就労している社会人個々の事情を配慮し、平日は18時30分から20時まで（6講時）を「特定時間帯」として設置して、社会人学生向けの授業を実施する。さらに、土曜日の開講や夏期・冬期の集中講義等、教員と学生との調整によって開講日時を設定するなどの工夫に

より、就労している社会人学生でも課程を修了するために必要な単位を標準修業年限内で取得可能となる。

(4) 教員の負担の程度

特定の時間又は時期に授業を行う場合でも、教員の負担が過度に大きく増加することがないようにする。実際に平日夜間や土曜日、集中講義による授業を行う場合、担当する教員に対して、時間割構成や教員の研究自体に支障をきたすことがないように研究日を確保するなどの配慮により、大学院の担当教員の負担を軽減する。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用の確保

本学京田辺キャンパスは現在、学芸学部、現代社会学部、薬学部、看護学部、文学研究科、国際社会システム研究科、薬学研究科、看護学研究科が使用しており、図書館、ラーニングcommons、AVライブラリー、情報処理施設等の施設・設備は充実しており、本課程の学生の利用が可能な体制をとることとしている。なお、図書館が整備しているデータベースや電子ジャーナルなどの電子資料は、学内ネットワークに接続されたパソコンからは、24時間利用することが可能であり、学術情報の検索が自由に行える環境を整えている。また、本研究科専用の大学院共同研究室には、各種学会や看護学の各分野に関する図書資料や雑誌を配架している。

(6) 学生の福利厚生に対する配慮

「教育方法の特例（大学院設置基準第14条）」の実施にあたっては、既に本学では、授業時間帯である平日の18時30分から20時の間で、食事や休息の可能な施設等を整備しており、福利厚生に関する環境面に配慮した体制となっている。

(7) 必要な職員の配置

本研究科においては、授業時間帯の関係で特別な事務体制をとることとしている。このため、講義科目、演習科目、研究指導および福利厚生に係る施設・設備は、管理面での配慮を行うとともに、本研究科の事務室には、専任職員、契約職員等を配置することにより、学生の研究、教育、福利厚生に係る事務等を行う体制をとることとしている。

コ. 管理運営

本学大学院の教育研究における管理運営については、同志社女子大学大学院学則第32条に基づき、学長が議長である大学院委員会（委員会の構成員は学長、教務部長、学生支援部長、企画部長、広報部長、学術情報部長、各研究科長、各研究科専攻主任及び各研究科専攻から1名ずつ選出された委員で任期は2年）で行うこととなっている。

大学院委員会の審議事項については、大学院学則第33条において、

- (1) 学生の入学及び修了に関する事項
- (2) 学位授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

と規定している。

また、各研究科の管理運営については、大学院学則第34条に基づき、各研究科に研究科委員会を置くことを規定している。研究科委員会は、教授をもって構成し、研究科委員会は研究科長が招集して議長となる。

研究科委員会の審議事項については、大学院学則第35条において、

- (1) 論文審査に関する事項
- (2) 学科課程に関する事項
- (3) 課程修了認定に関する事項
- (4) 入学試験に関する事項
- (5) 学期末試験に関する事項
- (6) その他研究科に関する事項

と規定している。

なお、事務体制については、学部及び研究科事務室として一体の体制であり、事務処理については、専任職員に加え、必要に応じて契約職員やアルバイト職員、派遣社員を配置して業務分担により、大学院業務を遺漏無く遂行している。

サ. 自己点検・評価

本学の自己点検・評価は、「同志社女子大学学則」第2条および「同志社女子大学大学院学則」第1条の2に基づき、平成6（1994）年に「同志社女子大学自己点検・評価規程」を定め、学長を委員長に常任委員会の構成員からなる全学自己点検・評価委員会を設け、全学的かつ組織的に取り組んできた。平成23（2011）年11月には本規定を一部改正し、学外有識者からの意見聴取を行うことを可能とし、これらの事項も含めて同志社女子大学の内部質保証に向けた取り組みを強化してきた。

また、自己点検・評価システムの一環である取り組みとして、平成8（1996）年度以降、毎年本学としての検討課題を各部署において検討し、その内容や履行状況および今後の取り組みの予定などを最終的には常任委員会にて審議した上で「同志社女子大学検討課題」にまとめ、全教職員に配付してきた。このような取り組みを継続して行うことにより、具体的な課題について自己点検・評価を行ってきた。

平成23（2011）年12月には、翌年から5年間（平成24（2012）年度～平成28（2016）年度）で本学が取り組むべき方針と方策を定めた「同志社女子大学の将来構想へ向けた方針・施策」を策定し、「7つの分野における目標」を達成するための取組を定めた。これらの取組を中長期計画と位置付けたことにより、前述の検討課題は短期課題として位置づけ、

平成 24 (2012) 年度からは、検討課題は各部署の緊急度・重要度の高い3つ以内の課題とした。また、平成 19 (2007) 年度からブランド管理委員会を設置し、本学のブランド力向上のための方策として「ブランド構築アクションプラン」を設定し取り組んできた。

以上のように、本学の自己点検・評価活動は、将来構想に向けた方針・方策に基づき、7つの分野における目標を達成するための取組や、「同志社女子大学検討課題」、「ブランド構築アクションプラン」などをPDCAサイクルに則って取り組みを行った。

また、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を定期的に受審している。本学での自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、平成 26 (2014) 年度に認証評価機関である大学基準協会の「大学評価」による適合認定を受け、平成 27 (2015) 年4月1日付にて「評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は平成 33 (2021) 年3月31日までとする。」との評価結果を得た。自己点検・評価結果の公表については、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則などの一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）により、大学情報を積極的に社会に公開している。

平成 28 (2016) 年 10 月には、新たな将来構想である「Vision150」を策定した。「21 世紀社会を女性の視点で『改良』できる人物の育成」を基本方針に掲げ、平成 29 (2017) 年度から本学が創立 150 周年を迎える平成 38 (2026) 年までの活動方針として、教職員で共有し、社会に向けた明確なメッセージとして発信した。また、最初の 5 年間（平成 29 (2017) ~平成 33 (2021) 年度）を第 1 期として 5 年間の中期目標を掲げ、それを達成するためのアクションプランを設定し、毎年度自己点検・評価をしながら取り組んでいるところである。

さらに、平成 29 (2017) 年度より、内部質保証の実質化に向けて、更なる体制の整備、方針の策定等の検討を行い、内部質保証システムが有効に機能するよう、新たな組織や規程等の整備を行った。平成 31 (2019) 年 2 月に「同志社女子大学内部質保証推進規程」【資料 23】を新たに制定し、これに伴い「同志社女子大学自己点検・評価規程」【資料 24】を大幅に変更・再制定した。従来の全学自己点検・評価委員会を発展的に解消し、本学の自己点検・評価活動を統括し、内部質保証の推進に責任を負う組織として、「同志社女子大学内部質保証推進委員会」を設置した。本学が掲げる理念及び目的を実現するために、教育研究活動等におけるPDCAサイクルを適切に機能させ、本学の教育研究活動等の質が適切な水準にあることを、恒常的かつ継続的に本学自らの責任で説明する内部質保証システムの実質化を図った。

シ. 情報の公表

(1) 情報公開

大学は、関係法規を遵守するとともに、大学の諸活動の状況について、積極的に広く社会へ情報公開し、社会に対するアカウンタビリティを果たすことが必要である。これに

より、社会に対する信頼を得、本学の大学ブランド力を高め、ますます本学の発展充実に繋げてゆくことができるものと信ずる。故に積極的に本学の情報公開を進めていきたい。

本学の大学全般的な情報発信は、「大学案内」、「同志社女子大学通信Vine」、ホームページ等により積極的に行っている。

「大学案内」は、年1回作成し、全国の高等学校に送付する他、大学の案内冊子としてあらゆる場面で配布している。広報誌である「同志社女子大学通信Vine」は、平成8（1996）年度より年4回（4・7・10・12月）、平成18（2006）年度より年3回（4・7・11月）発行している。学内各所に配置するほか、在学生の父母（約6,500名）、高等学校（約4,500校）、予備校（約300校）等に送付している。また、卒業生に対しても、住所を把握している約50,000名に毎年4月号を送付している。ホームページについては、平成8（1996）年10月より情報発信を行い、内容は大学の基本情報、学部学科の紹介、入試情報、イベント案内、休講情報、その他教員公募の情報など多岐に渡り、最新の話題も随時発信することとしている。

また、卒業生および栄光会会員（在学生の父母）との絆を強め、本学の教育方針や取り組みについて理解を得るため、平成4（1992）年度より毎年、都道府県の異なる4～5会場で地区別懇談会を開催している。特に卒業生については、毎年1回ホームカミングデー（卒業生の集い）を開催し、母校に帰って、懐かしい旧友との再会や現在の大学の状況を実感してもらう機会を設けている。なお、大学・教員・学生等のさまざまな取り組みをマスコミ各社に対しても情報発信している。通常、各社へはFAX等にて情報提供しているが、特に話題性の高い内容については、記者発表の場を設けている。教員の教育研究活動等の情報提供については、平成8（1996）年度より毎年「教員研究・教育活動等報告書」を作成してきたが、平成24（2012）年度から「教員業績管理システム」を導入し、本学のホームページ上に研究者データベースを公開することにより、随時最新情報の発信が可能となった。平成16（2004）年4月には、産官学連携を目指した社会への発信についても積極的に取り組むために「学術研究推進センター」を設置した。「学術研究推進センター」（現学術情報部）では、産官学連携推進のため、「DoRIS（産官学連携のしおり）」を作成し、本学教員の外部資金獲得状況等の研究実績も掲載し、連携先となる一般企業や地方公共団体等へ配付し、本学ホームページ上に掲載している。

このように、本学の教育研究活動等の情報公開は、さまざまな媒体を通してステークホルダーや社会に対して積極的に行っているが、平成22（2010）年6月に改正された学校教育法施行規則により、大学が社会に対するアカウンタビリティーを果たすとともにその教育の質を向上させるために行うべき教育情報の一層の公表促進については、大学全体として取り組むこととしている。

具体的には、本学のホームページ（<https://www.dwc.doshisha.ac.jp/>）において以下の項目に対応し、該当する情報にリンクさせている。

① 大学の教育研究上の目的に関すること

学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの教育研究上の目的

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/download_file/view_inline/804

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 6. 学修の評価・認定に関する情報 > 同志社女子大学学則

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/download_file/view_inline/805

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 6. 学修の評価・認定に関する情報 > 同志社女子大学院学則

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/admission_policy

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 1. 教育方針 > 学部、学科、研究科、専攻ごとの教育方針 > 教育方針

② 教育研究上の基本組織に関すること

学部、学科又は課程等（大学院においては研究科又は専攻等）の名称

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/organization

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 2. 大学の基本組織 > 学部学科、大学院組織、事務組織 > 大学組織

教育研究上の基本組織に関する概要

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/organization

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 2, 大学の基本組織 > 学部学科、大学院組織、事務組織 > 大学組織

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること

教員組織に関する概要、各組織間の連携を図る体制、委員会等

http://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/decision_make

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 2, 大学の基本組織 > 大学の意思決定機関 > 意思決定・委員会

組織内の役割分担

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/organization

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 2, 大学の基本組織 > 学部学科、大学院組織、事務組織 > 大学組織 > 主な業務

教員の年齢構成

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/numbers

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 3. 教職員に関する情報 > 教員数、年齢構成
など > 学生数・教職員数一覧 > 教職員数一覧 > 専任教員の年齢構成

教員組織別の教員の数

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/numbers

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 3. 教職員に関する情報 > 教員数、年齢構成
など > 学生数・教職員数一覧 > 教員数一覧

男女別の人数

(職員の男女別の人数)

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/numbers

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 3. 教職員に関する情報 > 職員数 > 学生
数・教職員数一覧

教員が有する学位、研究業績、職務上の業績、専門分野、授業科目

<http://www.dwc.doshisha.ac.jp/research/faculty>

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 3. 教職員に関する情報 > 教員の研究業績
> 教員紹介 > 教員一覧

- ④ 入学者に関する受入方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業
又は修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関す
ること

アドミッション・ポリシー (入学者受け入れ方針)

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/admission_policy

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 1. 教育方針 > 教育方針

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/admissions/exam_information/admission_policy

トップ > 受験生の方へ > 入試ガイド > アドミッション・ポリシー > 同志社
女子大学アドミッション・ポリシー

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/admissions/exam_information/admission_policy_dep

トップ > 受験生の方へ > 入試ガイド > アドミッション・ポリシー > 学部・
学科アドミッション・ポリシー

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/admissions/exam_information/graduate_admission

トップ > 受験生の方へ > 入試ガイド > アドミッション・ポリシー > 大学院

アドミッション・ポリシー

学部・学科（研究科・専攻）別の入学定員、収容定員、在学生数

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/degree

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 4. 志願者・在学生・卒業生の状況 > 学部・大学院の収容定員数など

学部・学科（研究科・専攻）別の入学者数

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/candidate

トップ > 大学紹介 > 大学情報 > 情報公開 > 4. 志願者・在学生・卒業生の状況 > 志願者・合格者・入学者数に関する詳細な情報 > 志願者・合格者・入学者数

学部・学科（研究科・専攻）別の卒業生数（修了者数）

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/decision

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 4. 志願者・在学生・卒業生の状況 > 卒業生数、就職・進路情報 > 卒業生数・学位授与数

学部・学科（研究科・専攻）別の就職者数および進学者数、その他就職状況

<https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/support/data>

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 4. 志願者・在学生・卒業生の状況 > 卒業生数、就職・進路情報 > 就職・進路データ

⑤ 授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関すること

授業科目名、方法（講義、演習、実験、実習、実技の別）、内容、授業計画

（音楽学科）

http://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/liberalarts_music/

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、授業計画など > カリキュラム > 学芸学部音楽学科

（メディア創造学科）

http://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/liberalarts_media/

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、授業計画など > カリキュラム > 学芸学部メディア創造学科

（国際教養学科）

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/liberalarts_international/

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、授業計画など > カリキュラム > 学芸学部国際教養学科

(社会システム学科)

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/social_system/

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、授業計画など > カリキュラム > 現代社会学部社会システム学科

(現代こども学科)

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/social_childhood/

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、授業計画など > カリキュラム > 現代社会学部現代こども学科

(医療薬学科)

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/pharmacy_clinical/

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、授業計画など > カリキュラム > 薬学部医療薬学科

(看護学科)

<https://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/nursing/>

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、授業計画など > カリキュラム > 看護学部看護学科

(英語英文学科)

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/representation_english/

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、授業計画など > カリキュラム > 表象文化学部英語英文学科

(日本語日本文学科)

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/representation_japanese/

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、授業計画など > カリキュラム > 表象文化学部日本語日本文学科

(人間生活学科)

http://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/life_human_life/

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、

授業計画など > カリキュラム > 生活科学部人間生活学科

(食物栄養科学科 食物科学専攻)

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/life_nutrition_science/

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、
授業計画など > カリキュラム > 生活科学部食物栄養科学科 食物科学専攻

(食物栄養科学科 管理栄養士専攻)

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/curriculum/life_nutrition_science/

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 5. 授業に関する情報 > 授業科目名、内容、
授業計画など > カリキュラム > 生活科学部食物栄養科学科 管理栄養士専攻

⑥ 学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

学修の成果に係る評価基準（成績評価基準）

http://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/performance

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 6. 学修の評価・認定に関する情報 > 成績評
価基準 > 学部・学科・大学院

卒業（修了）の認定基準・科目区分別卒業（修了）必要単位数・授与する学位の名称

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/download_file/view_inline/804

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 6. 学修の評価・認定に関する情報 > 卒業認
定基準・必要単位数・学位名称 > 同志社女子大学学則

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/download_file/view_inline/805

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 6. 学修の評価・認定に関する情報 > 卒業認
定基準・必要単位数・学位名称 > 同志社女子大学院学則

⑦ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

キャンパスの概要

<https://www.dwc.doshisha.ac.jp/access/>

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 7. キャンパス・施設に関する情報 > キャン
パスの概要、データ > キャンパス紹介・アクセス

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/facilities

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 7. キャンパス・施設に関する情報 > キャン
パスの概要、データ > 土地・主要施設の概要

運動施設の概要

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/facilities

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 7. キャンパス・施設に関する情報 > キャンパスの概要、データ > 土地・主要施設の概要

課外活動状況

<https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/club>

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 8. 学生サポートに関する情報 > 課外活動 > 学生会・クラブ・同好会

課外活動施設

http://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/club/school_facility

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 8. 学生サポートに関する情報 > 課外活動 > 課外活動施設

休息が取れる環境

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/support_system/kyotanabe

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 7. キャンパス・施設に関する情報 > 福利厚生施設（食堂など） > 福利厚生施設 京田辺キャンパス

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/support_system/imadegawa

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 7. キャンパス・施設に関する情報 > 福利厚生施設（食堂など） > 福利厚生施設 今出川キャンパス

学内施設

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/facilities#L04

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 7. キャンパス・施設に関する情報 > 学習環境・施設 > 学内施設

図書館

<https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/library/history>

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 7. キャンパス・施設に関する情報 > 学習環境・施設 > 図書館

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

入学金・授業料・その他費用

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/tuitions_fee

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 9. 授業料、入学費等費用 > 学生納付金 (学費)

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

修学支援の状況

<https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/scholarship>

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 8. 学生サポートに関する情報 > 修学支援
> 奨学金制度

<https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/scholarship/usage>

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 8. 学生サポートに関する情報 > 修学支援
> 奨学金制度 利用状況 > 利用状況詳細はこちら

キャリア形成支援、就職支援の状況

<http://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/support>

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 8. 学生サポートに関する情報 > 修学支援
> キャリア・就職

カウンセリング体制等の状況

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/support_system/health_care

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 8. 学生サポートに関する情報 > 修学支援
> 健康管理 (心とからだ)

留学生支援の状況

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/international_exchange/international_students

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 8. 学生サポートに関する情報 > 修学支援
> 外国人留学生支援

障がい者支援の状況

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/support_system/disabled

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 8. 学生サポートに関する情報 > 修学支援
> 障がい学生支援

その他学生支援の状況

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/support_system/big_sister

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 8. 学生サポートに関する情報 > 修学支援

> サポート制度 > ビックシスター制度

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/support_system/orientation

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 8. 学生サポートに関する情報 > 修学支援 > サポート制度 > 新入生オリエンテーション

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/support_system/advisor

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 8. 学生サポートに関する情報 > 修学支援 > サポート制度 > アドバイザー制度

- ⑩ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

（教育方針）

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/admission_policy

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 1. 教育方針 > 学部、学科、研究科、専攻ごとの教育方針

（学びのシステム）

<https://www.dwc.doshisha.ac.jp/learning/system>

トップ > 教育の特長 > 学びのシステム

学則等の規程

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/organization/regulations

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 組織と体制 > 学則

設置認可申請書、設置計画履行状況等報告書

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/faculty_dep_info/graduate-school/nursing_research

トップ > 学部・専攻科・大学院 > 大学院 > 看護学研究科

自己点検・評価報告書、認証評価の結果

https://www.dwc.doshisha.ac.jp/about/public_info/attestation

トップ > 大学紹介 > 情報公開 > 大学評価

(2) 財政公開

学校法人同志社の財政状況として、資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表などをホームページ上で公開している。また、印刷媒体としては、法人部の作成する予算書・決算書・計算書類などがある。私立学校法（第47条）の改正に伴い、法人として平成17（2005）年度から予算計画書・事業報告書を作成し、一般に向けて情報公開を行っている。

本学としては、学内教職員向けの事業報告書である「しばくさ」に予算、決算に係る収支計算書を掲載している。

ス. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 教員の資質の維持向上の方策

本学では、知的財産を社会に還元し、同時に産業界や行政、地域社会との連携により社会に貢献していくとの考えから、平成16（2004）年度に研究活動の活性化を図る目的で「学術研究推進センター」を設置し、また平成19（2007）年度には教育内容や方法の改善、教育活動の評価、教育支援体制の整備を推進するための組織として「教育開発推進センター」を設置した。その後、平成20（2008）年度に両センターを統合して、「教育・研究推進センター」を発足させ、センター所長を中心とした各学部の主任から構成される教育・研究推進センター主任会を設置し、教員の教育・研究活動の活性化およびFD事業の推進に取り組んできた。平成28（2016）年度からは、教育・研究推進センターを発展的に解消し、カリキュラムや授業内容とよりいっそう関連付けた学修支援や教育開発ができるよう教務部に教育開発支援センターを設置するとともに、教育開発支援センター運営委員会を委員会組織として位置づけた。また研究支援については、学術情報部学術研究支援課および学術情報部主任会を設置し、それぞれ業務を移管した。

教育開発支援センター運営委員会、学術情報部主任会は、本学の教育研究の継続的な充実と発展のために、全学的な教育施策の企画・開発および教育活動の改善を行うこと、本学の各学問分野の研究活動を高めるとともに、社会や地域への貢献をはかることを目的として、教員の教育・研究活動の活性化およびFD事業の推進に取り組んでいる。具体的な、FD関連事業として以下の項目について取組みを行っている。

- ① 授業アンケートの実施、評価結果のフィードバック
- ② 授業評価報告の公開
- ③ 新任教員FDガイダンスの実施
- ④ FD啓発関係事業の推進
 - ・FD講習会の開催。
 - ・学外で開催されるFD講習会等を学部学科、関係教員に案内。
 - ・FD事業内容をホームページ上で情報公開。
 - ・FD啓発誌「FDレポート」の発行。

- ・FD 関係図書・資料等の収集。教職員への貸し出し。
- ⑤ 成績統計資料の作成、学部学科等への資料提供
 - ・各教員に「教員別担当科目平均点分布・合格率」を配付。また、科目区分責任者（教務部長、学科主任）に、科目区分毎の「科目別クラス別平均点分布・合格率」「授業別成績分布・合格率・平均点」及び「学科等別科目・クラス別合格率分布」「学科等別科目・クラス別合格者平均点分布」を配付。
 - ・必修のクラス指定科目間でクラス別平均点等に大きな偏りがないか、各科目の成績評価基準に問題がないかを確認、分析。
 - ・各科目運営委員会への資料を提供し、授業改善や成績評価基準の確認のため利用。
- ⑥ 研究者データベースの公開
 - ・専任教員個々の教育活動や研究業績をデータベース化し、「研究者データベース」として、本学ホームページで公開している。
- ⑦ アクティブ・ラーニング研究会の開催
 - ・本学教員によるアクティブ・ラーニング実践例の紹介や情報交換会を年に数回開催。

これらの取組みを通して、各教員のFDに対する意識は向上しており、またそれに呼応して授業に対する学生の満足度も向上している。今後も個々の教員の意識を向上させるべく、組織的な取組としてのFD事業を啓発および実施することで、授業のさらなる改善、教育効果の向上を目指すものである。

さらに、本研究科においては、各教員間の研究内容に関する情報を積極的に交換して新たな研究シーズを創生するための様々な施策を行う。具体的には、各教員の研究課題や、学生の研究進行状況に関する中間発表会を随時開催し、研究科全体としての研究課題情報の共有を図り、学生の研究指導に対しても、チームワークによる指導体制を確立する過程において、教員の自己啓発を促す。これらの実行に伴い、研究科全体の総合的な運営が活性化すると考えられる。さらにこのような複眼的な研究指導の活用は学生の知的好奇心に一層の刺激を与え、関連分野にも目配りのきいた学修の動機付けに役立つとともに、教育の質の向上が図られることになる。

また、本研究科の教育方針、設置の趣旨等について共通理解を深め、全教員が共通認識を持って教育研究活動を行えるよう、随時の研修会を行う。本研究科の修士課程が開設した平成30（2018）年の6月には、「臨床におけるナラティブ実践のすすめ」と題して、看護学部・看護学研究科教員のFD研修会を開催した。研修には在籍する研究科生も参加し、本研究科修士課程において修得を目指す「エビデンスとナラティブを統合できる看護実践能力」にも深く関連したテーマを採用し、医療においてエビデンスとナラティブを統合した枠組みのなかで、よりよい看護を探究するためのナラティブアプローチの方法について理解を深める機会となった。

(2) 職員の資質の維持向上の方策

社会全体の様々な分野において、急速に変化が進行する中で、大学が与えられた使命を果たしていくためには、大学運営においても一層の高度化を図る必要がある。そのためには、職員が能力・資質を向上させることで、運営に必要な知識・技能を身につけることが求められている。

本学では、職員の意欲や資質、職務遂行能力の向上を目的に職員研修制度が設けられており、それぞれの研修に関する取扱い基準は「同志社女子大学職員研修内規」に定められている。また、本学の研修体系は同志社女子大学SDワーキンググループより提出された「SD（職能開発）推進に関する答申書」をもとに、本学として目指すべき大学職員像や各階層に求められる能力等を明確化し、その内容を「職員研修Guide」にまとめて全専任職員に配付している。

職員研修において、階層別研修では、【新入職員研修】【係員研修】【新任係長研修】【係長・事務主任研修】【新任課長研修】【課長・事務長研修】の6つに区分している。

【新入職員研修】は、法人全体で実施する社会人や大学専任職員としての心構えや大学基礎知識等を修得する研修と、各部署における業務内容全般について理解することを目的に、各課の係長および事務主任が講義を行う研修で構成されている。加えて、入社3カ月目・1年目には、研修委員長および所属長と面談を実施し、日々の業務を遂行していく上での課題等について自己点検・評価をするとともに、今後の目標設定を行うこととしている。

【係員研修】は、入社2年目以降の一般職員を対象に、本学の状況のみならず、国内外の大学を取り巻く環境や他大学における先進的な取り組みなど、多角的な視点から実施される講義等を受講する。なお、講師は各部署の課長・事務長が務めることとしている。また、学外団体が主催する研修会へ参加することにより、タイムマネジメントやプレゼンテーション、ファシリテーション等のビジネスリテラシー能力の修得にも努めている。

【新任係長研修】は初級管理者である係長の立場・役割を認識し、管理の基本概念を修得するとともに、係長の役割を果たすために必要なリーダーシップと問題解決能力の強化を目的として学外団体が主催する外部研修に参加している。

【新任課長研修】は、外部研修に参加し、部下を育成し他部門をまきこみながら組織の目標をいかにやり遂げていくか、業務の側面と人の側面の両面からバランスよくアプローチする手法を学び、管理者としての仕事の基本を習得することを目的に実施している。

【係長・事務主任研修】および【課長・事務長研修】では、係長・事務主任、課長・事務長が「マネジメント能力」「指導・育成」「メンタルヘルス」「ハラスメント」など職階や職務内容に応じて必要になる知識・技能を身につけるため、【係長・事務主任研修】は3年おきに、【課長・事務長研修】は5年おきに外部団体主催の研修受講を義務付けている。

一方、職員の希望により受講できる研修として【研修助成】【在外研修】【国内研修】【他大学との合同職員研修】【学外団体主催研修】がある。【研修助成】は自己啓発によるレベ

ルアップを目的に、現在の職務に直接的または間接的に関連している課題について、書籍や通信教育・通学講座等により研修を行うもので、その研修に係る費用の一部を助成している。【在外研修】【国内研修】は一定期間業務を離れ、業務に関する調査研究に専念する機会を与える研修である。【他大学との合同職員研修】では、包括協定を締結している金城学院大学と、各大学において取り組んでいる事例等に関する情報収集を毎年ホーム&アウェイで実施している。【学外団体主催研修】は大学コンソーシアム京都、日本私立大学連盟、株式会社日本能率協会が主催する研修プログラムへの参加を奨励し、大学職員として身につけるべき知識や情報を修得する機会としている。

研修参加後は、研修報告書の主管課への提出を義務付けており、報告書は大学ホームページの専任教職員専用ページ（認証制限ページ）において公開されており、全教職員が閲覧可能な状態にしている。また、一部の研修では研修成果を発表する機会を設定しており、全職員で共有できる体制を整備している。

さらに、専任職員と常勤嘱託職員全員が参加する職員集合研修を毎年度実施し、当面する課題について、講義やパネルディスカッション、グループディスカッション等により理解を深める機会を設けている。

また、平成23（2011）年度より毎年度、専任教職員を対象にした教職員合同研修を開催し、総長・理事長・学長・学部長等の学内者や、外部の弁護士等を講師として、建学の精神、教育理念、経営上の諸問題を教職員でともに考え、本学で教育研究、管理運営に携わることの意義を見つめなおす機会としている。

設置の趣旨等を記載した書類 《 資 料 目 次 》

- 資料 1 看護系大学の教育等に関する実態調査（2016年度状況調査）（抜粋）
- 資料 2 近畿地区看護系大学院博士後期課程入学定員充足状況
- 資料 3 看護学研究科看護学専攻 博士課程（後期）教育理念 概念図
- 資料 4 看護学研究科看護学専攻 博士課程（後期）カリキュラムマップ
- 資料 5 同志社就業規則
- 資料 6 同志社女子大学特別任用教授規程
- 資料 7 看護学研究科看護学専攻博士課程（後期）時間割（案）
- 資料 8 看護学研究科看護学専攻博士課程（後期）履修モデル
- 資料 9 学位論文作成スケジュールとプロセス
- 資料 1 0 学位論文審査基準
- 資料 1 1 同志社女子大学研究倫理規準
- 資料 1 2 同志社女子大学研究倫理委員会規程
- 資料 1 3 同志社女子大学「人を対象とする研究」倫理規準
- 資料 1 4 同志社女子大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程
- 資料 1 5 同志社女子大学学位規則
- 資料 1 6 蒼苑館各実習室の機器備品一覧
- 資料 1 7 蒼苑館概要
- 資料 1 8 看護学研究科共同研究室見取図
- 資料 1 9 所蔵している学術雑誌明細書（和雑誌、洋雑誌）
- 資料 2 0 看護学研究科 所蔵図書資料（図書・視聴覚資料）
- 資料 2 1 看護学研究科 購入予定図書資料
- 資料 2 2 看護学部看護学科・看護学研究科看護学専攻 関係図
- 資料 2 3 同志社女子大学内部質保証推進規程
- 資料 2 4 同志社女子大学自己点検・評価規程

『看護系大学の教育等に関する実態調査』
2016 年度状況調査

1. 看護系学部・学科について

表1-1. 卒業生

[N=250]

	出している	出していない	合計
国立大学	43 (100.0%)	0 (0.0%)	43 (100.0%)
公立大学	46 (97.9%)	1 (2.1%)	47 (100.0%)
私立大学	118 (73.8%)	42 (26.3%)	160 (100.0%)
全体	207 (82.8%)	43 (17.2%)	250 (100.0%)

前年度よりも11校多い、250校から回答が得られた。卒業生を出している大学は207校（82.8%）であり、設置主体別にみると、国立大学は全て完成年度を迎えており、公立大学が1校、私立大学が42校、完成年次を迎えていなかった。

表1-2. 編入制度の有無〔複数回答可〕

[N=250]

	3年次編入 制度がある	2年次学士編入 制度がある	ない	合計 (回答校数)
国立大学	34 (79.1%)	0 (0.0%)	9 (20.9%)	43 (100.0%)
公立大学	21 (44.7%)	2 (4.3%)	25 (53.2%)	47 (100.0%)
私立大学	27 (17.8%)	5 (3.3%)	121 (79.6%)	152 (100.0%)
全体	82 (33.9%)	7 (2.9%)	155 (64.0%)	242 (100.0%)

編入制度は89校（36.8%）で実施されていた。2013年から実数に大きな変化はなく93～95校であり、大学の増加に伴い全体に占める割合がゆるやかに減少傾向となっていたが、今年は実数でも90校を切る減少がみられた。

表1-3. 入学者の出身学校種別

[N=82]

	国立大学 (回答校数=34)	公立大学 (回答校数=21)	私立大学 (回答校数=27)	全体 (回答校数=82)
専修学校卒業生数	130	76	41	247
短期大学卒業生数	17	17	13	47
合計	147	93	54	294

編入生の総数は、昨年よりも14名増えたものの、2013年の412名、2014の349名年と比べると減少傾向にあった。編入制度による入学者の出身学校は、専修学校卒業生が大半を占め247名（84.0%）であった。

表1-4. 所属する全教員数

[N=250]

	国立大学 (回答校数=43)		公立大学 (回答校数=47)		私立大学 (回答校数=160)		全体 (回答校数=250)	
	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外	看護教員	それ以外
教授	340	186	398	180	1,172	375	1,910	741
准教授	227	53	365	85	912	104	1,504	242
講師	154	20	335	39	1,028	56	1,517	115
助教	464	80	491	39	1,164	20	2,119	139
助手	30	1	127	2	524	11	681	14
その他	8	2	19	0	11	3	38	5
合計	1,223	342	1,735	345	4,811	569	7,769	1,256
未充足数	16	2	80	6	131	2	227	10

※調査票に入力された実数を示しているため、合計数が上記の表1-5、表1-6と致していない箇所あり。

専任教員は、看護教員が7,769名、それ以外の教員が1,256名、合計は9,025名であり顕著な増加傾向にある。

看護教員の職位別割合をみると、助教（27.3%）、教授（24.6%）、准教授（19.4%）、講師（19.5%）、助手（8.8%）の順に多く、昨年と概ね同様であった。設置主体別の違いでは、助教では国立大学での割合が37.9%と高く、助手では私立大学が10.9%と高い割合で配置されていた。1校あたりの平均教員数は、看護教員が31.1名、それ以外の教員が5.0名であり、看護教員数を設置主体別でみると、公立大学（36.9名）、私立大学（30.1名）、国立大学（28.4名）の順に多く、昨年度比では、それぞれの教員数は横ばいであった。看護教員の未充足数は227名（1校あたり0.9名不足）であり、2013年度から2015年度にかけて不足人数が増加の一途を辿っていた*が、2016年度は2013年度並に解消された。設置主体別の未充足数は、国立大学では1校あたり1.3名から0.4名に激減し、公立大学と私立大学では、2015年度よりも減り2014年度と同様であった。

※ 2015年度は311名（1校あたり1.3名不足）、2014年度は242名（1.1名不足）、2013年度は145名（1校あたり0.8名不足）

表1-5. 年齢構成別の教員数

[N=250]

年齢構成	国立大学 (回答校数=43)	公立大学 (回答校数=47)	私立大学 (回答校数=160)	全体 (回答校数=250)
29歳以下	33	44	111	188
30～34歳	120	166	336	622
35～39歳	179	237	511	927
40～44歳	212	268	754	1,234
45～49歳	202	321	806	1,329
50～54歳	201	305	886	1,392
55～59歳	157	231	624	1,012
60～64歳	118	140	417	675
65歳以上	4	23	366	393
合計	1,226	1,735	4,811	7,772

教員を年齢別にみると、50歳代（30.9%）、40歳代（33.0%）、30歳代（19.9%）、60歳以上（13.8%）、20歳代（2.4%）の順で多く、40歳代と50歳代が逆転した。設置主体別に比較すると、国立大学、公立大学では50歳以上がそれぞれ39.2%、40.3%、60歳以上が10.0%、9.4%を占めるのに対し、私立大学では50歳以上が47.7%、60歳以上は16.3%と年齢層が高くなる傾向がみられた。とくに、私立大学では65歳以上が393名（5.1%）と昨年度の290名（6.6%）より割合は下がったものの実数が増え、国立大学の4名（0.3%）、公立大学の23名（1.3%）よりも依然として高い値となった。

表1-6. 最終修得学位名称別の教員数

[N=250]

学位名称	国立大学 (回答校数=43)					公立大学 (回答校数=47)				
	学士	修士	博士	学位なし	合計	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	54	344	220		618	126	687	292		1,105
保健学	2	100	162		264	0	111	107		218
医学	1	9	165		175	4	6	77		87
教育学	1	14	13		28	2	49	11		62
学術	0	5	21		26	2	19	15		36
その他	4	59	42		105	12	129	61		202
合計	62	531	623	10	1,226	146	1,001	563	25	1,735

学位名称	私立大学 (回答校数=160)					全体 (回答校数=250)				
	学士	修士	博士	学位なし	合計	学士	修士	博士	学位なし	合計
看護学	252	1,720	580		2,552	432	2,751	1,092		4,275
保健学	6	277	200		483	8	488	469		965
医学	4	23	223		250	9	38	465		512
教育学	20	158	27		205	23	221	51		295
学術	5	130	76		211	7	154	112		273
その他	102	647	199		948	118	835	302		1,255
合計	389	2,955	1,305	162	4,811	597	4,487	2,491	197	7,772

教員の最終修得学位は、博士が2,491名（32.1%）、修士が4,487名（57.7%）、学士597名（7.7%）、学位なし197名（2.5%）で昨年度とほぼ同じであった。設置主体別で見ると、国立大学では博士が50.8%、修士が43.3%と、修士以上の学位修得者が全体の9割以上を占めた。また、公立大学では、博士が32.4%、修士が57.7%、私立大学では、博士が27.1%、修士が61.4%であった。学位の名称別で見ると、看護学が最も多く、それぞれに占める割合は、学士（72.4%）、修士（61.3%）、博士（43.8%）であった。博士の学位は、看護学（43.3%）に次いで保健学（18.8%）、医学（18.7%）の順であり、昨年度に保健学博士と医学博士の割合が逆転したままであった。いずれの学位も持たない教員は、国立大学で10名（0.8%）、公立大学で25名（1.4%）、私立大学で162名（3.4%）であり、私立大学で多いものの、全体として減少傾向が続いている。

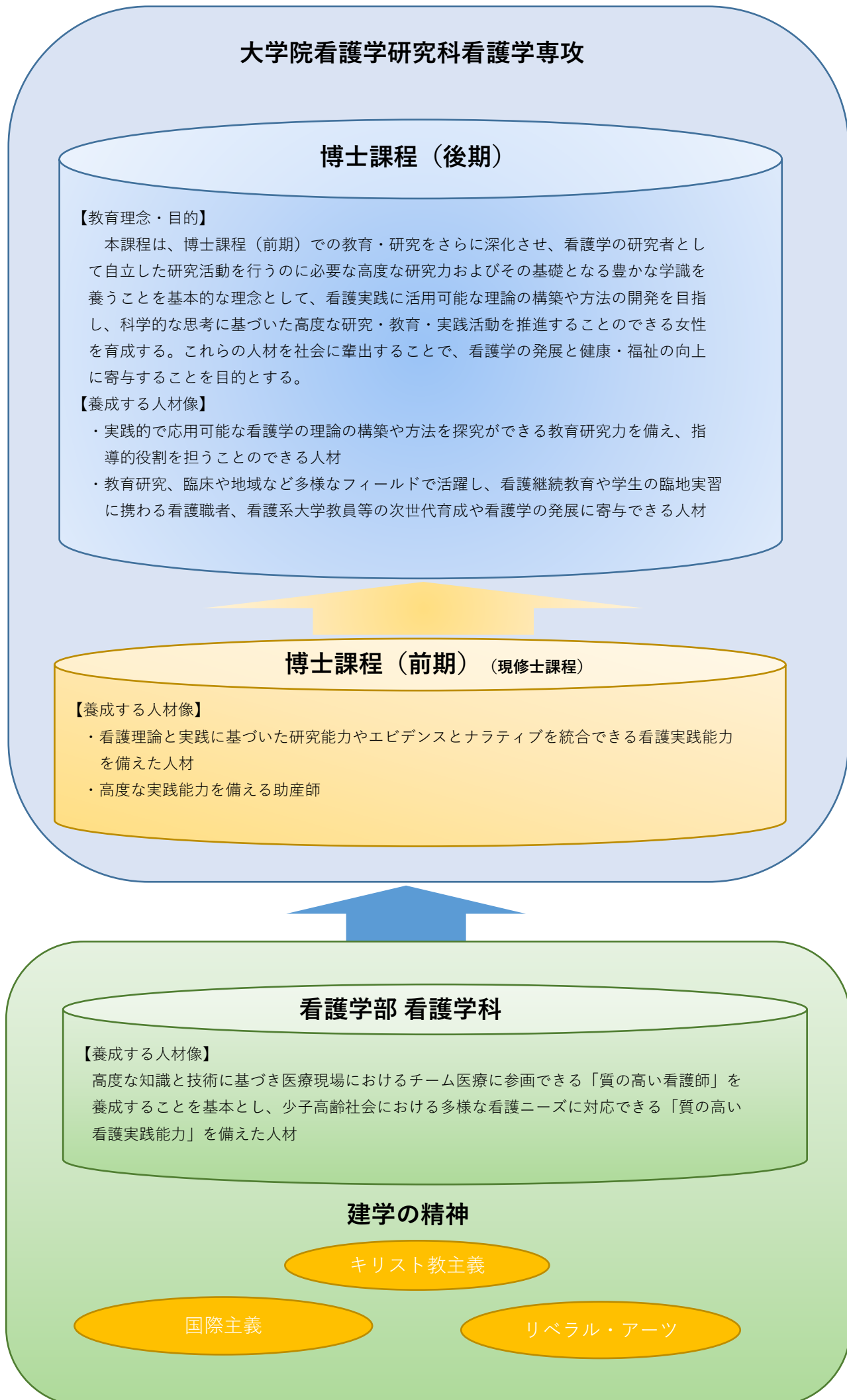
近畿地区 看護系大学院 博士後期課程 入学定員充足状況

No.	所在	設置者	大学院	研究科・専攻		入学定員	2018年度 入学者数	入学定員 充足率
1	京都	国立	京都大学大学院	医学研究科	人間健康科学系専攻	15	23	153.3%
2	大阪	国立	大阪大学大学院	医学系研究科	保健学専攻	23	30	130.4%
3	兵庫	国立	神戸大学大学院	保健学研究科	保健学専攻	25	29	116.0%
4	京都	公立	京都府立医科大学大学院	保健看護研究科	保健看護専攻	3	4	133.3%
5	大阪	公立	大阪府立大学大学院	看護学研究科	看護学専攻	5	6	120.0%
6	大阪	公立	大阪市立大学大学院	看護学研究科	看護学専攻	3	1	33.3%
7	兵庫	公立	兵庫県立大学大学院	看護学研究科	看護学専攻	4	1	25.0%
8	兵庫	公立	神戸市看護大学大学院	看護学研究科	看護学専攻	3	0	0.0%
9	和歌山	公立	和歌山県立医科大学	保健看護学研究科	保健看護学専攻	3	3	100.0%
10	京都	私立	京都橘大学大学院	看護学研究科	看護学専攻	3	4	133.3%
11	大阪	私立	大阪医科大学大学院	看護学研究科	看護学専攻	3	8	266.7%
12	大阪	私立	関西医科大学大学院	看護学研究科	看護学専攻	5	7	140.0%
13	兵庫	私立	関西福祉大学大学院	看護学研究科	看護学専攻	3	2	66.7%
14	兵庫	私立	武庫川女子大学大学院	看護学研究科	看護学専攻	3	5	166.7%
15	兵庫	私立	甲南女子大学大学院	看護学研究科	看護学専攻	3	5	166.7%
私立の大学院計 ※入学定員充足率は6校の平均						20	31	156.7%
公立・私立の大学院計 ※入学定員充足率は12校の平均						41	46	112.6%
京都府所在の大学院計 ※入学定員充足率は3校の平均						21	31	140.0%
合 計 ※入学定員充足率は15校の平均						104	128	116.8%

※各大学のホームページ等に掲載されたデータに基づき作成(平成30年度現在)
 ※京都大学、大阪大学、神戸大学については、入学定員、入学者数ともに記載の専攻全体の人数

同志社女子大学大学院看護学研究科看護学専攻 博士課程（後期）

教育理念 概念図



看護学研究科看護学専攻博士課程（後期） カリキュラムマップ

科目区分		科目名	配当年次	必修	知識・理解	関心・意欲・態度	表現・技能・能力				
					解 究 化 医 力 ・ な 療 を 教 どの 修 育 に 高 得 の 伴 度 し 遂 う 化 て 行 健、 い に 康 複 る 必 課 雑 。 要 題 化 な の ・ 社 広 多 会 範 様 構 か 化 造 つ に の 深 対 変 い 応 化 学 し た や 識 た 研 国 と 理 際	題 に 看 解、 護 決 自 学 に ら の 取 課 発 り 題 展 組 を と む 発 探 態 見 究 度 し や を、 健 有 主 康 し 体 ・ て 的 福 い か 社 る つ の 。 継 向 続 上 の 的 の た に 課 め	て で 看 い 高 護 る 度 学 。 な の 研 学 識 活 者 と 動 を し て 持 の 倫 続 す 理 る 意 観 思 を 有 と 能 し 力、 を 独 有 有 創 的	る 独 広 。 創 い 性 視 を 野 と 発 揮 し 豊 し かな う る 学 看 識 を 基 護 学 の 盤 の 研 究 として 力 を、 卓 有 し 越 て い 性 と	る 看 広 能 護 い 力 学 の 発 を の 展 有 し 展 て に 寄 い る 与 す する る 研 究 を 自 立 立 して 推 進 す	て ケ 研 い ア 究 る シ 的 。 ス 手 テ 法 ム を を 用 構 いて 築 し、 、 新 評 た 価 な で 可 き 護 る 方 能 法 力 や を 有 へ し ス	る 看 護 能 力 学 を の 研 有 し 究 て 成 い 果 る や 。 そ の 応 用 を 社 会 に 発 信 可 き
共通科目		看護教育特講	1前	必	◎	○					
		看護研究特講	1前	必	◎	◎					
		看護研究方法特講Ⅰ（質的研究）	1後		○			○	◎		
		看護研究方法特講Ⅱ（量的研究）	1後		○			○	◎		
専門科目	臨床看護学領域	成人看護学特講	1前		◎	○				○	
		ウイメンズヘルス特講	1前		◎	○				○	
	広域看護学領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		◎	○				○	
		公衆衛生看護学特講	1前		◎	○				○	
特別研究		看護学特別研究Ⅰ	1通	必		◎	◎	◎	○	○	
		看護学特別研究Ⅱ	2通	必		◎	◎	◎	◎	◎	
		看護学特別研究Ⅲ	3通	必		◎	◎	◎	◎	◎	

改正	1971年4月24日	1974年4月1日
	1976年4月1日	1977年4月1日
	1977年6月25日	1978年5月1日
	1978年10月1日	1980年4月1日
	1980年8月1日	1981年4月1日
	1981年9月1日	1983年12月1日
	1986年4月1日	1988年1月30日
	1988年8月12日	1989年4月1日
	1990年4月1日	1991年4月1日
	1992年4月1日	1993年4月1日
	1995年4月1日	1997年2月22日
	1998年2月28日	2000年1月29日
	2000年12月16日	2001年11月24日
	2002年11月30日	2003年2月22日
	2004年2月28日	2006年10月28日
	2007年4月1日	2007年11月24日
	2008年3月29日	2009年2月28日
	2010年5月29日	2012年4月1日
	2014年10月25日	2016年10月29日
	2017年7月29日	2018年3月31日

第1章 総則

第1条 この規則は、社員の就業に関する事項を定めたものである。

2 社員は、誠意をもってこれを守らねばならない。

第2条 この規則において「社員」とは、第6条に定められた手続により同志社に職を有する教員及び職員をいう。ただし、臨時の契約により同志社の業務に従う嘱託及び庸人中必要ある者は、これを社員とすることができる。

第2章 社員の本分

第3条 同志社は、社員が同志社立学の精神を遵奉し、その民主的伝統を重んじ、これに背反する言行なきことを期待する。

第4条 同志社は、社員の基本的人権を尊重し、その福利を図るとともに社員が職場の秩序を守り、職務を理解し、その職責を果たすために常に努力することを要望する。

第5条 社員は、命ぜられる職場、職種の変更の際には、正当の理由がなければこれを拒むことができない。

第3章 人事

第6条 社員として新たに採用される者は、次の条件を備えなければならない。

イ 健康 永く勤務するに差し支えない健康度を有すること。

ロ 学力技能 従事する勤務に必要な程度の学力及び技能を有すること。

2 新たに社員となった者は、速やかに次の書類を提出しなければならない。

イ 履歴書

ロ 住民票記載事項証明書

ハ 必要あるときは写真、学業成績証明書及び身分を証する書類

第7条 新たに採用した社員に対しては、3カ月以内の試用期間を設ける場合がある。

2 試用期間中又は試用期間満了の際、引き続き社員として就業せしむることを不相当と認めた場合は、第11条の手続を経てこれを解雇する。

第8条 次の場合には、社員に休職を命ずる。ただし、第4号の場合は、情状により休職を命じないことがある。

(1) 業務外の傷病又はやむを得ぬ事故による欠勤が引き続き次の日数に及んだとき。

勤続1年未満の者 傷病の場合3カ月 事故の場合1カ月

勤続1年以上の者 傷病の場合6カ月 事故の場合2カ月

勤続5年以上の者 傷病の場合9カ月 事故の場合3カ月

勤続10年以上の者 傷病の場合12カ月 事故の場合4カ月

ただし、同一傷病により、休職からの復職者が6カ月のうちに再度1カ月以上連続して欠勤した場合は、直ちに休職を命ずる。

(2) 無届欠勤を引き続き1カ月以上に及んだとき。

(3) 社命によって留学その他職務を離れるとき。

(4) 刑事訴追を受けたとき。

第8条の2 前条の休職期間は、次のとおりとする。

(1) イ 業務外傷病の場合 3カ年以内

ロ やむを得ぬ事故の場合 1カ年以内

ただし、第8条第1号ただし書きによる場合は、当該欠勤期間を前休職期間に通算するものとする。

(2) 無届欠勤の場合 1カ年以内

(3) 社命による留学その他職務を離れる場合 1カ年以内

ただし、特別の場合は1カ年以内の延長を、また、教学上特別に必要な場合は更に2カ年以内の延長をすることがある。

(4) 刑事訴追の場合 1カ年以内

ただし、情状により更新することがある。

第9条 第8条による休職者について休職の事由がやんだ場合には復職を命ずる。

ただし、復職に際しては、学校が指定する医師による診断書の提出を命じる場合がある。

また、第8条第2号又は第4号による休職者については復職を命じないことがある。

第10条 社員は、満65歳をもって定年退職するものとする。

2 前項退職者にして勤続25年に達したるもの、なお法人において在職を必要と認めたる場合退職手続完了後更に理事会の議を経て理事長において専任教職員の待遇に準じ業務を嘱託することがある。

3 前項のほか在职中特に功労のあった者に対する待遇については、その都度理事会の議を経て理事長においてこれを定める。

第11条 次の場合には、30日前に予告するか、又は30日分の平均賃金を支給して社員を解雇する。

(1) 精神又は身体に故障があつて業務に堪えないと認めるとき。

(2) やむを得ぬ業務上の都合によるとき。

(3) 第7条第2項に相当するとき。

(4) 承認を得ずして他の業務に従事し、その廃止の勧告に応ぜざるとき。

(5) 第8条第2号又は第4号による休職者で休職事由のやんだ場合復職を認めることができないとき。

第11条の2 社員が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業し、特別休暇を受けている期間は、解雇しない。ただし、療養の開始後4年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合、又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合には、この限りでない。

第12条 病気又はやむを得ない事情によって退職を希望するときは、その事情を詳記した退職願を提出しなければならない。

第13条 次の場合は、社員の資格を失う。

(1) 死亡したとき。

(2) 休職を命じられたものが休職期間を満了してなお復職を命じられないとき。

第4章 勤務、休日、休暇、休業

第14条 社員の勤務時間は、8時から17時までの間で、各学校ごとに別に定める。勤務時間中休憩時間は1時間とし、所属長がこれを定める。

第15条 教員の勤務時間は第14条の規定にかかわらず、その授業担当時間は次の基準による。

- (1) 中学校・高等学校 1週 18時間
- (2) 大学 講義の場合 1週 8時間
英語等語学の場合 1週 10時間
体育実技の場合 1週 12時間

2 業務上必要ある場合は、前項によらないことがある。

第16条 病気その他やむを得ない事由によって、遅刻、早退又は欠勤する場合は、速やかにこれを届け出なければならない。

2 病気欠勤7日以上に及ぶときは、前項の届出の他医師の診断書を提出しなければならない。ただし、この場合医師を指定してその診断を受けさせることがある。

第17条 業務上必要ある場合は別に定める規定により、社員に当直又は宿直せしむることがある。

第17条の2 業務上必要ある場合は社員に学校法人同志社以外の団体等への出向を命じることがある。

第18条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日並びに官署より公示された臨時休日
- (3) 年末、年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (4) 基督降誕祭（12月25日）
- (5) 創立記念日（11月29日）

2 前項の休日は、業務の都合により4週間を通じて4日の範囲内において変更することがある。ただし、18歳未満の者については除く。

第19条 前年度において勤務しなければならない日数の8割以上を勤務した社員には、1学年度を通じて20日の年次有給休暇を与える。

2 前年度の出勤率が8割未満の社員には、15日の年次有給休暇を与える。ただし、前年度から引き続き欠勤又は休職している社員が年度の途中で復勤し、又は復職したときは、次表の基準により年次有給休暇を与える。

復勤・復職月 前年度出勤率	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
6割以上～8割未満	15	15	15	15
4 " ～6 "	15	10	10	10
2 " ～4 "	15	10	5	5
2割未満	15	10	5	0

3 新たに採用された社員には、次のとおり年次有給休暇を与える。

- 4月から6月までに採用の者 15日
- 7月から9月までに採用の者 10日
- 10月から12月までに採用の者 5日
- 1月から3月までに採用の者 なし

4 前3項の休暇は、社員の請求する時季に与える。ただし、請求された時季に休暇を与えることが、業務の正常な運営を妨げる場合には、他の時季に与えることがある。

第20条 前条の休暇を受けんとする者は、休暇願を提出しなければならない。

第21条 第19条の休暇は、これを次年度に繰り越すことができる。ただし、繰越日数を合算して40日を超ゆることはできない。

2 欠勤は、休暇に振り替えることができる。この場合は、1月1日から3月31日までの欠勤については4月1日までに、4月1日から6月30日までの欠勤は7月1日までに、7月1日から9月30日までの欠勤は10月1日までに、10月1日から12月31日までの欠勤は1月7日までに届け出なければならない。

第22条 次の場合は、特別休暇を与える。特別休暇は第5号の4日目以降、第6号の産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）以内、産後8週間及び第12号を除き有給とする。

- (1) 本人の結婚 5日以内
- (2) 妻出産の場合 3日以内

- (3) 忌服
 - イ 父母、配偶者又は子の場合 7日以内
 - ロ 祖父母、配偶者の父母又は孫の場合 3日以内
 - ハ 三親等内の血族又は二親等内の姻族の場合 2日以内
- (4) 父母又は配偶者の死亡該当日に祭祀法要を営む場合 1日
- (5) 生理のため就業が著しく困難な場合 請求した日数
- (6) 出産の場合
 - イ 産前 8週間（多胎妊娠の場合14週間）以内
 - ロ 産後 8週間
- (7) ドナー休暇 骨髄・臓器等提供のための登録・検査・健康診断・入院等に医師が必要と認めた期間
- (8) リフレッシュ休暇
 - イ 勤続満14年に達した場合 5日
 - ロ 勤続満24年に達した場合 7日
 - ハ 勤続満34年に達した場合 10日
- (9) 裁判員休暇
裁判員候補又は裁判員として裁判所に出頭する期間
- (10) 小学校就学の始期に達するまでの子の看護、又は予防接種や健康診断を受けさせるための休暇
 - イ 小学校就学前の子が1人の場合 1年度につき5日以内（半日単位の取得可）
 - ロ 小学校就学前の子が2人以上の場合 1年度につき10日以内（半日単位の取得可）
- (11) 介護のための休暇
 - イ 要介護状態の対象家族が1人の場合 1年度につき5日以内（半日単位の取得可）
 - ロ 要介護状態の対象家族が2人以上の場合 1年度につき10日以内（半日単位の取得可）
- (12) 業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は医師の認めた期間
- (13) 法令、天災、事変その他社員の責に帰することのできない理由によって災害を受け、又は交通を遮断せられた場合は理事長の認めた期間
- (14) その他理事長において必要と認めた場合

第22条の2 社員が育児休業を申し出た場合の取扱いは、別に定める育児休業規程による。

第22条の3 社員が介護休業を申し出た場合の取扱いは、別に定める介護休業規程による。

第23条 業務上の都合でやむを得ない場合は、同志社教職員組合と協定して（ただし、18歳未満の者は除く。）又は災害その他避け得ない事由によって臨時に必要な場合は勤務時間を延長し、又は休日に勤務させることがある。

2 勤務時間を延長した場合における休憩時間は、勤務時間2時間ごとに15分間の割合をもって所属長がこれを定める。

第24条 次に掲げる特殊勤務者の勤務時間及び休日に関しては、別にこれを定める。

- (1) 管理監督の地位にあるもの
学校長、学部長、事務局長、学長室長、部長、所長、館長、園長、室長、次長、課長、事務長、事務主任（係長待遇を除く。）及び以上の代理者
 - (2) 機密の事務を取扱うもの
秘書係及び人事係
 - (3) 断続的勤務に従事するもの
守衛、技術職員、作業職員及び寮職員
- 第5章 保健・衛生

第25条 社員は、少なくとも毎年1回定期的に健康診断を受けなければならない。

2 前項のほか、必要に応じ社員の全部又は一部に対し、健康診断又は予防措置を行うことがある。

第26条 次の各号の一に該当する者は、学校医その他専門医の意見を聴き、必要と認められる場合は就業させない。ただし、第1号について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

- (1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- (2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者

- (3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (4) 病後、健康回復の充分でない者
- (5) その他医師が就業を不相当と認めた者

第6章 災害補償及び通勤災害給付

第27条 業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかったときは、速やかに届け出なければならない。

第28条 社員が業務上又は通勤により負傷、疾病、障害又は死亡したときの災害補償・保険給付は、労働者災害補償保険法に定めるところによる。

第28条の2 社員が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、労働者災害補償保険法による保険給付を受けることになった場合には、別に定める災害補償及び通勤災害給付規程により、法定外補償給付又は法定外給付を行う。

第7章 非常事故

第29条 社員は、災害その他非常事態が発生する危険があることを知ったときは、速やかにこれを担当係員に通知するとともに臨機の措置をとらなければならない。

2 非常災害の発生した場合は、互に協力して、その被害を阻止しなければならない。

第8章 表彰及び懲戒

第30条 社員に対し表彰又は懲戒を行うことがある。

2 表彰は、賞状、賞品若しくは賞金を授与し、又は臨時昇給を行う。

3 懲戒は、別に定める懲戒規程に基づき、これを行う。

第9章 給与

第31条 社員の給与については、別に定める同志社給与規程による。

第32条 社員の旅費については、別に定める旅費規程及び同志社社員赴任旅費規程による。

附 則

1 第10条の本文については、(当分の間)大学院に關係する教授にして本法人が必要と認めたものに限りこれを適用しない。

2 臨時の契約により同志社の業務に従事する者の就業に関しては、別に定めるものの外はこの就業規則を準用する。

3 この規則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2002年11月30日から施行する。

附 則

この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2006年10月28日から施行する。

附 則

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2007年11月24日から施行する。

附 則

この規則は、2008年3月29日から施行する。

附 則

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2010年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2014年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、2017年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

改正 2008年11月29日

2009年11月28日

(目的)

第1条 同志社女子大学の教育・研究の充実及び発展のため、同志社女子大学特別任用教授（以下「特任教授」という。）を置く。

(資格)

第2条 新規に任用する特任教授とは、教学上特に必要と認められた者で、次の該当者をいう。

- (1) 年齢満65歳未満で、教授として適格と認められる者
- (2) 年齢満65歳以上で、教授として適格と認められる者

(任用)

第3条 特任教授は、評議会の議を経て教授会に付議し、学長が任用を決定する。

(本務)

第4条 特任教授は、同志社女子大学での勤務を本務とする。

(雇用期間)

第5条 第2条第2号による雇用契約期間は5年を限度とし、満70歳に達する日の属する年度を超えて任用することはできない。ただし、新研究科の開設に際しての任用で、学長が必要と認めた場合は、常任委員会及び評議会の議を経て、当該研究科の完成年度を限度として、満70歳に達する日の属する年度を超えて任用することができる。なお、第2条第2号により任用された特任教授は、任用後1年を経過した時以降、30日以上前に文書をもって申し出れば、退職することができる。

(職務)

第6条 特任教授は、授業、研究及び学生指導に従事することをその職務とする。

2 授業担当時間数は、1週8時間以上とする。

(給与)

第7条 特任教授の給与は、別に定める。

(研究)

第8条 特任教授は、研究室を使用できる。

2 研究費は、教員個人研究費を支給する。

(社会保険)

第9条 特任教授は、私立学校振興・共済事業団の加入者となる。

(赴任旅費)

第10条 赴任旅費は、同志社社員赴任旅費規程による。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほかは、社員の就業規則等を準用する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

看護学研究科看護学専攻 博士課程(後期) 時間割(案)

【前期:春学期】

曜日	1 9:00~10:30	2 11:00~12:30	3 13:15~14:45	4 15:00~16:30	5 16:45~18:15	6 18:30~20:00
月						
火						看護研究特講 當日、杉原
水						
木						看護教育特講 岡山、谷口、中川
金						
土		成人看護学特講 【隔週開講】	高齢者・在宅看護学特講 【隔週開講】	ウイメンズヘルス特講 【隔週開講】	公衆衛生看護学特講 【隔週開講】	
		當日、光木	長谷川、木村(み)、 小松、岡山	眞鍋、谷口、和泉	樹本、三橋、柳澤	
			看護学特別研究 I 【隔週開講】	看護学特別研究 II 【隔週開講】	看護学特別研究 III 【隔週開講】	

入学者の状況によっては時間割を変更する場合がある。

【後期:秋学期】

曜日	1 9:00~10:30	2 11:00~12:30	3 13:15~14:45	4 15:00~16:30	5 16:45~18:15	6 18:30~20:00
月						
火						看護研究方法特講 I (質的研究) 小松、谷口、杉原
水						
木						看護研究方法特講 II (量的研究) 長谷川、眞鍋、三橋
金						
土						
			看護学特別研究 I 【隔週開講】	看護学特別研究 II 【隔週開講】	看護学特別研究 III 【隔週開講】	

入学者の状況によっては時間割を変更する場合がある。

看護学研究科看護学専攻博士課程(後期) 履修モデル

1-1 臨床看護学領域のウィメンズヘルスを専攻する者の履修モデル例

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	看護教育特講	1前	1		→		
	看護研究特講	1前	1		→		
	看護研究方法特講Ⅰ	1後		1			
	看護研究方法特講Ⅱ	1後		1	→		
専門科目	臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前				
		ウィメンズヘルス特講	1前		1	→	
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前				
		公衆衛生看護学特講	1前		1	→	
特別研究	看護学特別研究Ⅰ	1通	2		→		
	看護学特別研究Ⅱ	2通	2			→	
	看護学特別研究Ⅲ	3通	2				→
合計単位数			8	3			

1-2 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を専攻する者の履修モデル例

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	看護教育特講	1前	1		→		
	看護研究特講	1前	1		→		
	看護研究方法特講Ⅰ	1後		1	→		
	看護研究方法特講Ⅱ	1後					
専門科目	臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前				
		ウィメンズヘルス特講	1前				
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1	→	
		公衆衛生看護学特講	1前		1	→	
特別研究	看護学特別研究Ⅰ	1通	2		→		
	看護学特別研究Ⅱ	2通	2			→	
	看護学特別研究Ⅲ	3通	2				→
合計単位数			8	3			

2 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を専攻する者の履修モデル例(長期履修4年)

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次
			必修	選択				
共通科目	看護教育特講	1前	1		→			
	看護研究特講	1前	1		→			
	看護研究方法特講Ⅰ	1後		1	→			
	看護研究方法特講Ⅱ	1後						
専門科目	臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前					
		ウィメンズヘルス特講	1前					
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1	→		
		公衆衛生看護学特講	1前		1	→		
特別研究	看護学特別研究Ⅰ	1通	2			→		
	看護学特別研究Ⅱ	2通	2				→	
	看護学特別研究Ⅲ	3通	2				→	
合計単位数			8	3				

3 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を専攻する者の履修モデル例(長期履修5年)

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
			必修	選択					
共通科目	看護教育特講	1前	1		→				
	看護研究特講	1前	1		→				
	看護研究方法特講Ⅰ	1後		1		→			
	看護研究方法特講Ⅱ	1後							
専門科目	臨床看護学領域	成人看護学特講	1前						
		ウイメンズヘルスト講	1前						
	広域看護学領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1	→			
		公衆衛生看護学特講	1前		1		→		
特別研究	看護学特別研究Ⅰ	1通	2				→		
	看護学特別研究Ⅱ	2通	2					→	
	看護学特別研究Ⅲ	3通	2					→	
合計単位数			8	3					

4 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を専攻する者の履修モデル例(長期履修6年)

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
			必修	選択						
共通科目	看護教育特講	1前	1		→					
	看護研究特講	1前	1		→					
	看護研究方法特講Ⅰ	1後		1			→			
	看護研究方法特講Ⅱ	1後								
専門科目	臨床看護学領域	成人看護学特講	1前							
		ウイメンズヘルスト講	1前							
	広域看護学領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1		→			
		公衆衛生看護学特講	1前		1			→		
特別研究	看護学特別研究Ⅰ	1通	2					→		
	看護学特別研究Ⅱ	2通	2						→	
	看護学特別研究Ⅲ	3通	2						→	
合計単位数			8	3						

<備考>

- ・共通科目の選択科目は、各自の研究計画に応じた研究方法により例示科目以外の選択も可能
- ・専門科目は、希望する専門領域及び研究志向により例示科目以外の選択も可能
- ・専門科目の履修科目選択については、上記の例示も含め、履修モデルの例示は次のとおり。

選択する専門科目	例示
〔臨床看護学領域〕 「成人看護学特講」※ + 〔広域看護学領域〕 「高齢者・在宅看護学特講」	成人看護学のリハビリテーション看護や慢性疾患、がん看護領域の看護ケアの研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「成人看護学特講(1単位)」と「高齢者・在宅看護学特講(1単位)」の場合がある。リハビリテーション看護や慢性疾患、がん看護領域の看護ケアにおいては、急性期・回復期・慢性期などの健康状況によって、療養の場が医療機関をはじめ在宅や地域など多岐にわたり、その状況に沿って、いかに包括的な看護ケアをすすめていくのかが課題でもある。これらの科目を選択することで、成人看護学のみならず高齢者・在宅看護学の視点をもふまえることによって、より幅広くより深い学識に基づいて、学生は個々の研究課題に取り組むことができる。
〔臨床看護学領域〕 「ウイメンズヘルスト講」※ + 〔広域看護学領域〕 「公衆衛生看護学特講」	ウイメンズヘルスの周産期母子関連の研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「ウイメンズヘルスト講(1単位)」と「公衆衛生看護学特講(1単位)」の場合がある。周産期の母子の健康課題や支援においては、母性ならびに乳児や幼児の健康の保持・増進を包括的に支援することを推進するものであり、これらの科目を選択することで、ウイメンズヘルスのみならず公衆衛生看護学の視点をもふまえることによって、より幅広くより深い学識に基づいて、学生は個々の研究課題に取り組むことができる。

選択する専門科目	例示
〔広域看護学領域〕 「高齢者・在宅看護学特講」※ + 〔広域看護学領域〕 「公衆衛生看護学特講」	高齢者・在宅看護学関連の研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「高齢者・在宅看護学特講(1単位)」と「公衆衛生看護学特講(1単位)」の場合がある。これらの科目を選択することで、急速な超高齢化により、人々の健康を取り巻く状況が複雑化する中、高齢者とその家族の健康課題と援助方法を考え、在宅や介護保険関連施設などで生活する人や、健康増進・回復・維持を要する人とその家族への看護について探究することができ、高齢者・在宅看護学のみならず公衆衛生看護学的な視点をもふまえた学生個々の研究課題に取り組むことにつながる。
〔広域看護学領域〕 「公衆衛生看護学特講」※ + 〔臨床看護学領域〕 「ウイメンズヘルスト講」	公衆衛生看護学の中でも母子保健関連の研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「公衆衛生看護学特講(1単位)」と「ウイメンズヘルスト講(1単位)」の場合がある。母子保健は、現在の超少子化に対応すべく、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊対策への支援や子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減への支援対策など、母子の健康の維持・増進を包括的に支援することを推進するものである。これらの科目を選択することで、公衆衛生看護学のみならずウイメンズヘルスの視点をもふまえることによって、より幅広くより深い学識に基づいて、学生は個々の研究課題に取り組むことができる。

※は、学生が専攻する看護学の特講科目

学位論文作成スケジュールとプロセス

学年	月	研究の進行	研究科プロセス	研究指導	カリキュラム
1 年次	4	指導教員・副指導教員の決定、3年間の研究計画・学習計画(履修登録) ↓ 12 研究計画書申請 1 研究計画報告会 2 倫理審査委員会審査申請 3 研究倫理審査	指導教員・副指導教員の決定(主1名、副1名) 論文計画書受付 研究計画報告会開催	履修指導 研究テーマの明確化 研究計画書作成への指導 研究計画書の確認	共通科目 ↓ 専門科目 ↓ 特別研究
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				
2 年次	4	4 研究実施 ↓ 10 関連学会への参加 ↓ 1 学術雑誌への論文投稿・査読・推敲 ↓ 2 中間報告会 ↓ 3	中間報告会開催	研究指導 ↓ 関連学会参加の支援 学術論文の投稿指導 ↓ 研究展開の確認	
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				
3 年次	4	4 研究実施 ↓ 1 博士論文提出 ↓ 2 論文審査委員会・最終試験 博士論文の修正 「看護学特別研究Ⅲ」単位認定 ↓ 3 公開論文発表会 学位取得	学位論文作成 ↓ 論文審査委員会設置 ↓ 博士論文審査・最終試験審査結果提出 学位授与の可否判定	論文指導 ↓ 博士論文審査・最終試験 博士論文の修正指導 「看護学特別研究Ⅲ」成績評価 ↓ 論文発表内容の指導	
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				
2					
3					

学位論文審査基準

【看護学研究科看護学専攻】

(博士論文)

以下の評価項目すべてについて、博士論文としての水準に達していること。

〔評価項目〕

1. 学術的重要性・課題設定の妥当性
 - (1)学術的に重要な研究テーマであること。
 - (2)看護学の発展に貢献し、社会などへの応用的価値の高い研究であること。
 - (3)問題意識が明確で、課題が適切であること。
2. 情報収集の妥当性
 - (1)研究課題に関連する文献を広く検索し、当該領域での研究の意義や重要性を位置づけていること。
 - (2)先行研究・文献との関連は十分であること。
3. 研究倫理の遵守・倫理的手続きの妥当性
 - (1)研究参加者への倫理的配慮が明確であること。
 - (2)生命の尊厳を尊重し、かつ、研究倫理を遵守すること。
 - (3)研究公正の観点から問題がないこと。
4. 研究計画・方法の妥当性
 - (1)研究目的を達成するために適切な研究方法が用いられていること。
 - (2)科学的根拠に基づいた研究方法が用いられていること。
 - (3)研究方法が具体的に論述されていること。
5. データ分析の論理性
 - (1)研究結果の分析・考察が論理的で明確であること。
6. 論述の厳密性・緻密性
 - (1)論旨は明確で、一貫性があること。
 - (2)結果と考察の整合性があること。
7. 研究の独創性あるいは新規性
 - (1)研究に学術的独創性や新規性が認められること。
 - (2)今後に向けての新たな提案が盛り込まれていること。

改正 2008年2月23日
2016年2月18日

2015年1月14日

前文

社会のグローバル化、多様化に伴い、学術研究の社会的役割も複雑化し、その人間、社会、自然に及ぼす影響は極めて大きなものとなっている。その影響は、研究成果のみならず、研究活動すべての過程における行為によって、同時的かつ広範囲に及ぶ。

学術研究が公共の福祉の増進に寄与し、持続的に進展を遂げるためには、研究の自由及び研究者の自治が保障されなければならないし、そのことによって自らを律する高度な倫理的規範が求められることも自明である。

学術研究の発展は人類の福祉に多大な貢献をするとともに、同時に、その成果が非人道的な政策・手段に用いられたりした負の面も合わせもっていることに、我々は深く思いをいたさねばならない。

大学は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする使命を担っており、学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを真摯に受け止めなければならない。

同志社女子大学は、本学の学術研究が社会から信頼と尊敬を得るべく、あらゆる努力をほらうことを宣言する。

(目的)

第1条 同志社女子大学は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者及び研究に関与する事務職員の行動・態度の倫理的規準をここに定める。

(研究の基本)

第2条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 「研究者」には、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

4 「研究に関与する事務職員」には、本学の研究に対する事務・管理等（以下「研究事務等」という。）に携わる専任職員のみならず、契約職員、アルバイト職員をはじめとする全ての研究事務等に従事する者を含むものとする。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。

4 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしない

- ければならない。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。
(研究のための情報・データ等の収集)
- 第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。
- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。
(インフォームド・コンセント)
- 第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
- 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。
(個人情報の保護)
- 第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。
(実験ノート・情報・データ等の利用及び管理)
- 第8条 研究者は、実験ノート、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。
- 2 研究者は、実験ノート、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存し、必要な場合には開示しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。
(機器、薬品・材料等の安全管理)
- 第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。
(研究成果発表の規準)
- 第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。
- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。
(1) 捏造(存在しないデータの作成)
(2) 改ざん(データの変造、偽造)
(3) 盗用(他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用)
- 5 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。
(オーサーシップの規準)
- 第11条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。
(研究費の取扱規準)

第12条 研究者及び研究に関与する事務職員は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団、企業等からの助成金、受託・共同研究費、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用及び管理に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者及び研究に関与する事務職員は、研究費の使用及び管理に当たっては、法令、本学の経理規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

4 研究者及び研究に関与する事務職員は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第14条 本学は、研究者及び研究に関与する事務職員の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2 本学は、この規準の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為及び研究に関与する事務職員の研究倫理に反する行為に加担する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

3 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

4 前3項の目的を達成するため、研究倫理委員会を設置する。

5 同志社女子大学研究倫理委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第15条 この規準に関する事務は、学術情報部学術研究支援課の所管とする。

(改廃)

第16条 この規準の改廃は、研究倫理委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規準は、2016年4月1日から施行する。

改正 2008年2月23日 2015年3月28日
2016年2月18日 2017年3月25日

(目的)

第1条 同志社女子大学研究倫理規準(以下「規準」という。)の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、同志社女子大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項及び任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 規準第14条に定める本学の責務に関する事項
 - (2) 規準の運用、解釈に関する事項
 - (3) 規準の改廃に関する事項
 - (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
 - (5) その他必要な事項
- 2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行う。
- 3 委員会は、規準第14条第3項に定める苦情、相談等に対応する。
- 4 委員会は、研究者及び研究を支援する者の重大な規準違反行為があると認められる場合は、学長に報告し、学長は被告発者等の調査対象者となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を含め、適切な措置を講じる。
- 5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案する。

(構成)

第3条 委員会は、次の者でもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 学術情報部長
 - (2) 遺伝子組換え実験安全委員会委員長
 - (3) 動物実験委員会委員長
 - (4) 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会自然科学系の教員1名
 - (5) 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会人文社会科学系の教員1名
 - (6) 学部長、研究科長
 - (7) 教務部長
 - (8) 総務部長
 - (9) 学術研究支援課長
 - (10) 当該分野の教員
 - (11) 有識者、弁護士等の専門家
- 2 前項第11号の委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長は、前条第1項第1号の委員をもってあて、副委員長は前条第1項第6号の委員をもってあてる。

(任期)

第5条 第3条第1号から第9号に定める委員の任期は、その職の期間とし、第10号及び第11号に定める委員の任期は第2条第3項に規定する審議内容に応じて学長が決定する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席した委員の過半数で決する。

3 前項に拘わらず、第2条第4項に規定する「重大な規準違反行為」に関する議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

(相談員)

第7条 委員会に、第2条第3項に定める苦情、相談等に対応するため委員以外に研究倫理相談員(以下「相談員」という。)を置く。委員は、相談員を兼ねる。

2 相談員は、各学科の学科主任をあてる。ただし、必要のある場合は、委員長は学長の承認を得て委員及び学科主任以外の若干名の専任教員に委嘱することができる。

3 委員及び学科主任以外の相談員の任期は2年とする。

4 相談員は、苦情、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。

5 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要ある場合は委員会を開催する。

6 相談員は、委員会に出席して意見を述べるることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び相談員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学術情報部学術研究支援課の所管とする。

(その他)

第10条 委員会は、第7条に規定するもののほか、相談員に関する事項を定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究倫理委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

改正 2008年2月23日

2016年2月27日

(目的)

第1条 この規準は、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究（以下「人を対象とする研究」という。）を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的規準及び研究計画の審査に関する事項を定める。

(研究の基本)

第2条 人を対象とする研究を行う者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 人並びに人由来の試料及びデータを対象とする研究においては、ヘルシンキ宣言（1964年世界医師会で採択、その後の修正を含む。）の趣旨に沿って行うものとする。

3 人を対象とする研究で、「ヒト胚幹細胞を中心としたヒト胚研究」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究」等生命倫理に関わる研究及び医学系研究を行う者は、当該法令及び所轄庁の告示、指針等を遵守しなければならない。

4 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(定義)

第3条 この規準において、個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下「個人の情報、データ等」という。）とは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に係る情報及びデータや、人並びに人由来の試料及びデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

2 「提供者」とは、研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前あるいは事後に分かりやすく説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、事前に分かりやすく説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に提供者の同意を得ることを原則とする。

2 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱及び発表の方法などに関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。そのために、収集・採取した個人の情報、データ等を5年間保存しなければならない。

4 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者からの同意を得なければならない。

5 提供者からの同意は、原則として文書でもって行う。ただし、何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、必ず同意については文書でもって行わなければならない。研究者は、同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。

6 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、本規準の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

2 研究者は、提供者から要求があった場合は、研究目的などを提供者に直接説明しなければならない。

(授業等における収集・採取)

第7条 教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、事前に受講生の同意を得ることを原則とする。

2 教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

(謝礼の提供)

第8条 研究者が提供者に対し、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上、妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

(研究計画等の審査)

第9条 本学において、人を対象とする研究を行う研究者が研究の実施計画、公表計画等(以下「研究計画等」という。)の審査を希望する場合、当該研究者からの事前の申請に基づき、研究計画等の審査を行うものとする。

2 審査の手續等に関する事項は、別に定める。

(事務)

第10条 この規準に関する事務は、学術情報部学術研究支援課の所管とする。

(改廃)

第11条 この規準の改廃は、「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規準は、2016年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の趣旨に則るとともに、同志社女子大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん又は盗用
- イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 研究者等

本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる全ての者

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 学長は、最高管理責任者として研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

(統括管理責任者)

第5条 学術情報部長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

(研究倫理教育責任者)

第6条 学部・研究科等の長は研究倫理教育責任者として、当該学部・研究科等に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。学術情報主任は研究倫理教育責任者を補佐する。

(研究倫理委員会の設置)

第7条 本学に、研究者等による不正行為を防止するため、研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を設置する。倫理委員会に関する事項は、別に定める。

(告発の受付窓口)

第8条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、学術情報部学術研究支援課が受付窓口となる。

(告発の受付体制)

第9条 研究活動上の不正行為が存在すると疑う者は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

- 3 窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び委員長に報告する。学長は、当該告発に関係する学部・研究科等の長に、その内容を通知する。
- 5 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知する。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第10条 研究活動上の不正行為が存在すると疑う者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、学長及び委員長に報告する。
- 4 前項の報告があったときは、学長又は委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行う。

（告発窓口の職員の義務）

第11条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

（秘密保護義務）

第12条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 学長及び委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 学長又は委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長、委員長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（告発者の保護）

第13条 学部・研究科等の長は、告発したことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発したことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、適切な措置を講じる。
- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）

第14条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、適切な

措置を講じる。

- 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第15条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、適切な措置を講じる。
- 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(予備調査の実施)

第16条 第9条に基づく告発があった場合又は委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、委員長が倫理委員会の議を経て指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第17条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第18条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

- 2 倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存する。
- 5 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告する。

(調査委員会の設置)

第19条 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。調査委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 倫理委員会の委員長又は委員 1名
- (2) 委員長が倫理委員会の議を経て指名した有識者 若干名
- (3) 法律の知識を有する外部有識者(弁護士を含む) 若干名

(本調査の通知)

第20条 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、倫理委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第21条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始する。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。

4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障する。

6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第22条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第23条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとる。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第24条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出する。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第25条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第26条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第21条第5項の定める保障を与えなければならない。

(認定の手続)

第27条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得る。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行う。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第28条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第29条 学長は、速やかに、調査結果(認定を含む)を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第30条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第19条第2項及び第3項に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。

6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。

7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第31条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得る。

4 学長は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。被告発者が本

学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第32条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第33条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

(研究費の使用中止)

第34条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

(論文等の取下げ等の勧告)

第35条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

(措置の解除等)

第36条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(処分)

第37条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、「学校法人同志社懲戒規程」の手續に従う。

- 2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第38条 倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告する。

2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する学部・研究科等の長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとる。

3 学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告する。

（事務）

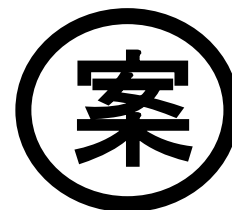
第39条 この規程に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が取り扱う。

（改廃）

第40条 この規程の改廃は、倫理委員会、常任委員会、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。



同志社女子大学学位規則

同志社女子大学

(平成 32 年 4 月 1 日)

改正	1975（昭和50）年4月1日	1982（昭和57）年11月1日
	1991（平成3）年7月1日	1992（平成4）年4月1日
	1995（平成7）年4月1日	1996（平成8）年4月1日
	1997（平成9）年4月1日	1998（平成10）年4月1日
	1999（平成11）年4月1日	2000（平成12）年4月1日
	2001（平成13）年4月1日	2002（平成14）年4月1日
	2003（平成15）年4月1日	2004（平成16）年4月1日
	2005（平成17）年4月1日	2007（平成19）年4月1日
	2008（平成20）年4月1日	2009（平成21）年4月1日
	2012（平成24）年4月1日	2013（平成25）年4月1日
	2015（平成27）年4月1日	2018（平成30）年4月1日
	2020（平成32）年4月1日	

（目的）

第1条 この規則は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところにより同志社女子大学（以下「本学」という。）が、授与する学位についての必要事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は学士、修士及び博士とする。学士の学位は次の区分による。

学士の学位…学士（音楽、メディア創造、国際教養学、社会システム、現代社会、薬学、看護学、文学、生活科学）

2 前項に定める修士及び博士の学位は、次の区分による。

修士の学位…修士（英語英文学、日本語日本文化、情報文化、国際社会システム、看護学、生活デザイン、食物栄養科学）

博士の学位…博士（英語英文学、日本語日本文化、薬学、看護学）

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位は本学学部を卒業した者に授与する。

第4条 修士の学位は本大学院の修士課程又は博士課程（前期）を修了した者に授与する。

第5条 博士の学位は本大学院の博士課程（後期）及び博士課程を修了した者に授与する。

2 本大学院学則第14条第2項の定めるところにより、博士の学位は前項に規定する者のほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ本大学院の博士課程（後期）及び博士課程修了者と同等以上の学力があると認められたときは授与することができる。

（学位論文の提出）

第6条 修士又は博士論文（以下「学位論文」という）を提出しようとする者は、学位論文の研究課題を各研究科によって定められた期日までに所定の様式により研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

2 所定の学費が未納の場合は、学位論文を提出することができない。

3 修士論文は、在学中に提出しなければならない。

4 博士論文は、退学後も提出できるものとする。

第7条 学位論文は、各研究科所定の用紙を用い、学年暦に示された期日までに研究科長に提出しなければならない。ただし、第5条第2項による博士論文提出者はこの限りではない。

2 学位論文は3部提出し、それぞれに要旨及び提出者の写真を添付しなければならない。

3 第5条第2項により博士の学位を申請する者は、学位申請書に博士論文3部、博士論文の要旨、参考文献、履歴書と別表に定める審査手数料を添えて審査にあたる研究科委員会を通じて学長に提出するものとする。

4 本大学院学則第11条第3項、第4項に定める期間以上（前期2年の課程又は修士課程を含む）本大学院に在学し所定の単位を修め、必要な研究指導をうけた上で退学した者が博士の学位を申請した場合は前項の規定による。

（学位論文の審査及び最終試験）

第8条 修士論文の審査及び最終試験は在学中に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、論文を受理してから原則として1年以内に終了するものとする。

第9条 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員会がこれを行う。

2 審査委員会は、修士論文審査の場合は主査1名及び副査1名をもって構成する。

3 審査委員会は、博士論文審査の場合は主査1名及び副査2名をもって構成する。

4 研究科委員会は、審査のため必要と認めるときは、当該研究科教員以外の教員又は学外の大学院・研究所等の教員等を審査委員とすることができる。

第10条 審査委員会は学位論文審査及び最終試験を行う。

2 修士の学位の授与に係る最終試験は修士論文を中心とし、これに関連する科目について行う。この試験は口頭試問とする。ただし筆答試験を併せ行うことができる。

3 博士の学位の授与に係る最終試験は博士論文を中心とし、これに関連する科目〔外国語（英、仏、独、又は羅）を含めることができる〕について行う。

第11条 研究科委員会は、審査委員の報告に基づき、本大学院学則の定めるところにより課程修了の可否、学位論文及び最終試験の可否について議決する。

2 前項の議決は、研究科教授の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、学位論文の内容、最終試験の結果、学位授与の可否についての意見を添えて、学長に報告しなければならない。

（学位論文の審査の協力）

第13条 前条の学位の授与に係る学位論文の審査に当っては、他の大学院又は、研究所等の教員の協力を得ることができる。

（学位授与の決定）

第14条 修士又は博士の学位の授与については、学長は、第12条の報告に基づいて大学院委員会を招集し、その審議を経て可否を決定する。

2 学士の学位の授与については、学長は、教授会の議を経て可否を決定する。

（学位授与式）

第15条 学位授与の時期は3月と9月とする。

（博士論文要旨等の公表）

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする。

（博士論文の公表）

第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前条及び前2項の規定によるインターネットの利用による公表は、同志社女子大学学術リポジトリにより行うものとする。

（博士論文の報告）

第18条 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に別記様式により文部科学大臣に報告するものとする。

（学位論文の保管）

第19条 審査に合格した学位論文は、本大学院において製本・保管する。

2 これにかかる費用は、学位論文提出者において負担する。

(学位の取消)

第20条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、既に授与した学位を取消するものとする。

学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、その学位を取消することができる。

(その他)

第21条 この規則以外のことは、各研究科の定めるところによる。

附 則

本規則は、2004（平成16）年4月1日からこれを適用する。

修士・博士の学位……修士（英文学）・博士（英文学）は改正後の学位規則第2条第2項の規定にかかわらず1998（平成10）年3月31日文学研究科英文学専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学士の学位……学士（家政学）は改正後の学位規則第2条第1項の規定にかかわらず1995（平成7）年3月31日家政学部にて在学する者が当該学部にて在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本規則は、2005（平成17）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2007（平成19）年4月1日からこれを適用する。

第6条に関する取扱いに関しては、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、従前の学位規則による。

附 則

本規則は、2008（平成20）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2009（平成21）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2012（平成24）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2013（平成25）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2015（平成27）年4月1日からこれを適用する。

附 則

本規則は、2018（平成30）年4月1日からこれを適用する。

学士の学位……学士（情報メディア）は改正後の学位規則第2条第1項の規定にかかわらず2018（平成30）年3月31日学芸学部情報メディア学科にて在学する者が当該学科にて在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本規則は、2020（平成32）年4月1日からこれを適用する。

別表 博士の学位審査手数料

1 博士課程（後期）に3年以上在学又は博士課程に4年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で退学後3年未満の期間内に博士論文を提出する者…25,000円

1 博士課程（後期）に3年以上在学又は博士課程に4年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で退学後3年以上経過した後博士論文を提出する者…50,000円

1 論文提出による者…50,000円

博士課程（後期）又は博士課程在籍者及び在籍中に博士論文を提出し退学した者は審査料不要

別記様式第一

(用紙の大きさは、日本工業規格A4)

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(看護師)】

	室名	品名	数量
1	基礎看護学実習室	電動リモートコントロールベッド	24
2	基礎看護学実習室	フレグラーマットレス	24
3	基礎看護学実習室	ベッドサイドレール	24
4	基礎看護学実習室	オーバーベッドテーブル	24
5	基礎看護学実習室	ベッドサイドキャビネット	24
6	基礎看護学実習室	丸イス	96
7	基礎看護学実習室	清拭車 ピンク (小タオル 100本収納)	2
8	基礎看護学実習室	洗髪車 II 型 NS-955	2
9	基礎看護学実習室	救急用カート 本体	1
10	基礎看護学実習室	同上用 蘇生板 VCPR	1
11	基礎看護学実習室	同上用IVスタンド VIV	1
12	基礎看護学実習室	ストレッチャー 折り畳み式 サイドレール・ガードル棒標準装備	2
13	基礎看護学実習室	ストレッチャー	1
14	基礎看護学実習室	歩行補助器(アルコ-DX・折りたたみ式)	4
15	基礎看護学実習室	アルミ製車椅子(非課税) 標準型 42cm巾	10
16	基礎看護学実習室	アルミ車椅子(非課税) ソフトタイヤ 介助ブレーキ付	1
17	基礎看護学実習室	折り畳み式ワゴン 2段	24
18	基礎看護学実習室	ワゴン 2段	12
19	基礎看護学実習室	回診車(引出無)3段	10
20	基礎看護学実習室	IVスタンド	24
21	基礎看護学実習室	電気保温イルリカート	24
22	基礎看護学実習室	移動式大鏡(姿勢矯正鏡)	1
23	基礎看護学実習室	尿器(女性用)	24
24	基礎看護学実習室	尿器(男性用)	24
25	基礎看護学実習室	万能型実習モデル“さくらⅡ”	8
26	基礎看護学実習室	採血静注シミュレーター“シンジョーⅡ”	12
27	基礎看護学実習室	点滴静注シミュレーター Vライン	4
28	基礎看護学実習室	装着式 上腕筋肉注射シミュレーター	8
29	基礎看護学実習室	皮内注射シミュレーター	4

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(看護師)】

	室名	品名	数量
30	基礎看護学実習室	殿筋注射2WAYモデル	8
31	基礎看護学実習室	女性導尿・浣腸シミュレータ	4
32	基礎看護学実習室	男性導尿・浣腸シミュレータ	4
33	基礎看護学実習室	口腔ケアモデル セイケツくん	5
34	基礎看護学準備室	製氷器「キューブ用」	1
35	基礎看護学準備室	ステンレス作業台(引出・キャスタ付) W1800*D600	1
36	基礎看護学準備室	洗濯乾燥機	2
37	基礎看護学準備室	人体骨格模型 男子 SA-160	1
38	基礎看護学準備室	人体解剖模型	1
39	基礎看護学準備室	便尿器架	1
40	成人看護学実習室	電動リモートコントロールベッド	1
41	成人看護学実習室	プレグラーマットレス	1
42	成人看護学実習室	けん引装置	1
43	成人看護学実習室	電動リモートコントロールベッド	12
44	成人看護学実習室	プレグラーマットレス	12
45	成人看護学実習室	ベッドサイドレール	12
46	成人看護学実習室	オーバーベッドテーブル	12
47	成人看護学実習室	ベッドサイドキャビネット	12
48	成人看護学実習室	丸イス	88
49	成人看護学実習室	CPS実習装置(酸素ボンベ不要タイプ)	2
50	成人看護学実習室	救急カートミニ PR-651	2
51	成人看護学実習室	与薬カート 36人用	1
52	成人看護学実習室	多機能心電計(解析機能付)	1
53	成人看護学実習室	洗濯乾燥機	1
54	成人看護学準備室	点滴作業台 1型	2
55	成人看護学準備室	フィジカルアセスメントモデル Physiko	1
56	成人看護学準備室	フィジコ専用テーブル	1
57	成人看護学準備室	フィジコ専用ワゴンテーブル	1
58	成人看護学準備室	フィジコ用外部スピーカー	1

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(看護師)】

	室名	品名	数量
59	成人看護学準備室	心電計(フジコ対応)	1
60	成人看護学準備室	電子体温計けんおんくん	13
61	成人看護学準備室	リットマン クラシックII SE バーガンディ	20
62	成人看護学準備室	エレマノ血压計	5
63	成人看護学準備室	乳癌触診モデル 装着式	2
64	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	食器棚	1
65	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	冷蔵庫 製氷室15L W685*D729*H1818	1
66	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	洗濯乾燥機	1
67	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	パルスオキシメーター	2
68	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	アルミ製車椅子 フルリクライニング 24インチ	1
69	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	歩行補助器(アルコ-DX・折りたたみ式)	4
70	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	温湿度計 TT-492	2
71	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	高齢者体験装具「おいたろう」	14
72	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	AEDトレーナ2	2
73	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	デジタル肺活量計	1
74	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	保育器 インキュI	2
75	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ネルコアSpO2ユニット インキュI用	2
76	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	クランク型I.Vホール(21170)	2
77	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	新生児ベッド(マットレス付)	10
78	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	小児用ベッド(3 クランク)	3
79	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	プレグラーマットレス	3
80	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	小児ベッド	1
81	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	プレグラーマットレス	1
82	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	コーケンベビー 男の子	10
83	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	コーケンベビー 女の子	10
84	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	乳房マッサージモデル III型(装着型)	2
85	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	小児実習モデル 乳児7~10か月モデル マロンちゃん	1
86	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	小児実習モデル 幼児5~6歳モデル リンゴちゃん	1
87	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	新生児バイタルサインモデル II型(収納バック付)	5

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(看護師)】

	室名	品名	数量
88	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	幼児用聴診器	4
89	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	妊婦体験ジャケット	10
90	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	手洗い鉢 深型 3540mm	3
91	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	手洗い台	3
92	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	妊婦腹部触診モデル I 型	4
93	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	産褥子宮触診モデル	4
94	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	高精度ベビースケール	2
95	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	授乳指導人形 たあくん	10
96	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	妊婦外診モデル	4
97	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	妊婦外診モデル	1
98	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	分娩台(マミージョイLDR)	2
99	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	折りたたみ式診察台	2
100	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	インファントウオーマーi 蘇生装置Ⅲ	2

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(保健師)】

	室名	品名	数量
1	基礎看護学実習室	電動リモートコントロールベッド	24
2	基礎看護学実習室	アルミ製車椅子(非課税) 標準型 42cm巾	10
3	基礎看護学実習室	アルミ車椅子(非課税) ソフトタイヤ 介助ブレーキ付	1
4	基礎看護学実習室	体組成計(インナースキャン50)	1
5	基礎看護学実習室	デジタル肺活量計<肺活くん>	1
6	基礎看護学実習室	肺活くん専用マウスピース100個入り	1
7	基礎看護学実習室	肺活くん専用ACアダプタ	1
8	基礎看護学実習室	デジタル握力計	2
9	基礎看護学実習室	血圧計 YH 水銀式	24
10	基礎看護学実習室	聴診器(リットマン)	24
11	基礎看護学実習室	ポータブルトイレ	2
12	基礎看護学実習室	差し込み便器(プラスチック製)	24
13	基礎看護学実習室	ゴム製便器	4
14	基礎看護学実習室	尿器(女性用)	24
15	基礎看護学実習室	尿器(男性用)	24
16	基礎看護学実習室	マットレス用シーツ	66
17	基礎看護学実習室	マットレスパッド	48
18	基礎看護学実習室	オンホリタオル	96
19	基礎看護学実習室	肌布団(タオルケット)	48
20	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	アルミ製車椅子 フルリクライニング 24インチ	1
21	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	グラスホルダー	5
22	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	折り曲げスプーン(大)	5
23	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	折り曲げフォーク	5
24	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	形状記憶スプーン(小)	5
25	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	形状記憶フォーク	5
26	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	形状記憶スプーク	5
27	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ポタン掛け(大)	5
28	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	柄つきくし	5
29	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ストッキングエイド	5

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(保健師)】

	室名	品名	数量
30	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	やさしい食器 はち	5
31	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	調理プレート	1
32	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ホット台	1
33	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	キッチンナイフ	1
34	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	万能ハンドルピケ	1
35	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	万能ハンドルミスポキー	1
36	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	爪切り	5
37	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	安楽尿器テラックス男性用	4
38	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	安楽尿器テラックス女性用	4
39	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	安楽便器	4
40	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	金属身長計	1
41	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	デジタル体重計 ホール付	1
42	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	デジタル背筋力計	1
43	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	デジタル握力計	1
44	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	デジタル肺活量計	1
45	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	コンパクト型体脂肪計 BS-221WT	20
46	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	塩分計	8
47	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	カロリー計付歩数計	8
48	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	皮下脂肪厚計	8
49	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	遮眼子 プラスチック	4
50	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	照明付視力検査器	2
51	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	男性用官位採尿器(コリトームセット)	8
52	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	採尿用カップ(100個入り)	8
53	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	採尿用カップ架 6本立て	8
54	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	注射筒 10ml	10
55	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	注射器台 BH-252	8
56	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	角枕・カバー付	8
57	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	枕カバー 大	8
58	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	止血帯(井ノ内式)	8

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(保健師)】

	室名	品名	数量
59	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	3・7・0式視力表	8
60	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	遮眼子 プラスチック	2
61	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	指示棒	2
62	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ルクス計(照度計) LX-1330D	2
63	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	デジタル騒音計 SM-325	2
64	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ポータブルフリッカー	2
65	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	電子pHメーター	2
66	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ベッド枕 樹脂パイプ入(ビロケース付)	1
67	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	マットレスパッド	1
68	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	マットレス用シーツ	1
69	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ベッド用布団一式 掛け敷き布団	1
70	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	訪問用乳児体重計	12
71	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	訪問用乳児体重台	12
72	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	検眼・耳鏡セット 3.5V セット	12
73	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	デイスコ注射器 1cc 予防接種用 100入	8
74	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	防水シーツ センター	8
75	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ケリーパッド	8
76	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ビニールケープ(デオドラント)	8
77	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ブラシ ヘア	8
78	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ヘアブラシ	8
79	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ドライヤー TD121	8
80	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ピッチャー(大)	8
81	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ピッチャー(中)	8
82	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	ピッチャー(小)	8
83	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	洗面器(大) 深型 6型	10
84	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	洗面器(中) 4型	10
85	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	洗面器深型 3型 小	10
86	高齢者・在宅・公衆衛生看護学実習室	洗面器台 2個かけ 小 3型用	10
87	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	身長計 ダブルスケール	1

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(保健師)】

	室名	品名	数量
88	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	乳癌触診モデル	4
89	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	乳児用身長計 SECA416	4
90	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	乳児身長計	4
91	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	気管内チューブ	4
92	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	吸引カテーテル 気管内用 10FR50cm	4
93	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	吸引チューブ 10Fr 口腔・鼻腔	1
94	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	栄養カテーテル4Fr10本入り	1
95	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	栄養カテーテル6Fr10本入り	1
96	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	聴診器(リットマン成人用)	8
97	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ベビー用毛布	16
98	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ベビー食器 ステップアップセット	8
99	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	歯磨き指導顎模型	8
100	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	虫歯経過拡大模型	1

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(助産師)】

No.	室名	品名	数量
1	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	保育器 インキュI	1
2	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ネルコアSpO2ユニット インキュI用	1
3	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	HL新生児ベッド(マットレス付)	10
4	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	コーケンベビー 男の子	10
5	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	コーケンベビー 女の子	10
6	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	乳房マッサージモデル III型(装着型)	2
7	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	コーケン未熟児モデルBタイプ	1
8	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	新生児バイタルサインモデル II型(収納バック付)	5
9	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ステンレス折りたたみワゴン	3
10	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	妊婦体験ジャケット	10
11	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	離乳食用フードモデル(磁石付)	1
12	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	幼児食モデル1~2歳(トレイ付)	1
13	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	幼児食モデル2~3歳(トレイ付)	1
14	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	CPS実習ユニット (酸素ボンベ不要タイプ)	1
15	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	プレミアム-NRPシミュレーター	2
16	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	妊婦腹部触診モデル I型	4
17	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	産褥子宮触診モデル	2
18	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	高精度ベビースケール	2
19	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ネオバル(LED光線治療器)	1
20	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	授乳指導人形 たあくん	10
21	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	妊婦外診モデル	1
22	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	Simbaby (2日間トレーニングコース 延長保証2年含む)	1
23	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	CPS実習ユニット (酸素ボンベ不要タイプ)	1
24	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	分娩台(マミージョイLDR)	2
25	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	分娩監視装置 FM-30B	2
26	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	分娩監視装置用スタンド FMスタンド(FM-30用)	2
27	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	折りたたみ式診察台	4
28	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	インファントウォーマーi 蘇生装置III	2
29	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	トイツ妊娠暦計算機	2
30	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ドップラー胎児診断装置 FD380	2

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(助産師)】

No.	室名	品名	数量
31	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	新生児・未熟児用聴診器	20
32	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	新生児用体温計(耳式) けんおんくんミミ	2
33	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	乳児用身長計(折りたたみ式)	1
34	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	乳児用体重計 デジタル・ベビースケール	4
35	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ベビーバスシンクBK	20
36	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ベビーバス湯温計 しろくま	20
37	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	洗面器 (プラスチック φ270×95)	20
38	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	手術室2段踏み台	2
39	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ストップウォッチ HS43-001	2
40	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	メジャー 2m	20
41	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	翼状針23G 50入り	1
42	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	留置針24G 50入り	1
43	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	留置針27G 50入り	1
44	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	蘇生バッグ(新生児用)	1
45	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	気管挿管用具(スタンダードタイプ 新生児)	2
46	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	くまのプーさん ベビー食器セットC	3
47	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	テテオ哺乳びん 耐熱ガラス製m 200ml くまのプーさん	20
48	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	IVスタンド (イルリカート台)	8
49	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ブライスキー骨盤計	1
50	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	マルチン骨盤計	1
51	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	トラウベ・木下式産科聴診器	1
52	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	慶応式産科聴診器	1
53	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	樋口式産科聴診器	1
54	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	妊娠歴	2
55	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	学校教育用・助産学習セット 骨盤モデル	1
56	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	子宮の中の胎児 はあちゃん	1
57	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	胎児モデル ふうちゃん	1
58	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	児頭計測器	10
59	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ジャクソンリース蘇生回路	1
60	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	マノメーター	1

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(助産師)】

No.	室名	品名	数量
61	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	フェイスマスク	1
62	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	新生児短肌着 2枚組 くじら 50～60イエロー	20
63	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ベビーハンパー	1
64	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ベビースナッグル	1
65	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ブローンプラス	1
66	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	吸引娩出器 VP-450	2
67	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	胎児超音波教育ユニット“UTUS”	1
68	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	クスコー腔鏡	1
69	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	臍帯剪刀	8
70	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	マッチ持針器	1
71	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	ヘガール持針器	4
72	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室	桜井固定腔鏡	1
73	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	折りたたみワゴンサイドカー	2
74	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ピンセット(小波)有 140	4
75	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ピンセット 23cm	8
76	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	鉗子立て手つき 15cm	3
77	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	京大式産科 ジモン腔鏡	1
78	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	京大式産科 ジモン圧定鉤	1
79	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	小林式ソフト吸引カップ	1
80	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ジャクソンリリース	2
81	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ナビスホワイトシーラー(滅菌パック機器)	1
82	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	導尿浣腸モデルⅡ型	1
83	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	内診モデル用外陰部Ⅱ型	1
84	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	子宮開大度モデルセット	1
85	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	分娩介助モデル用児頭娩出補助器	1
86	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	分娩介助モデルセット(分娩用外陰部Ⅱ型)	2
87	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	分娩介助モデル用外陰部Ⅱ型(経産婦)	2
88	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	裂傷縫合トレーニングモデル	1
89	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	縫合トレーニングモデル用 パッド 10枚入	1
90	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	縫合トレーニングモデル用 固定台5 台入	1

蒼苑館各実習室の機器備品一覧

【100点リスト(助産師)】

No.	室名	品名	数量
91	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	授乳指導用乳房モデル Type A(布製乳頭)	1
92	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	訪問用乳児体重計・体重台セット	1
93	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	アネロイド型血圧計	2
94	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ヘルスケアバック	1
95	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	周産期全身シミュレーターKonoha	1
96	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ナースコールシステム ホームセーフティーアラート	1
97	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ファイバー式喉頭鏡ミラー型ブレードNo.00(SS)	2
98	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	ファイバー式喉頭鏡ハンドル(キセノンランプ付)	2
99	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	シリコンレサシテーター ICRW-22	2
100	ウイメンズヘルス・小児・精神看護学実習室準備室	T-付ディスプレイ・マノメーター 07B1X00001000005	2

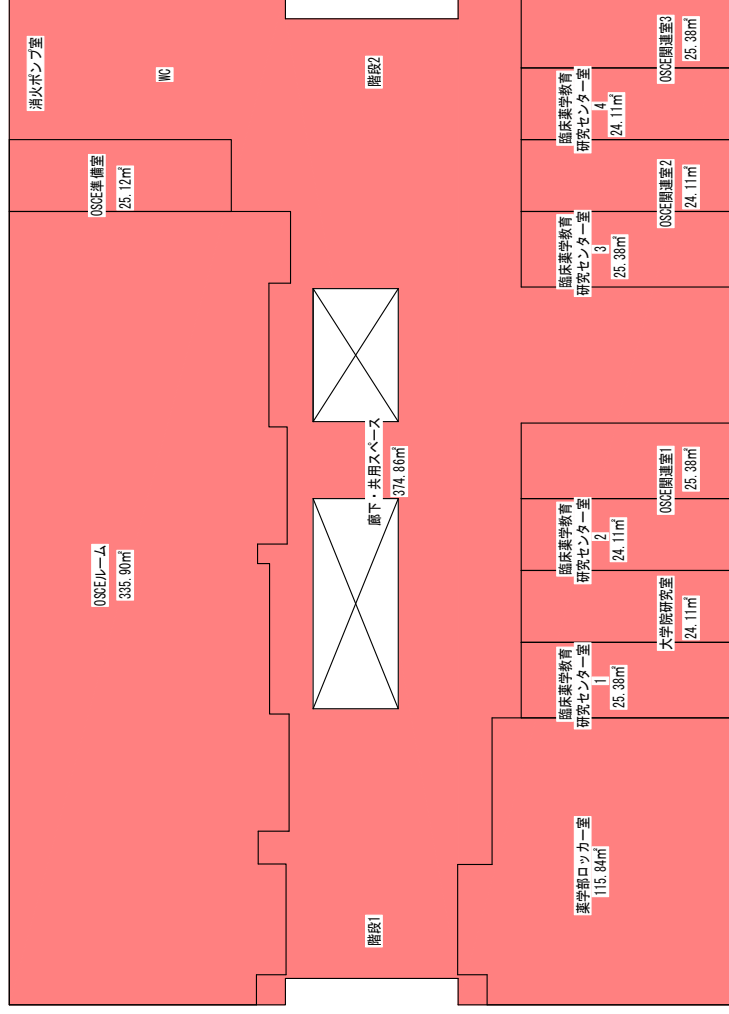
蒼苑館 (H)

全体 5, 153. 93㎡

- 看護学研究科専用 49. 25㎡
- 看護学部と共用 3, 869. 82㎡
- 看護学部・薬学部・薬学研究科と共用 185. 18㎡
- 全学部・全研究科との共用 0㎡
- 他学部・他研究科専用 1, 049. 68㎡

1階 1, 049. 68㎡

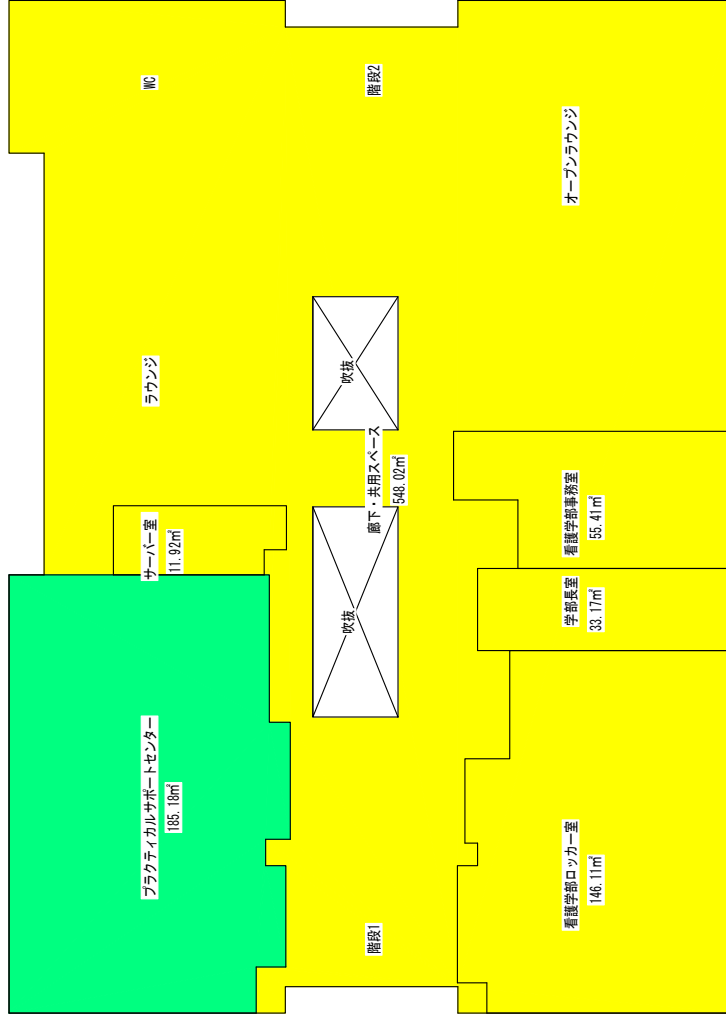
- 看護学研究科専用 0㎡
- 看護学部と共用 0㎡
- 看護学部・薬学部・薬学研究科と共用 0㎡
- 全学部・全研究科との共用 0㎡
- 他学部・他研究科専用 1, 049. 68㎡



蒼苑館 (H)

2階 979.81㎡

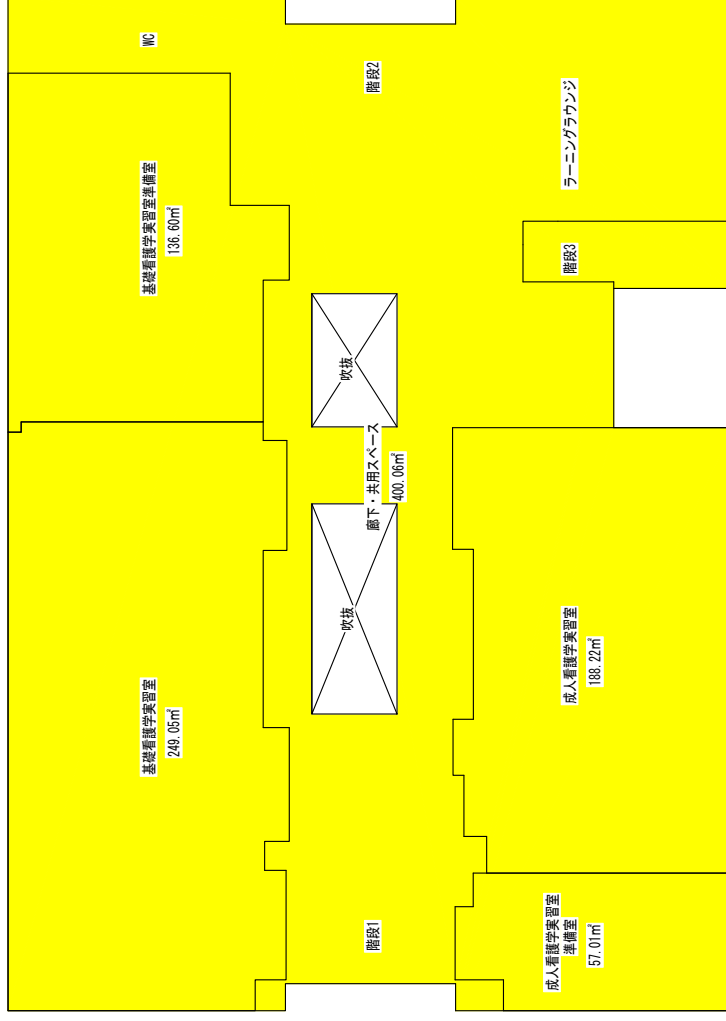
- 看護学研究科専用 0㎡
- 看護学部と共用 794.63㎡
- 看護学部・薬学部・薬学研究科と共用 185.18㎡
- 全学部・全研究科との共用 0㎡
- 他学部・他研究科専用 0㎡



蒼苑館 (H)

3階 1,030.94㎡

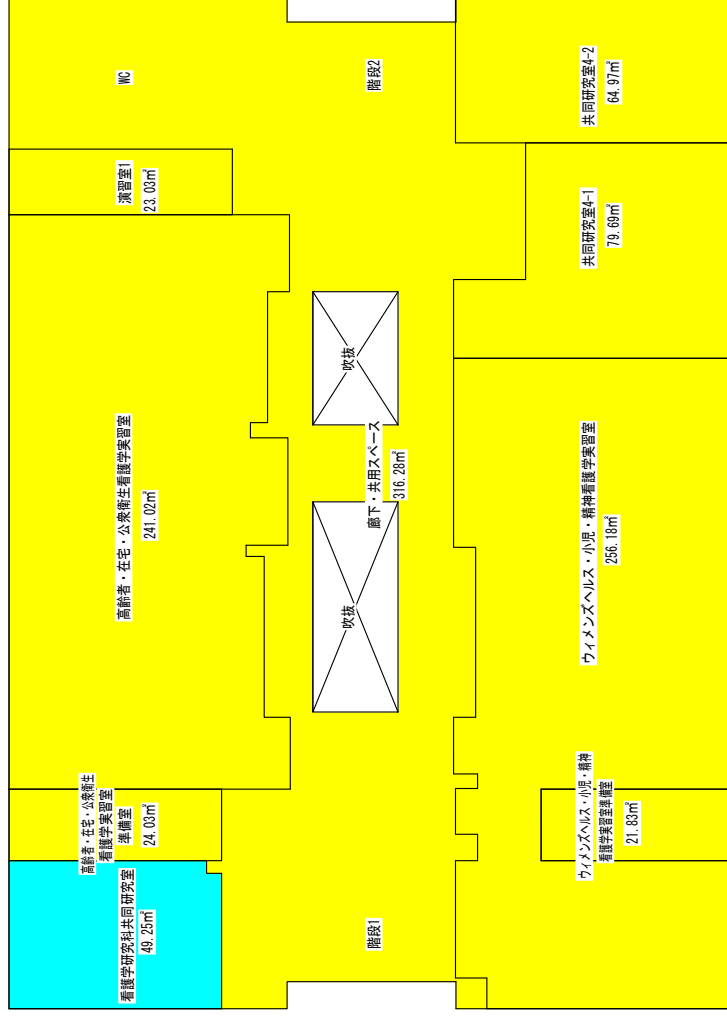
- 看護学研究科専用 0㎡
- 看護学部と共用 1,030.94㎡
- 看護学部・薬学部・薬学研究科と共用 0㎡
- 全学部・全研究科との共用 0㎡
- 他学部・他研究科専用 0㎡



蒼苑館 (H)

4階 1,076.28㎡

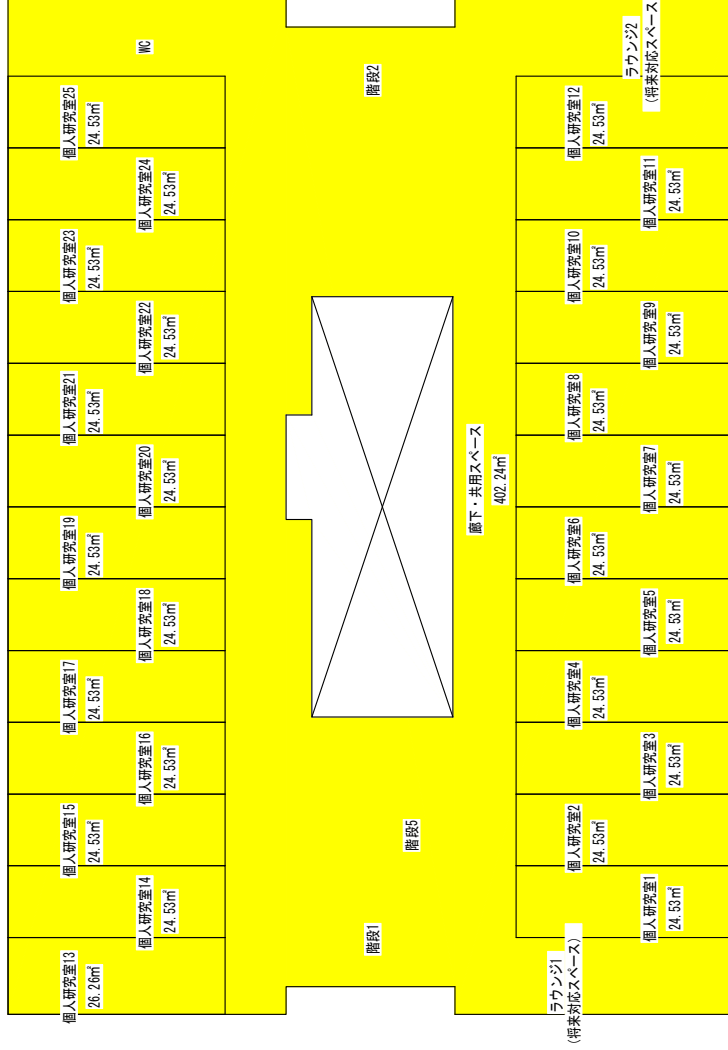
- 看護学研究科専用 49.25㎡
- 看護学部と共用 1,027.03㎡
- 看護学部・薬学部・薬学研究科と共用 0㎡
- 全学部・全研究科との共用 0㎡
- 他学部・他研究科専用 0㎡



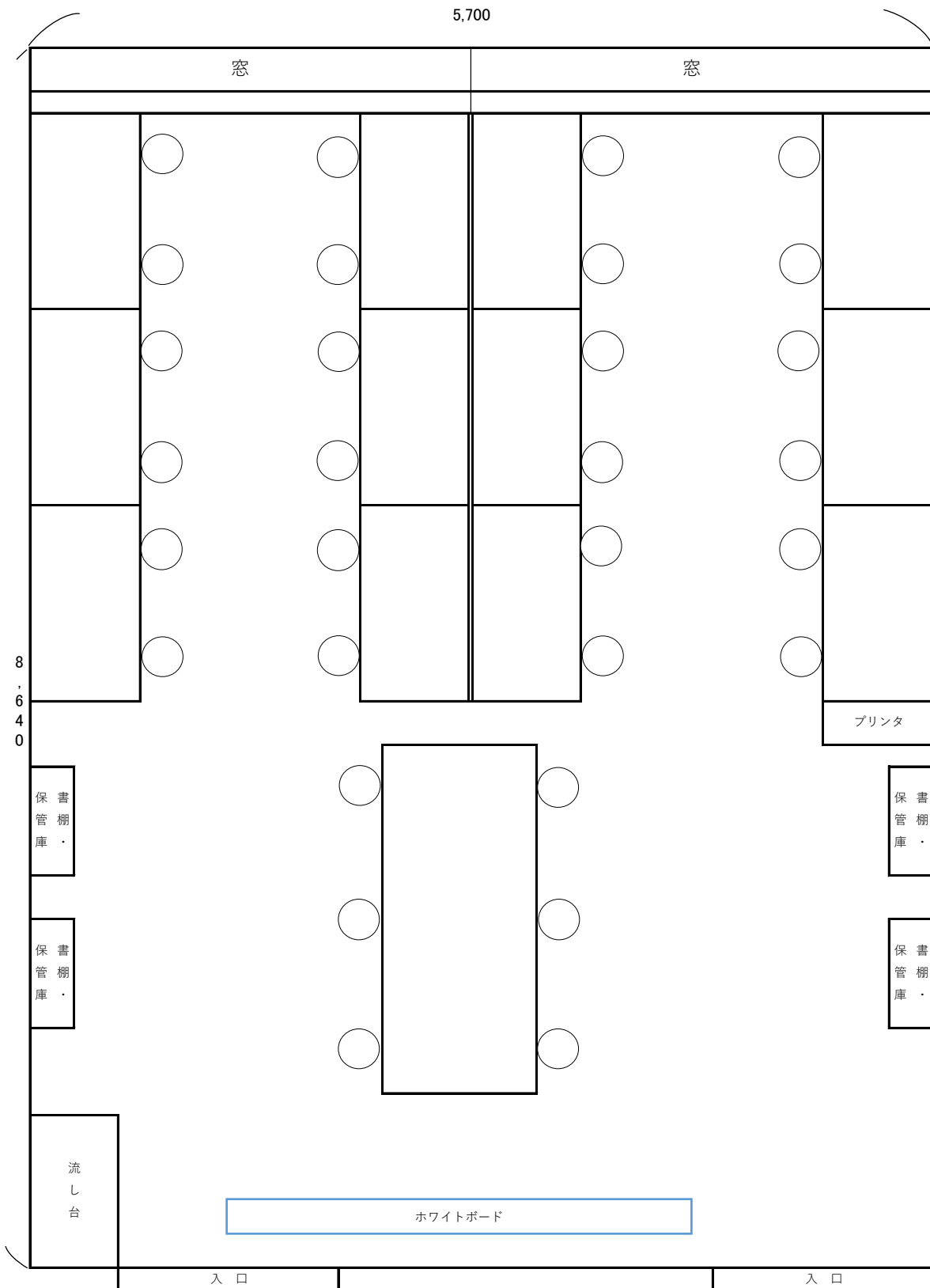
蒼苑館 (H)

5階 1,017.22㎡

- 看護学研究科専用 0㎡
- 看護学部と共用 1,017.22㎡
- 看護学部・薬学部・薬学研究科と共用 0㎡
- 全学部・全研究科との共用 0㎡
- 他学部・他研究科専用 0㎡



看護学研究科共同研究室見取図（蒼苑館4階）



整備している学術雑誌(冊子体)

		タイトル
和 雑 誌	1	Clinical Study
	2	エキスパートナーズ
	3	がん看護
	4	プチナーズ
	5	看護学生
	6	看護管理
	7	看護技術
	8	看護教育
	9	看護研究
	10	看護実践の科学
	11	看護展望
	12	小児看護
	13	精神看護
	14	訪問看護と介護
	15	助産雑誌
	16	精神医学
	17	総合リハビリテーション
	18	日本保健福祉学会誌
	19	月刊地域保健
	20	公衆衛生
	21	保健の科学
	22	保健師ジャーナル
	23	健康教室
	24	公衆衛生情報
	25	精神科看護
	26	看護診断
	27	ネオネイタルケア
	28	月刊 厚生指標
	29	こころとからだの健康
	30	保健室
洋 雑 誌	1	Journal of Pediatric Nursing
	2	Nursing Outlook
	3	Pain Management Nursing

和雑誌 30
洋雑誌 3
計 33

整備している学術雑誌（電子ジャーナル）

	タイトル	誌数	形態
1	Aging & Mental Health	1	Online
2	American Journal of Public Health	1	Online
3	Clinical Nursing Research	1	Online
4	Community Mental Health Journal	1	Online
5	Evidence-Based Nursing	1	Online
6	Health Education Research	1	Online
7	Health Promotion International	1	Online
8	Home Health Care Management & Practice	1	Online
9	Journal of Community Health Nursing	1	Online
10	Journal of Family Nursing	1	Online
11	Journal of Gerontological Nursing	1	Online
12	Journal of Holistic Nursing	1	Online
13	Journal of Intensive Care Medicine	1	Online
14	Journal of Nursing Education	1	Online
15	Journal of Psychosocial Nursing and Mental Health Services	1	Online
16	Nursing Science Quarterly	1	Online
17	Oncology Nursing Forum	1	Online
18	Qualitative Health Research	1	Online
19	Western Journal of Nursing Research	1	Online

整備している学術雑誌（電子ジャーナル）

	タイトル	誌数	形態
20	Ovid Nursing Full Text (LWW Nursing Package)	44	Online
	(1) (JBI Database of systematic Reviews and Implementation reports)		
	(2) (Advanced Emergency Nursing Journal)		
	(3) (Advances in Neonatal Care)		
	(4) (Advances in Nursing Science)		
	(5) (Advances in Skin & Wound Care)		
	(6) (AJN, American Journal of Nursing)		
	(7) (Cancer Nursing)		
	(8) (CIN: Computers, Informatics, Nursing)		
	(9) (Clinical Nurse Specialist)		
	(10) (Critical Care Nursing Quarterly)		
	(11) (Dimensions of Critical Care Nursing)		
	(12) (Family & Community Health)		
	(13) (Gastroenterology Nursing)		
	(14) (Health Care Management Review)		
	(15) (Holistic Nursing Practice)		
	(16) (Home Healthcare Now)		
	(17) (JONA: Journal of Nursing Administration)		
	(18) (Journal for Nurses in Professional Development)		
	(19) (Journal of Addictions Nursing)		
	(20) (Journal of Cardiovascular Nursing)		
	(21) (Journal of Christian Nursing)		
	(22) (Journal of Hospice & Palliative Nursing)		
	(23) (Journal of Infusion Nursing)		
	(24) (Journal of Nursing Care Quality)		
	(25) (Journal of Patient Safety)		
	(26) (Journal of Perinatal & Neonatal Nursing)		
	(27) (Journal of Trauma Nursing)		
	(28) (Journal of Wound, Ostomy & Continence Nursing)		
	(29) (LPN (Back File, the final issue Volume 5, No. 6 Nov/Dec.2009))		
	(30) (MCN, American Journal of Maternal Child Nursing)		
	(31) (Nurse Educator)		
	(32) (Nurse Practitioner)		
	(33) (Nursing)		
	(34) (Nursing Administration Quarterly)		
	(35) (Nursing Critical Care)		
	(36) (Nursing Made Incredibly Easy!)		
	(37) (Nursing Management)		
	(38) (Nursing Research)		
	(39) (Nutrition Today)		
	(40) (OR Nurse)		
	(41) (Orthopaedic Nursing)		
	(42) (Plastic Surgical Nursing)		
	(43) (Professional Case Management)		
(44) (Journal of the Dermatology Nurses' Association)			

看護学研究科 図書資料(和書)

No.	ISBN (13桁)	商品名	出版社
1	9784840454407	MFICU母体・胎児ICUマニュアルー改訂3版	メディカ出版
2	9784840457781	NICUに入院している新生児の痛みのケア実践テキスト : ガイドライン準拠	メディカ出版
3	9784840454698	エビデンスにもとづく早産児母乳育児マニュアル : NICUでのHuman Milk安全安心取り扱い指	メディカ出版
4	9784840453691	お母さんがもっと元気になる乳児健診 : 健診を楽しくすすめるエビデンス & テクニックー第2版	メディカ出版
5	9784840455275	ケースでみる・わかる新生児の画像検査 : 写真&シエーマを並べて理解!	メディカ出版
6	9784840454568	周産期・子育て期の家族支援 : 家族を見つめ、ケアするための家族看護事例集	メディカ出版
7	9784840454629	周産期の生理学 : 胎児心拍数モニタリングがよくわかる	メディカ出版
8	9784840454674	周産期精神保健への誘い : 親子のはじまりを支える多職種連携	メディカ出版
9	9784840453714	新生児・小児ME機器サポートブック : きほんきづくきわめるー第2版	メディカ出版
10	9784840457903	新生児の疾患・治療・ケア : 家族への説明に使える!ーオールカラー最新	メディカ出版
11	9784840450201	新生児室・NICUで使う薬剤ノートー改訂4版	メディカ出版
12	9784840457675	聖母病院の妊娠・出産・育児サポートブックー改訂2版	メディカ出版
13	9784840454858	胎児・母体・新生児の急変時対応Q&A 99 : 聞きたいことはこれ!ー一問一答で疑問を解決	メディカ出版
14	9784260024457	マタニティ診断ガイドブックー第5版	医学書院
15	9784260024938	実践マタニティ診断ー第4版	医学書院
16	9784260019972	助産学講座ー第5版 . 1 : 助産学概論	医学書院
17	9784260021753	助産学講座ー第5版 . 10 : 助産管理	医学書院
18	9784260021739	助産学講座ー第5版 . 3 : 基礎助産学 . 3(母子の健康科学)	医学書院
19	9784260021869	助産学講座ー第5版 . 4 : 基礎助産学 . 4(母子の心理・社会)	医学書院
20	9784260021913	助産学講座ー第5版 . 9 : 地域母子保健・国際母子保健	医学書院
21	9784260018371	助産学講座ー第5版 . 2 : 基礎助産学 . 2(母子の基礎科学)	医学書院
22	9784260015721	助産学講座ー第5版 . 7 : 助産診断・技術学 . 2 2 分娩期・産褥	医学書院

看護学研究科 図書資料(和書)

No.	ISBN (13桁)	商品名	出版社
23	9784260016131	助産学講座――第5版 . 6 : 助産診断・技術学 . 2 1 妊娠期	医学書院
24	9784260015837	助産学講座――第5版 . 5 : 助産診断・技術学 . 1	医学書院
25	9784260015776	助産学講座――第5版 . 8 : 助産診断・技術学 . 2 3 新生児期・乳	医学書院
26	9784260020893	助産実践能力習熟段階にもとづいた助産実践能力育成のための教育プログラム	医学書院
27	9784260020701	母乳育児支援スタンダード――第2版	医学書院
28	9784263236673	Dr. ブラゼルトンの子どもの心がきこえますか――新装復刻版	医歯薬出版
29	9784263235980	仰臥位分娩介助技術 : DVDで学ぶ助産師の「わざ」	医歯薬出版
30	9784263236703	助産学実習プレブック : 助産過程の思考プロセス	医歯薬出版
31	9784263731659	新生児集中治療室NICU	医歯薬出版
32	9784263219409	早産児と満期産児のためのデュボヴィッツ新生児神経学的評価法――原著第2版	医歯薬出版
33	9784307301244	女性医学ガイドブック . 思春期・性成熟期編 2016年	金原出版
34	9784880032528	マタニティアセスメントガイド――新訂第4版	真興交易医書出版部
35	9784787822024	助産師と研修医のための産科超音波検査――改訂第2版	診断と治療社
36	9784787822109	新生児のプライマリ・ケア	診断と治療社
37	9784787822154	乳幼児健診ハンドブック : 健診の実際から事後フォローまで――改訂第4版	診断と治療社
38	9784902249774	アフリカで老いを生きる : 看護師・助産師として人々と共に	青海社
39	9784883786374	小児の予防接種ハンドブック	総合医学社
40	9784521743660	すぐに役立つ小児&周産期の疾患とケア : 成育看護の基準として――全訂第2版	中山書店
41	9784524261772	エビデンスをもとに答える妊産婦・授乳婦の疑問92	南江堂
42	9784525503710	子どものアレルギー×母乳育児×スキンケアBreastfeeding for a medical pr	南山堂
43	9784525282615	イラストを見せながら説明する育児のポイントと健康相談	南山堂
44	9784525331016	ウィリアムス産科学 : Japanese Edition	南山堂

看護学研究科 図書資料(和書)

No.	ISBN (13桁)	商品名	出版社
45	9784525281717	新生児蘇生法NCPR : ガイドライン2015準拠	南山堂
46	9784525331726	不妊治療・体外受精のすすめ : 未来の赤ちゃんに出会うためにー改訂2版	南山堂
47	9784776017578	産科急変ドクターコール : 医師への的確な報告の仕方	日総研出版
48	9784776017417	新生児・小児のエンゼルケアとグリーフケア : 限られた時間で生前の面影を蘇らせる専門的な手技を!	日総研出版
49	9784818020214	助産師基礎教育テキスト . 2017年版 第1巻 : 助産概論	日本看護協会出版会
50	9784818020221	助産師基礎教育テキスト . 2017年版 第2巻 : 女性の健康とケア	日本看護協会出版会
51	9784818020238	助産師基礎教育テキスト . 2017年版 第3巻 : 周産期における医療の質と安全	日本看護協会出版会
52	9784818020245	助産師基礎教育テキスト . 2017年版 第4巻 : 妊娠期の診断とケア	日本看護協会出版会
53	9784818020252	助産師基礎教育テキスト . 2017年版 第5巻 : 分娩期の診断とケア	日本看護協会出版会
54	9784818020269	助産師基礎教育テキスト . 2017年版 第6巻 : 産褥期のケア/新生児期・乳幼児期のケア	日本看護協会出版会
55	9784818020276	助産師基礎教育テキスト . 2017年版 第7巻 : ハイリスク妊産褥婦・新生児へのケア	日本看護協会出版会
56	9784905023203	乳腺炎 : 母乳育児支援業務基準 . 2015	日本助産師会出版
57	9784830637445	超音波胎児形態異常スクリーニング : 産婦人科医・助産師・臨床検査技師のために	文光堂
58	9784307301152	科学的根拠に基づく快適で安全な妊娠出産のためのガイドライン . 2013年版	金原出版
59	9784260018869	分娩介助学ー第2版	医学書院
60	9784840421898	体位別フリースタイル分娩介助法 : 回旋がわかれば介助がわかる!	メディカ出版
61	9784840432771	胎児心拍数モニタリング集中トレーニング: 123クリックでCTGが基礎からわかる	メディカ出版
62	9784840449069	こどもの口唇裂・口蓋裂の治療とケア患者説明にそのまま使える 不安なパパ・ママにイラストでやさしく解説	メディカ出版
63	9784840449250	標準ディベロップメンタルケア	メディカ出版
64	9784758317320	新生児蘇生法テキスト : 日本版救急蘇生ガイドライン2015に基づくー第3版	メジカルビュー社
65	9784905023180	助産業務ガイドラインー第3版 . 2014	日本助産師会出版
66	9784905023197	子宮力	日本助産師会出版

看護学研究科 図書資料(和書)

No.	ISBN (13桁)	商品名	出版社
67	9784905023173	助産力	日本助産師会出版
68	9784905023159	おまごのほん	日本助産師会出版
69	9784816347450	安産のためのマタニティ・ヨガ : 心と体をキレイに! ママを応援する安心子育てシリーズ	ナツメ社
70	9784840444491	アクティブバース・サイエンス : 現代自然分娩のすすめ	メディカ出版
71	9784768435328	みんなのお産 : 39人が語る「お産といのち」	現代書館
72	9784882828396	ピーター・ウォーカーのベビーマッサージ	ガイアブックス
73	9784882827481	現役助産師がすすめる母と子のアロマセラピー & ベビーマッサージ : 初心者から助産師、看護師まですぐに使える基本と実践ガイアブックス	ガイアブックス
74	9784882828488	お母さんと赤ちゃんが楽しむベビーマッサージ	ガイアブックス
75	9784058001028	生後すぐからできる赤ちゃんのリズム体操	学研教育出版(発売:学研プラス)
76	9784774514314	産前・産後の筋肉&骨盤ケア : マタニティ整体でつらい痛みが取れる!	現代書林
77	9784262164304	赤ちゃんとお母さんのための妊娠中のごはん	池田書店(新宿区)
78	9784780911541	実践につよくなる看護の臨床推論 : ケアを決めるプロセスと根拠	学研メディカル秀潤社(発売:学研プラス)
79	9784839216122	看護実践に活かす中範囲理論――第2版	メディカルフレンド社
80	9784840454681	よくわかる新生児の血液ガス : 周産期スタッフのための	メディカ出版
81	9784818020306	助産師業務要覧――新版(第2版) . 2 2017年版 : 実践編	日本看護協会出版会
82	9784899963387	写真でわかる助産技術アドバンス : 妊産婦の主体性を大切にしたケア、安全で母子に優しい	インターメディカ
83	9784758317337	図説CTGテキスト : 助産実践能力習熟段階(クリニカルラダー)レベル3 認	メジカルビュー社
84	9784840458399	産婦人科必修母体急変時の初期対応 : J-CIMELS公認講習会ベーシックコーステキスト――第2版	メディカ出版
85	9784525335359	周産期の母児管理――第5版	南山堂

看護学研究科 図書資料(洋書)

No.	ISBN (13桁)	商品名	出版社
1	9780323357760	Breastfeeding : A Guide for the Medical Profession 8 PAP/PSC PAP 975 p.	Elsevier Science Health Science
2	9780702061875	Skills for Midwifery Practice 4TH PAP 462 p.	Churchill Livingstone
3	9781284052633	Counseling the Nursing Mother : A Lactation Consultant's Guide 6 HAR/PSC HRD 810 p.	Jones & Bartlett Learning
4	9780323401579	Mosby's Pocket Guide to Fetal Monitoring : A Multidisciplinary Approach 8TH PAP 333 p.	Mosby Inc
5	9780721682433	Concept Development in Nursing : Foundations, Techniques, and Applications 2 SUB PAP 458 p.	W B Saunders Co
6	9780323316521	Knowledge Development in Nursing : Theory and Process 9TH PAP 274 p.	Mosby Inc
7	9780415315746	Writing Literature Reviews : A Guide for Students of the Social and Behavioral Sciences 7TH PAP 288p.	Taylor & Francis
8	9780521514880	Evaluating Clinical and Public Health Interventions : A Practical Guide to Study Design and Statistics HRD 163 p.	Cambridge Univ Pr
9	9780781748490	Patient Education : in Health and Illness 5TH PAP 368 p.	Lippincott Williams & Wilkins
10	9781284049008	Lubkin's Chronic Illness : Impact and Intervention 9 HAR/PSC HRD 635 p.	Jones & Bartlett Learning
11	9780826131782	Best Practices in Midwifery : Using the Evidence to Implement Change 2ND PAP 545 p.	Springer Pub Co

看護学研究科 図書資料(視聴覚資料)

No.	ISBN (13桁)	商品名	出版社
1	D0940270000	新版 ステキな女の子	アーニ出版
2	D0913680000	1 周産期の実際周産期の実際と支援	医学映像教育センター
3	D0913670000	4 低出生体重児とその家族への看護事例小児看護のためのアセスメント事例集	医学映像教育センター
4	D0917770000	第1巻 妊婦の看護ナーシング・グラフィカ母性看護技術	メディカ出版
5	D0917780000	第2巻 産婦の看護ナーシング・グラフィカ母性看護技術	メディカ出版
6	D0917790000	第3巻 褥婦・新生児の看護1ナーシング・グラフィカ母性看護技術	メディカ出版
7	D0917800000	第4巻 褥婦・新生児の看護2ナーシング・グラフィカ母性看護技術	メディカ出版
8	D0819360000	分娩介助技術手掌圧が見てわかる！メディカエクセレントDVDシリーズ	メディカ出版

看護学研究科 購入予定図書資料(和書)

No.	ISBN	書名	版次	著者名	出版社
1	9784414416398	高齢者のマインドフルネス認知療法 :うつ、緩和ケア、介護者のストレス低減など		黒川由紀子:フォーク阿部まり子	誠信書房
2	9784779512865	「生きづらさ」に寄り添う(支援) :医療・看護・介護におけるグループ・ダイナミックス的		鮫島輝美	ナカニシヤ出版
3	9784863511361	認知症のある人のケアプラン作成のポイント :在宅・グループホーム・施設の事例をもとに		白澤政和	ワールドプランニング
4	9784535984691	認知症医療・ケアのフロンティア		松下正明:齋藤正彦	日本評論社
5	9784758319140	訪問リハビリテーションアドバイスブック		青山朋樹:高橋紀代	メジカルビュー社
6	9784805857236	訪問看護実務相談Q&A. 平成30年版		全国訪問看護事業協会	中央法規出版
7	9784866020549	おんなの身体論:月経・産育・暮らし		鈴木明子(日本民俗学)	岩田書院
8	9784254122336	医学統計学の事典	新装版	丹後俊郎:小西貞則	朝倉書店
9	9784818020610	看護形態機能学:生活行動からみるからだ	第4版	菱沼典子	日本看護協会出版会
10	9784860340063	ウィーター図説で学ぶ機能組織学	原著第6版	バーバラ・ヤング:ジェラルディン・オダウド	エルゼビア・ジャパン
11	9784784932320	カラー図解人体の細胞生物学		坂井建雄:石崎泰樹	日本医事新報社
12	9784621303399	ジュンケイラ組織学	第5版	ルイズ・カルロス・ジュンケイラ :アンソニー・L. メッシャー	丸善出版
13	9784621303504	症例問題から学ぶ生理学	原書4版	リンダ・S. コスタンゾ:鯉淵典之	丸善出版
14	9784904084410	図解見えない体 :病者の体に触れ、皮膚を通してケアするための解剖学・		菱沼典子	ライフサポート社
15	9784758317122	身体運動学:関節の制御機構と筋機能		市橋則明	メジカルビュー社
16	9784890134854	カラー新しい薬理学		石井邦明:西山成	西村書店(新潟)
17	9784621301708	ラング・デール薬理学:電子書籍(日本語・英語版)付	原書8版	H. P. ラング:J. M. リッター	エルゼビア・ジャパン
18	9784830604805	図解病理解剖ガイド		新井富生	文光堂
19	9784498106062	医系免疫学	15版	矢田純一	中外医学社
20	9784498017979	緩和治療薬の考え方、使い方	2版(Ver. 2)	森田達也:白土明美	中外医学社
21	9784897063331	カラー写真でよくわかる! 注射・採血法:適切な進め方と安全管理のポイント		繁田正毅	羊土社
22	9784860034924	診療放射線学辞典		渡部洋一:金森勇雄	医療科学社
23	9784878040986	ケアのなかの癒し :統合医療・ケア実践のためのエビデンス		ルース・リンドクウィスト:マライア・スナイダー	看護の科学社
24	9784525500511	ナースに必要な問題解決思考と病院データ分析力 :医療の可視化から始める看護マネジメント		松田晋哉:伏見清秀	南山堂
25	9784816363894	ナースのためのやさしくわかる訪問看護 :ひとりでの対応がスムーズにできる		椎名美恵子:家崎芳恵	ナツメ社
26	9784780913248	よくわかるナースのための医師指示の根拠		佐藤憲明	学研メディカル秀潤社
27	9784263236994	遺伝/ゲノム看護		有森直子:溝口満子	医歯薬出版
28	9784759922103	看護におけるcommunionの構造化		山下裕紀	風間書房
29	9784818021297	看護基礎教育におけるシミュレーション教育の導入 :基本的な考え方と事例		阿部幸恵:藤野ユリ子	日本看護協会出版会
30	9784260036641	看護教育学研究:発見・創造・証明の過程 /実践・教育の質向上を目指す	第3版	舟島なをみ	医学書院
31	9784263237090	看護現場の研究法 悩めるナースのための研究ガイド		粟生田友子	医歯薬出版
32	9784818021204	看護実践にいかすエンド・オブ・ライフケア	第2版	長江弘子	日本看護協会出版会

看護学研究科 購入予定図書資料(和書)

No.	ISBN	書名	版次	著者名	出版社
33	9784623078431	看護実践の質を改善するためのEBPガイドブック :アウトカムを向上させ現場を変えていくために		アイオワ大学病院看護研究・EBP・質改善 :松岡千代	ミネルヴァ書房
34	9784839216290	関連図で理解する在宅看護過程	第2版	正野逸子・本田彰子	メヂカルフレンド社
35	9784524256082	基礎看護技術:看護過程のなかで技術を理解する	改訂第3版	香春知永・齋藤やよい	南江堂
36	9784286191928	救急外来		看護職人	文芸社
37	9784061563247	行政看護学		金子仁子	講談社
38	9784260032193	根拠と事故防止からみた基礎・臨床看護技術	第2版	任和子・井川順子	医学書院
39	9784525502911	子どもが元気になる在宅ケア		梶原厚子	南山堂
40	9784758123327	終末期を考える 今、わかっていること&医師ができること: すべての終末期患者と家族に必要な医療・ケア		岡村知直・柏木秀行	羊土社
41	9784840464840	熟練看護師のプロの技見せます! 慢性看護の患者教育:患者の行動変容につながる「看護の教育的関わりモデル		河口てる子	メディカ出版
42	9784883786688	症状・徴候を看る力! :アセスメント、初期対応、観察とケア	第2版	岡元和文・道又元裕	総合医学社
43	9784840459679	透析看護のシーン別Do&Do Not :これってOK?NG?手技とケアの根拠とポイントがわ		宮下美子・澤村美海	メディカ出版
44	9784525500313	日本プライマリ・ケア連合学会プライマリ・ケア看護学. 基礎編		日本プライマリ・ケア連合学会	南山堂
45	9784776018490	脳の看護ポイントチェック :画像・観察ポイント”ここだけ”押さえる!		池田亮	日総研出版
46	9784818021341	訪問看護基本テキスト 各論編		日本訪問看護財団	日本看護協会出版会
47	9784840465236	明日からできる訪問看護管理 :これだけはおさえておきたい		清崎由美子	メディカ出版
48	9784882829614	臨床看護スキル大全 :看護計画・看護活動・実践その根拠		パメラ・リン・杉山美智子	ガイアブックス
49	9784904089040	ウィメンズヘルスとウェルネス:ライフスパンの視点からのアプローチ		エレン・F・オルシャンスキー: = 橋真理(看護学)	ゆう書房
50	9784818021051	“看護の本質”を実感できる 実践から学ぶ 特別養護老人ホームの看護		鎌田ケイ子	日本看護協会出版会
51	9784263237151	高齢者の看護技術:カラー写真で学ぶ	第2版	大塚真理子	医歯薬出版
52	9784805856246	高齢者看護学	第3版	亀井智子・小玉敏江	中央法規出版
53	9784816364877	認知症のある患者さんのアセスメントとケア :看護師のための		六角僚子・種市ひろみ	ナツメ社
54	9784524255146	認知症看護の扉 :パーソン・センタード・ケアでひらく		鈴木みずえ・酒井郁子	南江堂
55	9784263236932	老年看護学:高齢者の健康生活を支える看護	第2版	太田喜久子	医歯薬出版
56	9784830644634	ナース・メディカルスタッフのための循環器レクチュア	第4版	齋藤宣彦・大門雅夫	文光堂
57	9784796524179	一般病棟ナースのためのせん妄ケア :もう悩まない! 困らない!		聖マリアンナ医科大学病院多職種せん妄対策	照林社
58	9784840464970	患者さんの行動から理解する高次脳機能障害 :リハビリナース、PT、OT、STのための	改訂2版	椿原彰夫・種村純	メディカ出版
59	9784840464864	ナースのための小児・新生児の外科疾患完全マスターガイド: 術前術後のケアがわかる! 病態・治療がわかる! 家族に		田口智章	メディカ出版
60	9784263237908	手術看護:術前術後をつなげる術中看護	第2版	草柳かほる・山口紀子	医歯薬出版
61	9784899963707	周術期看護:安全・安楽な看護の実践	改訂版	中村美知子・坂本文子	インターメディカ
62	9784765317436	障がい児・者の手術室看護マニュアル		重見研司	金芳堂
63	9784861740701	がん看護学:臨床に活かすがん看護の基礎と実践	第2版	大西和子・飯野京子	ヌーヴェルヒロカワ
64	9784840464352	目的・シーン・症状別リハビリ病棟の看護記録 :「生活者」としての患者がみえる! ハズせないポイント		荒木暁子・石川ふみよ	メディカ出版

看護学研究科 購入予定図書資料(和書)

No.	ISBN	書名	版次	著者名	出版社
65	9784524251933	皮膚科エキスパートナーシング	改訂第2版	滝川雅浩:白濱茂穂	南江堂
66	9784907176495	女性の健康と看護:新母性看護学テキスト		立岡弓子	サイオ出版
67	9784524255344	母性看護学:生涯を通じた性と生殖の健康を支える. 1	改訂第2版	齋藤いずみ:大平光子	南江堂
68	9784524255351	母性看護学:母と子そして家族へのよりよい看護実践. 2	改訂第2版	大平光子:井上尚美	南江堂
69	9784771905030	PBLDで学ぶ痛み治療:術後鎮痛から、ペインクリニック、緩和医療まで		駒澤伸泰:森本康裕	克誠堂出版
70	9784880039183	慢性疼痛治療ガイドライン		「慢性の痛み診療・教育の基盤となるシステム」: 慢性疼痛治療ガイドライン作成ワーキンググループ	真興交易医書出版部
71	9784263236529	1型糖尿病治療・ケアのエッセンス :シームレスな診療体制による患者アウトカム		内潟安子:馬場園哲也	医歯薬出版
72	9784787823472	糖尿病学. 2018		門脇孝	診断と治療社
73	9784263237076	いつもと違う高齢者をみたら :在宅・介護施設での判断と対応	第2版	荒井千明	医歯薬出版
74	9784822292744	実践・心不全緩和ケア		柴田龍宏:柏木秀行	日経BP社
75	9784524261789	慢性心不全のあたらしいケアと管理 :チーム医療・地域連携・在宅管理・終末期ケアの実践		百村伸一:鈴木誠	南江堂
76	9784758303798	EBMを活かす呼吸器診療		高橋和久:児玉裕三	メジカルビュー社
77	9784758118392	肺癌薬物療法のエビデンスとコツ:なぜその治療を選ぶのか、エキスパートの考え方教えま		加藤晃史:池田慧	羊土社
78	9784779220074	ホルモンのしくみ:疾患別ケアのポイント		赤水尚史	メディカルレビュー社
79	9784830620454	リウマチ・膠原病アトラス		廣畑俊成	文光堂
80	9784498175020	ナーズの精神医学	改訂5版	上島国利:渡辺雅幸	中外医学社
81	9784895906425	回復期・生活期の脳卒中理学療法		福井勉:甲田宗嗣	三輪書店
82	9784753228034	これだけは知っておきたい女性とうつ病 :サインを見逃さないために	改訂版	神庭重信	医薬ジャーナル社
83	9784753228683	もしも患者に“うつ”を見つけたら :緩和ケア・支持療法中の患者のこころの最前線		樋口輝彦	医薬ジャーナル社
84	9784753228560	医師と患者・家族をつなぐ うつ病のABC:早期発見・早期治療のために		樋口輝彦	医薬ジャーナル社
85	9784524258321	感染症最新の治療. 2016-2018		藤田次郎:竹末芳生	南江堂
86	9784787822307	小児慢性特定疾病:診断の手引き		国立成育医療研究センター:日本小児科学会	診断と治療社
87	9784260036207	よくみる子どもの皮膚疾患 :診療のポイント&保護者へのアドバイス		佐々木りか子	医学書院
88	9784765316958	NICU:ベッドサイドの診断と治療	第4版	河井昌彦	金芳堂
89	9784816363955	やさしくわかる新生児疾患:看護師と医療スタッフのための		板橋家頭央	ナツメ社
90	9784840468473	新生児学テキスト		日本新生児成育医学会	メディカ出版
91	9784260036252	新生児学入門	第5版	仁志田博司	医学書院
92	9784498075986	ナーズの外科学	改訂7版	磯野可一	中外医学社
93	9784840461900	がん・生殖医療ハンドブック :妊孕性・生殖機能温存療法の実践ガイド		大須賀穂:鈴木直	メディカ出版
94	9784524255849	スキルアップがん症状緩和		有賀悦子	南江堂
95	9784521747385	緩和医療:がんの痛みは必ずとれる 在宅緩和ケアの現場から		大岩孝司:鈴木喜代子	中山書店
96	9784780908824	下肢救済マニュアル		上村哲司:森田茂樹	学研メディカル秀潤社

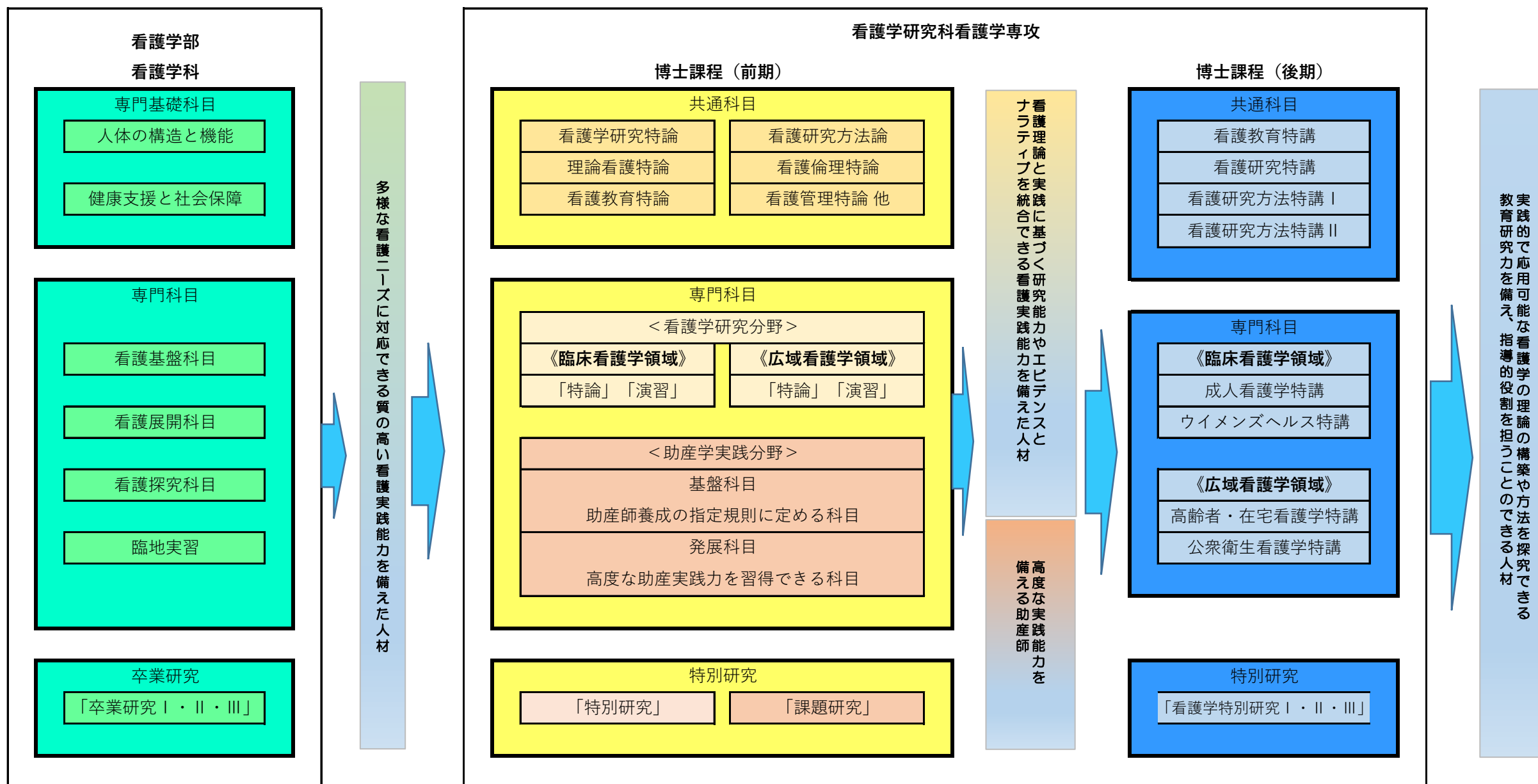
看護学研究科 購入予定図書資料(和書)

No.	ISBN	書名	版次	著者名	出版社
97	9784521745817	あたらしい皮膚科学	第3版	清水宏(皮膚科学)	中山書店
98	9784840448888	新女性泌尿器科テキスト		竹山政美	メディカ出版
99	9784885632914	これまでがわかる。これからがわかる。透析療法最前線		中元秀友・小川智也	東京医学社
100	9784758319089	リハスタッフのための排泄リハビリテーション実践アプローチ		鈴木重行	メジカルビュー社
101	9784840464956	産婦人科診療に役立つ早わかり遺伝医療入門:Q&Aでさらっとなっとく		山田重人・三宅秀彦	メディカ出版
102	9784865135060	女性のがんと外見ケア:治療中でも自分らしく		分田貴子	法研
103	9784307301275	婦人科ウイルス感染症の臨床:見て分かる!読んで納得!		川名尚・川名敬	金原出版
104	9784307301305	婦人科がん領域における緩和医療の実践:今すぐ始めたい		鈴木直・藤村正樹	金原出版
105	9784307203685	これからの乳癌診療. 2017-2018		園尾博司・福田護	金原出版
106	9784263216705	臨床の口腔生理学に基づく摂食嚥下障害のキュアとケア	第2版	館村卓	医歯薬出版
107	9784524251162	NEW予防医学・公衆衛生学	改訂第4版	岸玲子・小泉昭夫	南江堂
108	9784765317474	これからの健康科学	第5版	森下玲児	金芳堂
109	9784130624190	ヘルスサービスリサーチ入門:生活と調和した医療のために		田宮菜奈子・小林廉毅	東京大学出版会
110	9784863994133	医療職のための公衆衛生・社会医学	第6版	長谷川友紀・長谷川敏彦	テコム出版事業部
111	9784784944088	在宅医療バイブル:家庭医療学, 老年医学, 緩和医療学の3領域からアプロ	第2版	川越正平	日本医事新報社
112	9784525207519	在宅復帰支援:思いのほか自宅に帰れます		和田忠志	南山堂
113	9784787823076	環境による健康リスク		日本医師会・車谷典男	日本医師会
114	9784890134915	ロス医療栄養科学大事典:健康と病気のしくみがわかる		A・キャサリン・ロス・稲垣暢也	西村書店(新潟)
115	9784525184575	産業保健マニュアル	改訂7版	森晃爾	南山堂
116	9784525207816	第三期特定健診・特定保健指導ガイド		門脇孝・津下一代	南山堂
117	9784776017837	ICU看護アセスメントと生体侵襲		露木菜緒・道又元裕	日総研出版
118	9784889242560	ナースとコメディカルのための小児科学	改訂第6版	白木和夫・高田哲	日本小児医事出版社
119	9784818020986	家族看護を基盤とした在宅看護論. 1	第4版	上野まり・中村順子	日本看護協会出版会
120	9784818020993	家族看護を基盤とした在宅看護論. 2	第4版	上野まり・中村順子	日本看護協会出版会
121	9784818021099	看護必要度	第7版	筒井孝子・田中彰子	日本看護協会出版会
122	9784776018742	記載例でわかる!重症度, 医療・看護必要度 評価・記録・監査	改訂版	東京都立広尾病院看護部	日総研出版
123	9784892699283	高度実践看護:統合的アプローチ		中村美鈴・江川幸二	へるす出版
124	9784839216283	病院からはじまる在宅看取りケア:地域包括ケアシステムのなかで病院・在宅・施設をつな		福井小紀子	メジカルフレンド社

看護学研究科 購入予定図書資料(洋書)

No.	ISBN (13桁)	書名	版次	著者名	出版社名
1	9780826138439	Advanced Public and Community Health Nursing Practice : Population Assessment, Program Planning and Evaluation	2ND	Ervin, Naomi E., Ph.D., R.N./ Kulbok, Pamela A., R.N.	Springer Pub Co
2	9781526420800	Making Sense of Research in Nursing, Health and Social Care	6TH	Moule, Pam	Sage Pubns Ltd
3	9783319907031	Management of Fecal Incontinence for the Advanced Practice Nurse : Under the auspices of the International Continence Society		Bliss, Donna (EDT)	Springer
4	9781284160215	Varney's Midwifery	6TH	King, Tekoa L. (EDT)/ Brucker, Mary C., Ph.D. (EDT)/ Osborne, Kathryn,	Jones & Bartlett Learning
5	9781522571223	Chronic Illness and Long-Term Care (2-Volume Set) : Breakthroughs in Research and Practice		Information Resources Management Association (COR)	Medical Info Science Reference
6	9781498731102	Life Care Planning and Case Management Handbook	4TH	Weed, Roger O. (EDT)/ Berens, Debra E. (EDT)	CRC Pr I Llc
7	9780323479516	Psychiatric Nursing	8TH	Keltner, Norman L., R.N./ Steele, Debbie, Ph.D., R.N.	Mosby Inc
8	9781284141986	Pharmacology for Nurses	2 HAR/PSC	Smith, Blaine Templar, Ph.D./ Pacitti, Diane F., Ph.D.	Jones & Bartlett Learning
9	9781496387035	Evidence-based Practice in Nursing & Healthcare : A Guide to Best Practice -- Paperback / softback	Fourth, In	Melnyk, Bernadette/ Fineout-overholt, Ellen, Phd, Rn, Fnap, Faan	Lippincott Williams and Wilkins
10	9780729542678	Midwifery (2-Volume Set) : Preparation for Practice	4 PAP/PSC	Pairman, Sally (EDT)/ Tracy, Sally K. (EDT)/ Dahlen, Hannah G. (EDT)/	Elsevier Science Health Science
11	9780323484374	Foundations and Adult Health Nursing	8 PAP/PSC	Cooper, Kim, R.N./ Gosnell, Kelly, R.N.	Mosby Inc
12	9783319750217	Inflammatory Bowel Disease Nursing Manual		Sturm, Andreas (EDT)/ White, Lydia (EDT)	Springer
13	9780323609692	Mosby's Diagnostic and Laboratory Test Reference (Mosby's Diagnostic and Laboratory Test Reference)	14TH	Pagana, Kathleen Deska, Ph.D., R.N./ Pagana, Timothy J., M.d./ Pagana,	Mosby Inc
14	9781496379948	Lippincott Manual of Nursing Practice (Lippincott Manual of Nursing Practice)	11 HAR/PSC	Nettina, Sandra M.	Wolters Kluwer Health

看護学部看護学科・看護学研究科看護学専攻 博士課程（前期）・博士課程（後期） 関係図



(目的)

第1条 この規程は、本学が掲げる理念及び目的を実現するために、教育研究活動等において企画・設計、運用、検証及び改善・向上の循環を適切に機能させて、教育の充実及び学生の学習成果向上を図り、本学の教育研究活動等の質が適切な水準にあることを、本学自らの責任で説明する恒常的かつ継続的な過程（以下「内部質保証」という。）の推進に関して必要な事項を定める。

(内部質保証の推進体制)

第2条 本学は、大学の自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

- 2 本学の内部質保証を推進するため、同志社女子大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 3 第1項に規定する自己点検・評価活動に関する事項は、同志社女子大学自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）に定める。
- 4 本学の内部質保証について客観的な検証を行うため、委員会は学外有識者に意見を求めることができる。学外有識者は、評議会の議を経て学長が委嘱する。

(内部質保証の推進方法)

第3条 本学は、内部質保証を推進するため、次の事項を設定する。

- (1) 本学の教育理念並びに教育目標に基づく学部学科及び大学院研究科専攻の人材の養成に関する目的
- (2) 前号の人材の養成に関する目的に基づく学部学科及び大学院研究科専攻の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針並びに入学者受入れの方針（以下「3ポリシー」という。）
- (3) 大学の諸活動に係る次の方針及び計画
 - ア 中・長期の将来計画
 - イ 内部質保証に関する方針
 - ウ 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針
 - エ 学生支援に関する方針
 - オ 教育研究等環境の整備に関する方針
 - カ 社会連携・社会貢献に関する方針
 - キ 大学の管理運営に関する方針
 - ク 中・長期の財政計画
- 2 学長は、委員会から自己点検・評価結果の報告及び改善策又は向上策の提案を受け、必要があると認めた場合、部長又は研究科長に改善・向上に向けた指示を行う。
- 3 学長は、委員会から内部質保証システムの適切性に関する点検・評価結果について報告を受け、必要があると認めた場合、委員会に改善を指示する。
- 4 学長は、自己点検・評価結果及び内部質保証の状況を評議会及び教授会に報告する。

5 学長は、自己点検・評価結果、内部質保証の状況並びに本学の基本的情報を、本学ホームページ等を活用して積極的に公表する。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、次の事項を任務とし、本学の内部質保証の推進に責任を負う。

- (1) 大学及び大学院の人材の養成に関する目的並びに大学の教育目標の確認
- (2) 第3条第1項第2号に規定する3ポリシーに関する事項の検証
- (3) 第3条第1項第3号に規定する方針及び計画に関する事項の検証
- (4) 第2条第1項に規定する自己点検・評価活動に係る点検・評価項目等の設定
- (5) 本学の自己点検・評価活動の統括
- (6) 全学の自己点検・評価結果の検証及び検証内容に基づく改善策又は向上策の学長への提案
- (7) 自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報の作成及び学長への報告
- (8) 自己点検・評価活動の実施体制、点検・評価項目、自己点検・評価の実施方法についての定期的な見直し及び改善
- (9) 内部質保証システムの適切性に関する点検・評価及び学長への報告
- (10) 認証評価の受審に関する事項
- (11) その他必要な事項

(委員会の構成)

第5条 委員会は、部長及び研究科長をもって構成する。

(委員会の運営)

第6条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、企画部長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 4 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(内部質保証推進運営部会)

第7条 委員会は、委員会の下に内部質保証推進運営部会（以下「運営部会」という。）を置く。

- 2 運営部会は、自己点検・評価規程第4条第3項に基づき報告された自己点検・評価結果を全学的観点から検証し、自己点検・評価報告書等の原案を作成し、委員会に提出する。また、必要に応じて、改善策又は向上策の提案を委員会に行う。
- 3 運営部会は、次の者をもって構成する。ただし、必要に応じて、学長が委嘱する者若干名を加えることができる。
 - (1) 企画部長
 - (2) 教務部長
 - (3) 学生支援部長
 - (4) 総務部長
- 4 運営部会の長は、企画部長をもって充てる。

(事務)

第8条 本学の内部質保証の推進及び委員会並びに運営部会に関する事務は、企画部企画課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2019年3月1日から施行する。

(目的)

第1条 本学は、その教育・研究水準の向上を図り、学術の中心として社会の発展に寄与するため、同志社女子大学学則第2条第1項、同志社女子大学大学院学則第1条の2第1項及び同志社女子大学内部質保証推進規程（以下「内部質保証推進規程」という。）第2条第3項の規定に基づき、本規程を定め、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行う。

(自己点検・評価体制)

第2条 本学の自己点検・評価活動は、内部質保証推進規程第4条第5号の規定に基づき、同志社女子大学内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）が統括する。

2 学部及び大学院研究科は、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うため、当該学部又は研究科名を付した個別の自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。

3 同志社女子大学事務機構規程第1条に規定する部（以下「本学を構成する部」という。）は、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(自己点検・評価事項)

第3条 本学は、次の事項について自己点検・評価を行う。

- (1) 大学の理念及び目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織
- (4) 教育課程及び学習成果
- (5) 学生の受入れ
- (6) 教員及び教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等の環境
- (9) 社会連携及び社会貢献
- (10) 大学運営及び財務

2 前項の各号に係る点検・評価項目等は、内部質保証推進規程第4条第4号の規定に基づき、内部質保証推進委員会が設定する。

(自己点検・評価の実施方法)

第4条 自己点検・評価は、前条第2項により定める点検・評価項目等について実施する。

2 自己点検・評価は原則として毎年行う。

3 学部、大学院研究科及び本学を構成する部は、自己点検・評価結果を内部質保証推進規程第7条に基づき設置する内部質保証推進運営部会に報告する。

(自己点検・評価結果の報告)

第5条 内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の結果について、原則として7年ごとに自己点検・評価報告書を作成する。

2 自己点検・評価報告書を作成しない年度の自己点検・評価の結果については、自己点検・評価年報を作成する。

3 内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の結果について自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報をもって学長に報告する。

(自己点検・評価結果に係る対応)

第6条 学長は、学校教育法が定める自己点検・評価結果の公表を自己点検・評価報告書又は自己点検・評価年報でもって行う。

2 自己点検・評価報告書は、学校教育法が定める認証評価を受けるための調書とする。

(自己点検・評価委員会)

第7条 第2条第2項に基づき学部及び大学院研究科に設置する自己点検・評価委員会は、次の事項を任務とする。

- (1) 第3条第2項に規定する点検・評価項目に基づいた自己点検・評価の実施
 - (2) 第4条第3項に基づく報告
 - (3) その他必要事項
- 2 自己点検・評価委員会は、第3条第2項に規定する点検・評価項目に加えて、独自に定める点検・評価項目に基づき、自己点検・評価に取り組むことができる。
- 3 自己点検・評価委員会は、次の者をもって構成する。ただし、必要に応じて、学部長又は研究科長が委嘱する者若干名を加えることができる。
- (1) 学部長、研究科長
 - (2) 学科主任、専攻主任
 - (3) 教務主任
 - (4) 事務長
- 4 自己点検・評価委員会に委員長を置く。
- 5 委員長は、学部長又は研究科長をもって充てる。
- 6 委員長は、自己点検・評価委員会を招集し、その議長となる。

(事務)

第8条 自己点検・評価活動の所管及びこの規程に関する事務は、企画部企画課が行う。ただし、自己点検・評価委員会に関する事務は、当該学部・研究科事務室が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2019年3月1日から施行する。